（国庫の負担）

第二十四条　国庫は、政令の定めるところにより、都道府県が支弁する前条各号に掲げる費用について、その二分の一を負担する。

第六章　雑則

（訴願）

第二十五条　この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により所長又は都道府県知事がした処分（第九条第五項の規定による補償金額の決定処分を除く。）に不服がある者は、厚生大臣に訴願することができる。

2　厚生大臣は、前項の訴願がらいを伝染させるおそれがある患者であるとの診断に基く処分に対してその診断を受けた者が提起したものであつて、且つ、その不服の理由が、その診断の結果を争うものであるときは、その訴願の裁決前、第五条第二項の規定に準じて厚生大臣が指定する二人以上の医師をして、その者を診察させなければならない。この場合において、訴願人は、自己の指定する医師を、自己の費用により、その診察に立ち会わせることができる。

3　第五条第三項の規定は、前項の医師について準用する。

（罰則）

第二十六条　医師、保健婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく、その業務上知得した左の各号に掲げる他人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　患者若しくはその親族であること、又はあつたこと。

二　患者であつた者の親族であること、又はあつたこと。

前項各号に掲げる他人の秘密を業務上知得した者が、正当な理由がなく、その秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の規定による届出を怠つた者

二　第五条第一項の規定による医師の診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　第九条第一項の規定による物件の授与の制限又は禁止の処分に従わなかつた者

四　第八条第二項又は第九条第二項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第十条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六　第十条第一項の規定による当該職員の質問に対して虚偽の答弁をした者

七　第十八条の規定に違反した者

第二十八条　左の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。

一　第十五条第一項の規定に違反して国立療養所から外出した者

二　第十五条第一項第一号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、許可の期間内に帰所しなかつた者

三　第十五条第一項第二号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、通常帰所すべき時間内に帰所しなかつた者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（旧法の廃止）

2　癩予防法（明治四十年法律第十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（伝染病届出規則の一部改正）

3　伝染病届出規則（昭和二十二年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とする。

第五条中「癩、」及び「癩予防法、」を削る。

（厚生省設置法の一部改正）

4　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二十九号を次のように改める。

二十九　削除

出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「癩予防法（明治四十年法律第十一号）」を「らい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）」に改める。

第二十四条第四号ハを次のように改める。

ハ　らい予防法の適用を受けているらい患者

（地方自法法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の一部改正）

6　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和二十八年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（届出に関する経過規定）

7　この法律の施行前にらい患者の転帰を診断し、若しくはらい患者の死体を検案した医師又はらいにかかつている患者を診断した医師のなすべき届出については、なお従前の例による。

（従業禁止に関する経過規定）

8　この法律の施行の際、現に旧法第二条ノ二の規定により職業に従事することを禁止されている者は、第七条第一項の規定により業務に従事することを禁止されている者とみなす。

（診察に関する経過規定）

9　旧法第九条第一項の規定により行われた検診は、第五条第一項の規定により行われた診察とみなす。

（罰則に関する経過規定）

10　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法務・大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百十五号（昭二八・八・一五）

◎外航船船建造融資利子補給法の一部を改正する法律

外航船船建造融資利子補給法（昭和二十八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外航船船建造融資利子補給及び損失補償法

第一条中「利子補給金を支給することにより、外航船船の建造を促進すること」を「利子補給金を支給し、及び損失補償を行うことにより、外航船船の建造を促進するとともにわが国海運の健全な振興を図ること」に改める。

第二条の見出しを「（利子補給金の支給及び損失補償）」に改める。

第二条中「日本船船を所有する会社が」に、「政令で定める範囲の金融機関」を「日本開発銀行以外の金融機関で政令で定める範囲のもの」に、「利子補給金を支給する」を「利子補給金を支給し、又は当該融資によつて受けた損失を補償する」に改める。

第三条中「前条の規定による契約」を「前条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に改める。

第四条中「第二条の規定による契約」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に、「国会の議決を経た金額」を「予算で定める金額」に改める。

第五条第一項中「第二条の規定による契約」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に、「年七分五厘」を「年五分」に改め、同条第二項中「五年間半年賦均等償還」を「十年間半年賦均等償還」に改める。

第六条中「第二条に規定する契約」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に改める。

第七条から第九条までを次のように改める。

（補償金の総額）

第七条　政府は、第二条の規定による損失を補償する旨の契約を結ぶ場合には、補償金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

（損失の範囲）

第八条　第二条の損失は、金融機関が当該融資に係るすべての担保権を実行し、且つ、当該融資について保証人があるときはすべての保証人に対し債務の履行を請求し、当該担保権に基く競売の申立若しくは

委任若しくは差押命令の申請又は保証人に対する履行の請求のうち最後に行われたものが行われた日から一年を経過してもなお取り立てることができなかつた元本、利子（政令で定める遅延利子を含む。）及び債権行使のために要した費用であつて政令で定める範囲のものに相当する金額とする。但し、金融機関が当該融資に係る担保権を実行し、及び保証人に対し債権を行使してもこれに要する費用を償うことができない場合その他当該融資に係る担保権を実行し、及び保証人に対し債権を行使することが著しく不利である場合において、債権金額から政府と当該金融機関とが協議により定める担保物の評価額及び保証人に対する債権行使による取立見込額を控除した金額をもつて第二条の損失とすることについて政府と当該金融機関との協議が成立したときは、その額とする。

（損失補償の限度）

第九条　政府は、前条に規定する損失のうち当該融資の融資総額の百分の三十に相当する金額をこえる部分については、補償しない。

第九条の次に次の十四条を加える。

（債権の保全及び取立）

第十条　金融機関は、第二条の規定による損失を補償する旨の契約に係る融資については、善良な管理者の注意をもつて、当該融資に係る債権を保全し、且つ、その取立に努めなければならない。

2　金融機関が、第二条の規定による損失を補償する旨の契約に係る融資について当該契約による損失補償を受けた場合において、当該融資に係る債権を取り立てたときは、取り立てた金額を債権行使のために要した費用であつて政令で定める範囲のもの及び当該融資について損失補償を受けない第八条に規定する損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、これを政府に納付しなければならない。但し、当該契約により政府から受けた補償金の額を限度とする。

3　金融機関は、前項の規定により残額を政府に納付する場合において、次条第一項の規定により交付された国債証券（当該国債の借換のため発行された国債証券を含む。）を有するときは、当該国債証券をもつて納付することができる。

（補償金の国債証券による交付）

第十一条　第二条の規定による損失を補償する旨の契約により政府が支払うべき補償金は、国債証券をもつて交付することができる。

2　政府は、前項の規定による交付のため、必要な額を限度として、国債証券を発行することができる。

3　第一項の国債証券の交付価格その他前二項の国債証券に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（会社に対する納付金）

第十二条　第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社は、その決算において利益（政令で定める範囲のものを控除した金額。以下同じ。）の額が当該会社の資本（発行済無額面株式の発行価額の総額をいう。以下同じ。）に政令で定める率を乗じて算出した金額をこえるときは、当該利益に係る決算期に属する期間について金融機関が支給を受ける利子補給金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十三条　第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社は、当該契約が結ばれた日から十五年以内に、その決算において計上した利益の額が当該会社の資本に政令で定める率を乗じて算出した金額をこえるときは、当該利益の額から資本に政令で定める率を乗じて算出した当該金額に相当する金額を控除した金額の二分の一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。但し、当該決算までに当該融資について金融機関が支給を受けた利子補給金に相当する金額から当該決算までに、前条の規定により国庫に納付し、又は納付すべき金額、当該決算までに第十五条の規定により国庫に納付し、又は納付すべき金額及び本条の規定により当該決算以前の決算に計上した利益に関して国庫に納付し、又は納付すべき金額に相当する金額を控除した金額を限度とする。

（会社に対する勧告等）

第十四条　運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けた会社に対し左の各号に掲げる勧告又は監査をすることができる。但し、利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社に対しては

当該契約が結ばれた日から十五年以内であり、且つ、当該会社がこの法律の規定により国庫に納付した金額が当該融資に関し金融機関が支給を受けた利子補給金の総額に達するまでの期間に、損失を補償する旨の契約に係る融資を受けた会社に対しては当該契約の存続する期間に限る。

一　不当な経理の是正その他経理の改善に関する勧告

二　不当な競争の排除についての必要な勧告

三　業務又は経理の監査

2　運輸大臣は、第二条の申請をした会社に対し船価の低減を図るため、当該申請に係る外航船舶の仕様について必要な勧告をすることができる。

（勧告に従わなかつた場合等における納付金）

第十五条　運輸大臣は、第二条の規定による契約に係る融資を受けた者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、その者につき当該事実が生じた日までに当該融資に関し支給を受け、又は受けるべき利子補給金に相当する金額から控除した金額を限度とする。

一　前条第一項第一号又は第二号の規定による勧告に従わなかつたとき

二　第二条の規定による契約に係る融資により、同条の申請に係る船舶の仕様と異つた仕様によつて船舶の建造を請け負わせたとき

（強制徴収）

第十六条　運輸大臣は、第十二条、第十三条又は前条の規定による納付金を納付しない者があるときは、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の規定により督促するときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、その到来の日が督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　運輸大臣は、前二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限にその督促に係る納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを処分する。

（延滞金）

第十七条　運輸大臣は、前条第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

（監査の実施）

第十八条　運輸大臣は、第十四条第一項第三号の規定による監査を行うため必要があると認めるときは、当該会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、当該会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（日本開発銀行に対する利子補給金の支給）

第十九条　政府は、当分の間、第二条の会社の申請によりその会社が同条の外航船舶の建造を同条の造船事業者に請け負わせる場合において、日本開発銀行がその資金を融通するときは、政令で定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給する旨の契約を同行と結ぶことができる。

第二十条　第三条から第五条までの規定は、前条の規定による契約について準用する。この場合において第三条中「会計年度以降十七箇年度以内」と、第五条第一項中「当該金融機関が通常それと同種類の融資を行う場合における利率と年五分との差の範囲内」とあるのは「日本開発銀行が当該契約に係る融資を行う場合における利率と年三分五厘との差の範囲内」と、同条第二項中「十年間半年賦均等償還」とあるのは「当

該融資契約が結ばれた日以後、貨物船に係る融資にあつては元本三年間据置十二年間半年賦均等償還、油槽船に係る融資にあつては元本三年間据置十年間半年賦均等償還」と読み替えるものとする。

2　第十二条から第十八条までの規定は、前条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社について準用する。この場合において第十四条第一項中「十五年以内」とあるのは「二十年以内」と読み替えるものとする。

3　第二十二条の規定は、日本開発銀行が前条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資をした場合について準用する。

第二十一条　日本開発銀行は、第十九条の規定による契約により政府から利子補給金の支給を受けるときは、当該融資契約により受ける利子額を当該融資の契約上の利子額から利子補給金に相当する額だけ差し引いたものとしなければならない。

（金融機関の法令等の違反に対する措置）

第二十二条　政府は、金融機関が、この法律又は第二条の規定による契約に違反したときは、当該金融機関に対し、支給すべき利子補給金の全部若しくは一部を支給せず、補償すべき損失の全部若しくは一部を補償せず、又は支給した利子補給金若しくは補償金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（罰則）

第二十三条　第十八条第一項の規定（第二十条第二項において準用する場合を含む。）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

2　会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その会社に対して同項の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、貨物船にあつては昭和二十五年十二月一日以降の請負に係るものの融資について、油槽船にあつては昭和二十六年十二月一日以降の請負に係るものの融資について適用する。但し、損失補償に関しては、この法律の施行前になされた融資については、適用しない。

2　この法律施行前の請負に係る外航船船舶の建造のための融資についての改正後の外航船船建造融資利子補給及び損失補償法の適用については、同法第五条第二項中「予定しゆん工日」とあるのは「予定しゆん工日（既にしゆん工した船舶については、しゆん工日）」と読み替えるものとする。

3　改正前の第二条の規定により結ばれた利子補給金を支給する旨の契約に係る融資については、当該契約に係る利子補給金の支給については、改正後の第十二条から第十五条までの規定は、適用しない。

4　改正前の第七条及び第八条の規定は、改正前の第二条の規定により結ばれた利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社については、なおその効力を有する。

5　政府は、昭和二十八年度において改正後の外航船船建造融資利子補給及び損失補償法第二条の規定による損失を補償する旨の契約を結ぶ場合には、改正後の同法第七条の規定にかかわらず、補償金の総額が五十九億七千万円をこえることとならないようにしなければならない。

6　政府は、昭和二十八年度において改正後の外航船船建造融資利子補給及び損失補償法第十九条の規定による利子補給金を支給する旨の契約を日本開発銀行と結ぶ場合には、同法第二十条において準用する同法第四条の規定にかかわらず利子補給金の総額が八十五億四百七十三万円をこえることとならないようにしなければならない。

7　臨時船質等改善助成利子補給法（昭和二十八年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「外航船船建造融資利子補給法」を「外航船船建造融資利子補給及び損失補償法」に改める。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百十六号（昭二八・八・一五）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（衆法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）における伝染病の予防、伝染病院及び隔離病舎等の災害復旧、簡易水道の災害復旧及び布設並びに汚物の処理等に関し特別の措置を講じ、もつて被害地域における公衆衛生の保持に資することを目的とする。

（伝染病予防法の特例）

第二条　政令で指定する被害地域の市町村が、昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から昭和二十九年三月三十一日まで（水害による伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第二十一条第一項第四号に規定する施設についての災害の復旧に要する費用に関しては昭和三十年三月三十一日まで）の間に、水害のため同法第二十一条の規定により支弁した費用（同法第十九条第二項に関する諸費を除く。）については、同法第二十四条の規定にかかわらず、同条中「三分ノ二」とあるのは「全額（昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十六号）第一条に規定スル水害ニ因ル（第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テノ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ六分ノ五）」と読み替えて、同法第二十四条の規定を適用する。

2　伝染病予防法第二十五条第一項の規定にかかわらず、前項に規定する期間内に、被害地域に係る部道府県が水害のため同法第二十二条の規定により支弁した費用及び被害地域の同法第十九条第二項に規定する市が水害のため同項に関し支弁した費用については、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「四分ノ三」と読み替え、前項に規定する被害地域の市町村が水害のため支弁した費用に対し当該都道府県が同法第二十四条の規定により支出した費用については、同法第二十五条第一項中「二分ノ一」とあるのは「三分ノ二（昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十六号）第一条ニ規定スル水害ニ因ル（第二十一条第一項第四号ニ規定スル施設ニ付テノ災害ノ復旧ニ要スル費用ニ付テハ五分ノ四）」と読み替えて、それぞれ同法第二十五条第一項の規定を適用する。

3　第一項の場合において、起算日を昭和二十八年六月一日とする市町村及び同年七月一日とする市町村は、政令で定める。

（簡易水道の復旧及び布設に関する補助）

第三条　国は、政令で指定する被害地域において、市町村が設置する簡易水道が水害を受けた場合又は従来住民に使用されていた井戸、流水、ゆう泉等の水源若しくは給水施設が水害によつて破壊され、その復旧が困難で、これを放置することが公衆衛生上著しく支障がある場合に、当該市町村が昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に、簡易水道の復旧又は布設をしようとするときは、予算の範囲内において、その復旧又は布設に要する費用の二分の一を当該市町村に補助することができる。

2　前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（汚物処理等に関する補助）

第四条　国は、政令で指定する被害地域の市町村が、昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から、左の第一号に該当する場合にあつては昭和二十九年三月三十一日までの間に、左の第二号又は第三号に該当する場合にあつては昭和三十年三月三十一日までの間に、それぞれ、左の各号の一に掲げる費用を支出したときは、昭和二十八年度又は昭和二十九年度において、予算の範囲内において、その費用の三分の二を当該市町村に補助することができる。

一　し尿の処理に要する費用

二　公共便所又はし尿の処理のために必要なし尿貯りゆう槽、し尿積換所その他政令で定めるし尿処理施設の設置に要する費用

三　水害による塵芥焼却場又は火葬場の災害の復旧

に要する費用

2　第二条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（政令への委任）

第五条　この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百十七号（昭二八・八・一五）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法（衆法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）における災害救助に関し、特別の措置を講じ、もつて民生の安定と被害地域の復興に資することを目的とする。

（救助に要した費用に対する国の負担）

第二条　被害地域に係る都道府県が、昭和二十八年六月一日（政令で指定する被害地域に係る都道府県にあつては同年七月一日）から災害救助法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百六十六号）の施行の日の前日までの間に、水害に関する救助のため、左の各号の一に掲げる費用を支出したときは、その費用については、当該都道府県が災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三十三条第一項の規定により支弁した費用とみなし、同法第三十六条の規定を適用する。

一　応急仮設住宅の供与、飲料水の供給及び災害にかかつた者の救出に要する費用

二　前号及び災害救助法第二十三条に規定する救助の事務を行うのに必要な費用

三　第一号及び災害救助法第二十三条に規定するもの以外の救助のため必要な施設又は設備で政令で定めるものに要する費用

（国の負担に関する特例）

第三条　被害地域に係る都道府県については、昭和二十八年度に限り、災害救助法第三十六条中「千分の二」とあるのは「千分の一」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

（政令への委任）

第四条　この法律に規定するものを除く外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百十八号（昭二八・八・一五）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法（衆法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）において国民健康保険を行う保険者に対し、貸付金の貸付及び補助金の交付を行い、もつて被害地域における国民健康保険事業の円滑且つ健全な運営に資することを目的とする。

（貸付金の貸付）

第二条　国は、前条に規定する被害地域において国民健康保険を行う保険者（特別国民健康保険組合を除く。以下同じ。）で、昭和二十八年六月一日（政令で指定する被害地域にあつては同年七月一日）から六箇月間に保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）又は一部負担金を減免したものが、左の各号に掲げる要件を具備するときは、当該保険者に対し、国民健康保険事業の経費に充てさせるため、昭和二十八年度に限り、予算の範囲内において貸付金を貸し付けることができる。

一　水害のため、当該国民健康保険の被保険者に係る市町村が、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けたこと。

二　昭和二十八年六月一日（政令で指定する被害地域にあつては同年七月一日）から六箇月間に減免した保険料の額（以下「保険料減免額」という。）が、昭和二十八年五月末日現在において調査決定していたその年度の保険料の額の百分の十に相当する額以上であり、且つ、二十万円以上であること。

（貸付金の額）

第三条　前条の規定による貸付金の額は、保険料減免額及び一部負担金の減免額の百分の八十に相当する額以内の額とする。

（貸付条件）

第四条　第二条の貸付金の償還期限は、貸付金の貸付を受けた年度の翌年度の初日から十五年（当該翌年度の初日から五年間の据置期間を含む。）以内とし、年利五分五厘の元利均等年賦の方法により、政令の定めるところにより償還するものとする。

2　貸付金の据置期間は、貸付を受けた年度における貸付の期間及び当該年度の翌年度の初日から五年間とし、据置期間中は、無利子とする。

第五条　国は、災害その他特別の事由により年賦金の支払が著しく困難となつた保険者に対し、その年賦金の支払を猶予することができる。

（貸付金の一時償還）

第六条　国は、貸付金の貸付を受けた保険者が、左の各号の一に該当する場合には、第四条第一項の規定にかかわらず、当該保険者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を命ずることができる。

一　この法律に基く貸付金の貸付の申請書に虚偽の記載があつたとき。

二　第七条の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

三　年賦金の支払を著しく怠つたとき。

四　事業の内容が著しく低下し、又は事業を休止し、若しくは廃止したとき。

五　前各号に掲げる場合の外、正当な理由がなくて契約の条項に違反したとき。

（報告及び検査）

第七条　厚生大臣は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付を受けた保険者に対して報告をさせ、又はその職員をして、保険者の事務所に立ち入り、貸付金の使途及び償還その他必要な事項につき、実地の検査をさせることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（適用除外）

第八条　この法律による貸付金については、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第二十六条第二項及び第三十七条ノ六第二項の規定は、適用しない。

（補助金の交付）

第九条　国は、昭和二十八年度に限り、予算の範囲内において第二条から第四条までの規定により貸付金の貸付を受ける保険者に対し、保険料減免額及び一部負担金の減免額の百分の二十に相当する額以内の額を補助金として交付することができる。

（厚生大臣の権限の委任）

第十条　この法律の施行に関し、厚生大臣の権限に属する事務で、政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

（政令への委任）

第十一条　この法律に規定するものを除くの外、貸付金の貸付及び補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百十九号（昭二八・八・一五）
◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）において実施される失業対策事業に特別の措置を講じ、もつて失業者の生活の安定に資することを目的とする。

（国の負担割合の特例）

第二条　昭和二十八年七月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に、被害地域において、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）に基き地方公共団体等が実施する失業対策事業に要する経費については、国は、他の法令の規定にかかわらず、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める算定基準に従い、左表の上欄に掲げる経費の種目につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる割合で負担する。

経費の種目	割合
労力費	五分の四
資材費	二分の一
事務費	五分の四

附　則

この法律は、公布の日から施行し、政令の定めるところにより、被害地域においてこの法律施行前に実施された失業対策事業についても適用する。

（大蔵・労働・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十号（昭二八・八・一五）
◎昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法（衆法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月から七月までの間に生じた水害（以下「水害」という。）によつて損失を受けたたばこ耕作者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定を図るため、日本専売公社（以下「公社」という。）が当該資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

（損失補償及び利子補給）

第二条　公社は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）が左に掲げる者に対して融資をするときは政令の定めるところにより、当該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子を補給する旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

一　水害によつてたばこ乾燥場に損害を受けた者である旨の公社の認定を受けたたばこ耕作者でその復旧のために必要な資金の融通を受けようとするもの

二　水害による葉たばこの減収が平年におけるその収穫量の百分の三十以上である旨の公社の認定を受けたたばこ耕作者で肥料、薬剤等の購入その他たばこ耕作上必要な資金の融通を受けようとするもの

三　第一号又は前号に規定する者の加入する農業協同組合で、その者に対し第一号又は前号の資金を融通しようとする農業協同組合

2　前項の規定により公社と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十四年三月三十一日以前のものでその利率が、政令で指定する地域における前項第一号若しくは第二号に規定する者（以下「指定地域内の者」と総称する。）又は指定地域内の者に資金を融通しようとする農業協同組合に対する融資については年三分五厘以内、政令で指定する地域外における前項第一号若しくは第二号に規定する者（以下「指定地域外の者」と総称する。）に資金を融通しようとする農業協同組合に対する融資については年三分五厘以内のものに限る。

3　公社が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、二億円を限度とする。

（損失の基準及び損失補償限度）

第三条　前条第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2　前条第一項の規定による契約に基いて公社が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同条同項の融資（以下「融資」という。）の総額の百分の四十に相当する金額とする。

（利子補給の基準）

第四条　第二条第一項の規定による契約に基いて公社が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に対し指定地域内の者又は指定地域内の者に資金を融通しようとする農業協同組合に対する融資については年八分、指定地域外の者又は指定地域外の者に資金を融資しようとする農業協同組合に対する融資については年五分の割合で計算した金額とする。

（債権の保全及び回収）

第五条　融資機関は、第二条第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2　前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、この法律の規定により公社から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を公社に納付しなければならない。

（法令等の違反に対する措置）

第六条　公社は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二条第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（施行期定）

第七条　この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十一号（昭二八・八・一五）

◎昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（衆法）

（目的）

第一条 この法律は、政令で指定する地域内に事業所を有し、且つ、昭和二十八年六月及び七月における大水害によって損失を受けた中小企業者に対し、その事業の再建に必要な資金（以下「再建資金」という。）の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。）の規定の特例を定めるものとする。

（保険金額及び保険料）

第二条 再建資金の貸付（相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）第二条第一項第一号の契約に基く給付及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付（以下「給付」と総称する。）を含む。）であって昭和二十九年三月三十一日までに行われたものに係る法第三条第一項の保険関係においては、法第三条第二項及び法第六条の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をするときまでに回収した額を控除した残額に、百分の九十を乗じて得た額とする。

2　再建資金の借入（給付の受領を含む。）による債務の保証であって昭和二十九年三月三十一日までに行われたものに係る法第九条の二第一項の保険関係においては、法第九条の二第二項及び法第九条の四の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、指定法人が中小企業者に代って弁済（給付の場合は、払込。以下同じ。）をした借入金（給付の場合は、掛金。以下同じ。）の額から指定法人がその支払の請求をするときまでに中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。）を行使して取得した額（指定法人が借入金の外利息についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額（給付の場合は、総払込額）に対する割合を乗じて得た額）を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

3　再建資金の借入につきしたこととなる債務の保証であって昭和二十九年三月三十一日までに行われたものに係る法第九条の六第一項の保険関係については、前項の規定を準用する。この場合において、「法第九条の二第二項及び法第九条の四」とあるのは「法第九条の六第二項及び法第九条の七第一項において準用する法第九条の四」と読み替えるものとする。

（保険料）

第三条 保険料の額は、法第五条（法第九条の五第一項及び法第九条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

2　地方公共団体は、前項の保険料の額の二分の一以上の額を金融機関又は指定法人に補給するものとする。

（中小企業信用保険特別会計の損失のてん補）

第四条 政府は、この法律の規定により支払った保険金の額が、この法律の規定により徴収した保険料及び回収金の額をこえる額に相当する金額を、毎会計年度、一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰り入れるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十二号（昭二八・八・一五）

◎昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律（衆法）

（補助）

第一条 政府は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域において生じた大水害によって損害を受けた地方鉄道業、軌道業又は自動車運送事業を営む者が、その受けた損害を復旧するための資金を得ることが著しく困難なため当該事業の全部又は一部を休止し、又は廃止すべき事態に立ち至った場合に、その休止又は廃止が当該地域における民生の安定及び産業の復興に著しい障害を与えると認めるときは、当該事業の復旧のために要する資金の五分の一に相当する金額を補助することができる。

2　前項において「地方鉄道業」とは、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一条第一項に規定する地方鉄道により旅客又は物品を運送する業をいい、「軌道業」とは、軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道により旅客又は物品を運送する業をいい、「自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第二項第一号及び第四号に規定する事業（郵便物を運送するものに限る。）をいう。

（補助金の申請）

第二条 前条第一項の補助を受けようとする者は、運輸省令で定めるところにより運輸大臣に申請しなければならない。

（補助金の使途の制限）

第三条 第一条の規定により補助を受けた者は、当該補助金を定められた使途以外に使用してはならない。

（補助金の返還）

第四条 運輸大臣は、第一条の規定に違反したときは、交付した補助金の全部又は一部を運輸省令で定める利息を附して返還すべきことを命ずることができる。

（融資のあっ旋）

第五条 政府は、第一条に規定する事業を営む者が同条の大水害による損害の復旧のために必要とする資金について、その融通のあっ旋に努めなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十三号（昭二八・八・一七）

◎建設業法の一部を改正する法律

建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「技術者の設置」を「主任技術者の設置」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「この法律は、」の下に「第二十二条第二項及び第三項並びに第三十一条第一項の規定を除き、」を加え、同条第二号中「第十四号から第二十二号まで」を「第二十号」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2　登録申請者のうち、建設大臣の登録を受けようとする者は、前項の規定による外、同一都道府県内にあるその営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の一に、前項各号の一に該当する者を一人以上置く者でなければならない。

第六条各号列記以外の部分中「営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）」を「営業所」に改める。

第七条第四号中「第五条各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有すること」を「第五条第一項各号に規定する要件の一をそなえる技術者を有すること及び同条第二項に規定する要件をそなえていること」に改

める。

第九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十一条第一項第二号中「（法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む。）」を「（取消の日前三十日以内において、法人である場合においては、その役員又は政令で定める使用人（以下本条中「使用人」という。）であつた者、個人である場合においては、その支配人、法定代理人又は使用人であつた者を含む。）」に改め、同項第三号中「（法人である場合においては、刑に処せられた日において役員であつた者を含む。）」を「（刑に処せられた日前三十日以内において、法人である場合においては、その役員又は使用人であつた者、個人である場合においては、その支配人、法定代理人又は使用人であつた者を含む。）」に改め、同項に次の一号を加える。

六　個人でその支配人が第一号から第三号までの一に該当する者であるもの

第十六条中「建設省令」を「政令」に改める。

第二十一条第一項中「但し、」の下に「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社の保証に係る工事又は」を加える。

第二十二条を次のように改める。

（一括下請負の禁止）

第二十二条　建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2　建設業を営む者は、建設業者から当該建設業の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3　前二項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

第二十四条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、建設業審議会は、必要があると認めるときは、当事者又は参考人の出頭を求めることができる。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　主任技術者の設置

第二十六条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十八条第一項に次の一号を加える。

六　建設業者が、その請け負つた建設工事を一括して請け負つた場合において、建設業審議会は、必要があると認めるときは、当事者又は参考人の出頭を求めることができる。

の規定に違反するとき。

第二十八条第二項中「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会（以下「建設業審議会」という。）は、」の下に「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて、」を加える。

第二十九条各号列記以外の部分中「左の各号の一に該当するときは、」の下に「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて、」を加え、同条第一号を次のように改める。

一　第五条第一項各号に規定する要件をそなえる者を欠くに至つた場合又は同条第二項に規定する要件を欠くに至つた場合

第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二　建設大臣又は都道府県知事は、建設業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は建設業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいい、個人である場合においては、その支配人の所在を含むものとする。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の登録を取り消すことができる。

第三十条中「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事又は当該建設業者が建設業を営んでいる地を管轄する都道府県知事」に改める。

第三十一条第一項中「すべての建設業者」を「建設業を営むすべての者」に、「その登録を受けた建設業者」を「当該都道府県の区域内で建設業を営む者（建設大臣の登録を受けた者を除く。）」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「（前項において準用する場

合を含む。）」を削り、同条第四項中「建設省令」を「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、第四十二条の規定により第二十八条第一項に規定する建設大臣の権限を委任された都道府県知事が同条同項に規定する処分をする場合について準用する。

第三十四条第二項中「建設工事の標準請負契約約款」の下に、「、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三十七条第一項本文中「六月」を「二年」に改め、同条第二項但書を削る。

第四十二条中「特別の必要があると認めるときは、」を「政令の定めるところにより、第二十八条第一項及び第三項並びに」に改める。

第四十四条中「第三十二条」を「第二十四条第二項及び第三十二条」に改める。

第四十七条第三号を次のように改める。

三　削除

第四十七条第四号及び第五号中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第四十九条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　正当な理由がなくて第二十四条第二項の規定による出頭の要求に応じなかつた者

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一条第一項第二号及び第三号並びに第二十二条の改正規定は、この法律公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2　この法律施行の際、現に建設業を営んでいる者で、この法律の施行によつて新たに建設業法第四条第一項の規定により登録を受けなければならなくなつたものは、同法同条同項による登録を受けないでも、この法律施行の日から起算して六十日を限り、建設業者とみなす。その者がその期間内に同法第六条の規定により登録を申請した場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分のあるまで、また同様とする。

3　建設業法第十八条から第二十四条まで、第二十六条及び第四十条の規定は、前項の規定により建設業者とみなされた者については、適用しない。

4　建設業法第十七条の規定は、附則第二項後段の規定により建設業者とみなされた者の登録が同法第十一条第一項の規定により拒否された場合について準用する。

5　前項において準用する建設業法第十七条第一項後段に規定する通知をしなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

6　改正後の建設業法第五条第二項の規定は、この法律施行の際、現に建設大臣の登録を受けている者又はこの法律施行の日前若しくは施行の日から起算して六十日以内において建設大臣に登録を申請した者については、適用せず、これらの者については、なお、改正前の建設業法第二十七条及び第四十七条第三号の規定の例によるものとする。

7　この法律施行の際、現に建設業審議会の委員である者の任期は、この法律施行の日前に委員であつた期間を通算する。

〔建設・内閣総理大臣署名〕

法律第二百二十四号　（昭二八・八・一七）

◎財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律（衆法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、経営及び労働の諸条件の改善のための労働科学に関する研究及び調査に係る事業の発達に資するため、財団法人労働科学研究所に対する助成について規定するものとする。

（譲与）

第二条　政府は、財団法人労働科学研究所（以下「財団」という。）に対し、財団が行う前条に規定する事

業の用に供するため、他の法令の規定にかかわらず、この法律施行の際国有財産台帳上東京都世田谷区祖師谷二丁目千二百二十六番地所在の国有財産たる施設並びに当該施設の用に供し、及び当該施設に備え付けられている動産（これらの施設及び動産の従物を含む。以下同じ。）を譲与することができる。

（譲与された財産の指定用途以外の使用等）

第三条 財団は、前条の規定により譲与を受けた財産を、文部大臣の許可を得ないで第一条に規定する事業の用以外の用に供してはならない。

2 前条の規定による譲与の所管大臣は、財団が、前項の規定に違反し、その他譲与の条件に違反したときは、文部大臣の意見を聞いて、当該譲与に係る契約を解除することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条に規定する施設及び動産で同条の規定による譲与の際現に国が使用しているものについて、当該譲与後もなお引き続き国が使用することを必要とするときは、国は、当分の間、引き続き当該財産を無償で使用することができる。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十五号（昭二八・八・一七）

◎農産物価格安定法（衆法）

（目的）

第一条 この法律は、米麦に次いで重要な農産物の価格が正常な水準から低落することを防止し、もつて農業生産及び農家経済の安定に資することを目的とする。

（買入）

第二条 政府は、前条の目的を達成するため、省令の定めるところにより、甘しよ生切干、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉及びなたね（以下「農産物等」という。）を、毎年農林大臣の定める数量の範囲内において、その生産者又はその者が直接若しくは間接の構成員となつている法人で省令で定めるもの（以下「生産者団体」という。）の売渡の申込により買い入れる。

2 前項の規定により買い入れる農産物等の数量は、生産者団体の意見を聞き、農産物等及びその原料である農産物の需給事情、時価等を勘案して定める。

3 第一項の規定により買い入れる農産物等は、省令で定める種類及び規格のものに限る。

（優先買入）

第三条 前条第一項の場合において、生産者団体があらかじめ農林大臣の承認又はその勧告を受けて第一条の目的を達成するために農産物等の販売の調整を行うときは、政府は、省令の定めるところにより、当該生産者団体からの売渡の申込に係る数量の農産物等を優先的に買い入れるものとする。

（甘しよ及び馬鈴しよの価格維持のための措置）

第四条 政府は、第二条第一項の売渡の申込が甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉に係るものである場合において、その原料である甘しよ又は馬鈴しよの生産者がその売渡の対価として受ける額が当該甘しよ又は馬鈴しよにつき定める次条第一項第一号の原料基準価格に基く額に達していないと認められるときは、その売渡の申込に応じないことができる。

（買入価格）

第五条 第二条第一項の規定により買い入れる農産物等の政府の買入の価格は、政令の定めるところにより、左の各号に掲げる額（以下「買入基準価格」という。）を基準とし、生産者団体にはかり、その意見を尊重して農林大臣が定める。

一 甘しよ生切干、甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉については、その原料である甘しよ又は馬鈴しよにつき、政令の定めるところにより、農業パリテイ指数に基き算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参しやくして農林大臣が定める額（以下「原料基準価格」という。）に、加工に要する費用等を加えて得た額

二 なたねについては、農林大臣が、政令の定めるところにより、農業パリテイ指数に基き算出した

価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参しやくして定める額

2 政府が生産者団体から買い入れる場合には、前項の政府の買入の価格に、農林大臣の定める金利、保管料等に相当する額を加算することができる。

3 第一項の政府の買入の価格及び原料基準価格は、毎年、政令で定める期日までに定めて公表しなければならない。

（買入価格等の改定）

第六条 前条第一項の政府の買入の価格及び原料基準価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（売渡及び売渡価格）

第七条 政府は、第二条第一項の規定により買い入れた農産物等を、当該農産物等の需給事情を勘案し、農産物等の時価に悪影響を及ぼさないように売り渡すものとする。

2 前項の売渡の価格は、買入基準価格及び時価を下つてはならない。但し、左の各号に掲げる場合には、農林大臣の定める価格とすることができる。

一 新規の用途又は販路に向けるため必要があるとき。

二 試験研究の用に供するとき。

三 管理上の必要により売り払うとき。

（生産者団体に対する措置）

第八条 農林大臣は、必要があると認めるときは、生産者団体に対し、第一条の目的を達成するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 政府は、生産者団体が農林大臣の承認又は勧告を受けて第一条の目的を達成するために農産物等の販売の調整を行う場合において必要があるときは、必要な資金のあつ旋その他必要な措置を行うものとする。

（農産物等に関する調査）

第九条 農林大臣は、農産物等（甘しよ及び馬鈴しよを含む。以下本項において同じ。）の生産費、需給事情その他農産物等の価格の安定に関して必要な事項を調査するため必要があるときは、農産物等の生産者又は生産者団体から必要な事項の報告を徴し、又はその職員にこれらの者の営業所、事業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）ニ依リ政府ノ買入ルル甜菜糖ヲ含ム以下同シ」を「及農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）ニ依リ政府ノ買入ルル農産物等（以下農産物等ト謂フ）」に、第二条、第三条、第四条ノ三、第六条第一項及び第六条ノ五中「食糧」を「食糧及農産物等」に改め、附則第六項を次のように改める。

飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）ノ規定ニ依ル飼料及てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）ノ規定ニ依ル甜菜糖ノ買入、売渡、保管又ハ検査ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間本会計ノ所属トスコノ場合ニ於テ第二条、第三条、第四条ノ三、第六条第一項及第六条ノ五中「食糧及農産物等」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト読替フルモノトス

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十七号の二の次に次の一号を加える。

四十七の三 農産物等（農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第二条第一項の農産物等をいう。以下同じ。）の買入、保管及び売渡を行うこと。

第四十八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 農産物等の買入及び売渡の価格の決定並びにてん菜糖の買入の価格の決定に関すること。

第四十九条に次の一号を加える。

三 農産物等及び輸入飼料の保管並びに輸入飼料

たる麦類の売渡を行うこと。

第五十条に次の一号を加える。

五　農産物等及び輸入飼料の買入及び売渡（輸入飼料たる麦類の売渡を除く。）を行うこと。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十六号（昭二八・八・一七）

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（衆法）

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第五号の次に次の一号を加える。

五の二　漁船の改造、建造又は取得に必要な資金

別表中

「五　漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年七分十五年三年

」を

「五　漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年七分十五年三年
五の二　漁船の改造、建造又は取得に必要な資金	年八分十五年三年

」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二号ノ四」を「第二号ノ五」に改める。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百二十七号（昭二八・八・一七）

◎労働金庫法（参法）

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　会員（第十一条―第二十一条）
第三章　設立及び事業免許の申請（第二十二条―第三十条）
第四章　管理（第三十一条―第五十七条）
第五章　事業（第五十八条）
第六章　経理（第五十九条―第六十一条）
第七章　合併及び事業の譲渡又は譲受（第六十二条―第六十六条）
第八章　解散及び清算（第六十七条・第六十八条）
第九章　登記（第六十九条―第八十九条）
第十章　雑則（第九十条―第九十八条）
第十一章　罰則（第九十九条―第百二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を保進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

（人格）

第三条　労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）は、法人とする。

（住所）

第四条　金庫の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（原則）

第五条　金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

2　金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3　金庫は、その事業の運営については、政治的に中

立でなければならない。

（事業免許）

第六条　金庫の事業は、大蔵大臣及び労働大臣の免許を受けなければ行うことができない。

（出資の総額の最低限度）

第七条　労働金庫の出資の総額は、左の各号に定める金額以上でなければならない。

一　東京都の特別区の存する地域又は大蔵大臣及び労働大臣の指定する人口三十万以上の市に主たる事務所を有する労働金庫にあつては七百万円

二　前号に規定する労働金庫以外の労働金庫にあつては三百万円

2　労働金庫連合会の出資の総額は、七千万円以上でなければならない。

（名称）

第八条　金庫は、その名称中に左の文字を用いなければならない。

一　労働金庫にあつては労働金庫

二　労働金庫連合会にあつては労働金庫連合会

2　この法律によつて設立された金庫以外のものは、その名称中に労働金庫又は労働金庫連合会であることを示すような文字を用いてはならない。

3　金庫の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号の保護）の規定を準用する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保との関係）

第九条　金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用については、同法第二十四条（組合の行為への適用除外）各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

（登記）

第十条　この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章　会員

（会員たる資格）

第十一条　労働金庫の会員たる資格を有するものは、左に掲げるもので定款で定めるものとする。

一　その労働金庫の地区内に事務所を有する消費生活協同組合及び同連合会

二　その労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八条（職員の団体）の規定に基く国家公務員の団体、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条（職員団体の組織）の規定に基く地方公務員の団体、健康保険組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）に基く共済組合及び同連合会

三　その労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八条（職員の団体）の規定に基く国家公務員の団体、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条（職員団体の組織）の規定に基く地方公務員の団体であつて、その構成員の過半数が労働者であるもの及びその連合団体

2　前項の規定にかかわらず、定款に定のある場合には、その労働金庫の地区内に住所を有する労働者及びその労働金庫の地区内に存する事業場に使用される労働者は、その労働金庫の会員となることができる。

3　労働金庫連合会の会員たる資格を有するものは、その連合会の地区の一部を地区とする労働金庫であつて、定款で定めるものとする。

（出資）

第十二条　労働金庫及び労働金庫連合会の会員（以下「会員」という。）は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資の一口の金額は、均一でなければならない。

3　一会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。

4　会員の責任は、その出資額を限度とする。

5　会員は、出資の払込について、相殺をもつて金庫に対抗することができない。

（議決権）

第十三条　会員は、各々一箇の議決権を有する。但し、第十一条第二項の規定による会員（以下「個人会員」という。）は、議決権を有しない。

2　会員（個人会員を除く。）は、あらかじめ当該会員を代表してその議決権を行使する者（以下「代議員」という。）一人を定めて、その氏名を金庫に通知して

おかなければならない。この場合において、代表権を証する書面を差し出すものとする。

3　会員（個人会員を除く。）は、代議員によって議決権を行う。但し、第四十九条（総会招集の手続）の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、当該事項に関し代議員以外に当該会員を代表する者（以下「臨時代議員」という。）によって議決権を行うことを妨げない。

4　臨時代議員は、代表権を証する書面を金庫に差し出さなければならない。

（加入）

第十四条　金庫に加入しようとするものは、定款の定めるところにより、加入につき金庫の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

（持分の譲渡）

第十五条　会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有するものにその持分を譲り渡すことができる。但し、個人会員以外の会員は、個人会員又は個人会員たる資格を有するものに譲り渡すことはできない。

2　会員たる資格を有するものが持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。

3　持分を譲り受けたものは、その持分について、譲り渡したものの権利義務を承継する。

4　会員は、持分を共有することができない。

（任意脱退）

第十六条　会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によって脱退することができる。この場合において、その譲渡を受けるものがないときは、会員は、金庫に対し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

（法定脱退）

第十七条　会員は、左の事由によって脱退する。

一　会員たる資格の喪失

二　解散又は死亡

三　破産

四　除名

五　持分の全部の喪失

2　除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の議決によってすることができる。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3　除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

（脱退者の持分の払戻）

第十八条　会員は、前条第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2　前項の持分は、脱退した事業年度の終における金庫の財産によって定める。

（時効）

第十九条　前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によって消滅する。

（払戻の停止）

第二十条　金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻を停止することができる。

（金庫の持分取得の禁止）

第二十一条　金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。但し、金庫が権利を実行するため必要がある場合又は第十六条（任意脱退）の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

2　金庫が前項但書の規定によって会員の持分を取得したときは、すみやかに、これを処分しなければならない。

第三章　設立及び事業免許の申請

（発起人）

第二十二条　労働金庫を設立するにはその会員（個人会員を除く。）になろうとする七以上のものが、労働金庫連合会を設立するにはその会員になろうとする十五以上の労働金庫がそれぞれ発起人となることを要する。

2　労働金庫は、五十以上の会員（個人会員を除く。）がある場合でなければ設立することができない。

3　労働金庫の設立に当つては、会員（個人会員を除く。）を構成する者を合計した実人員の数が二万人以上となるように努めなければならない。

（定款の作成）

第二十三条　発起人は定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

（創立総会）

第二十四条　発起人は、定款作成後、会員になろうとするものを募り、定款を会議の日時及び場所とともに公告して創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会議開催日の少くとも二週前までにしなければならない。

3　発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5　会員（個人会員を除く。）たる資格を有するもので創立総会の会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たるもの（以下「予定会員」という。）は、創立総会の議事につき当該予定会員を代表する者（以下「創立総会代議員」という。）を創立総会に出席させ、その者によって議決権を行うことができる。その場合において創立総会代議員は、その代表権を証する書面を創立総会に差し出さなければならない。

6　創立総会の議事は、予定会員の半数以上の創立総会代議員が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

7　創立総会については、第十三条第一項（議決権）及び商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十二条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）及び第二百五十三条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。

（理事への事務引継）

第二十五条　発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

（出資の払込）

第二十六条　理事は、前条の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込をさせなければならない。

（成立の時期）

第二十七条　金庫は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（商法の準用）

第二十八条　金庫の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効の訴）の規定を準用する。

（事業免許の申請）

第二十九条　金庫は、第六条（事業免許）の規定による事業の免許を受けようとするときは、申請書に左の各号に掲げる書類を添附して、大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならない。

一　理由書

二　定款

三　業務方法書（その記載事項は、預金、貸付その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。）

四　事業計画書（その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び収支の予想とする。）

五　創立総会の議事録

六　会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面

七　登記簿の謄本

八　最近の日計表

九　役員の履歴書

（事業開始の届出及び免許の失効）

第三十条　金庫が事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

2　金庫が事業の免許を受けた日から六月以内に事業を開始しないときは、その免許は効力を失う。

3　やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣及び労働大臣の承認を受けたときは、前項の規定を適用しない。

第四章　管理

（定款）

第三十一条　金庫の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　事業
二　名称
三　地区
四　事務所の名称及び所在地
五　会員たる資格に関する規定
六　会員の加入及び脱退に関する規定
七　出資一口の金額並びにその払込の時期及び方法
八　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
九　準備金の積立の方法
十　役員の定数及びその選任に関する規定
十一　事業年度
十二　公告の方法
十三　金庫の負担に帰すべき設立費用
十四　金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

2　定款の変更は、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

（規約）

第三十二条　左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会又は総代会に関する規定
二　業務の執行及び会計に関する規定
三　役員に関する規定
四　会員に関する規定
五　その他必要事項

（業務の種類又は方法の変更）

第三十三条　金庫は、その業務の種類又は方法を変更しようとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

（役員）

第三十四条　金庫に役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は五人以上とし、監事の定数は二人以上とする。

3　役員は、総会の議決によつて、代議員のうちから選任する。但し、設立当初の役員は、創立総会の議決によつて、創立総会代議員のうちから選任する。

4　前項の規定は、定款に別段の定がある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。但し、その数は、理事にあつては定数の五分の一をこえてはならない。

5　理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

（役員の任期）

第三十五条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2　補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3　設立当初の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

（兼職の禁止）

第三十六条　金庫の常務に従事する役員又は参事は、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人（支配人に相当する者を含む。）である者であつてはならない。但し、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2　監事は、当該金庫の理事又は参事その他の職員と兼ねてはならない。

（理事の責任）

第三十七条　理事がその任務を怠つたときは、その理事は、金庫に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2　理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十九条第一項（業務報告書等の提出及び備付）に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。

3　第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

（定款その他の書類の備付及び閲覧等）

第三十八条　理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

一　名称又は氏名
二　主たる事務所及び金庫の地区内における事務所又は住所
三　加入の年月日
四　出資の口数及び金額並びにその払込の年月日

3　会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧等）

第三十九条　理事は、通常総会の会日の七日前までに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（会計帳簿の閲覧等）

第四十条　会員は、総会員（個人会員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（役員の解任）

第四十一条　会員（個人会員を除く。）は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において承認の議決があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2　前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3　第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4　第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に付し、且つ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5　第四十七条第二項及び第四十八条（会員による総会の招集）の規定は、前項の場合に準用する。

（商法等の準用）

第四十二条　理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（取締役退任の場合の処置）、第二百六十条第三項まで（株主の代表訴訟）、第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ二、取締役の義務）、第二百六十一条から第二百六十二条まで（会社代表）、第二百六十五条（取締役と会社間の取引）及び第二百七十二条（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第三十七条（理事の責任）、商法第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）の規定を、理事会については、商法第二百五十九条から第二百六十条ノ三まで（取締役会）の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

（顧問）

第四十三条　金庫は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時金庫の重要事項に関し助言を求めることができる。但し、顧問は、金庫を代表することができない。

（参事）

第四十四条　金庫は、理事会の決議により、参事を置くことができる。

2　参事については、商法第三十八条第一項及び第三項（支配人の権限）、第三十九条（共同支配人）、第四十一条（営業、取引及び兼職の制限）並びに第四十二条（表見支配人）の規定を準用する。

（参事の解任）

第四十五条　会員（個人会員を除く。）は、総会員（個人会員を除く。）の十分の一以上の連署をもつて、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

2　前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3　第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事会は、その参事の解任の可否を決しなければならない。

4　理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

（通常総会の招集）

第四十六条　通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

（臨時総会の招集）

第四十七条　臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも、招集することができる。

2　会員（個人会員を除く。）が総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

（会員による総会の招集）

第四十八条　前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けて総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、会員（個人会員を除く。）が総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の同意を得たときも同様とする。

（総会招集の手続）

第四十九条　総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

（通知又は催告）

第五十条　金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の当該金庫の地区内における事務所又は住所（その会員が別に通知又は催告を受ける場所を金庫に通知したときは、その場所）にあてれば足りる。但し、個人会員に対する総会招集の通知は、定款の定めるところにより、会日の十日前までに、公告することをもつて代えることができる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

第五十一条　第十七条第二項（除名）、第三十四条第三項（役員の選任）、第三十九条第二項（決算関係書類の承認）、第四十一条第一項（役員の解任）、第五十五条第二項（総代の選任）、第六十二条第一項及び第二項（合併及び事業の譲渡又は譲受）、第六十三条（合併における設立委員の選任）及び第六十七条（解散に規定する事項の外、左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　規約の設定、変更又は廃止

三　毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四　その他定款で定める事項

（総会の議事）

第五十二条　総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席した代議員（臨時代議員を含む。）の議決権の過半数で決する。

2　総会においては、第四十九条（総会招集の手続）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

（特別の議決）

第五十三条　左の事項については、総会員（個人会員を除く。）の半数以上の代議員（臨時代議員を含む。）が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　解散又は合併

三　会員の除名

四　事業の全部の譲渡

（商法の準用）

第五十四条　総会については、商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百

四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（総会の議事録）、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十条、第二百五十二条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）及び第二百五十三条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）（総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「労働金庫法第四十九条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「労働金庫法第五十三条（同法第六十三条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と読み替えるものとする。

（総代会）

第五十五条　会員（個人会員を除く。）の総数が二百をこえる金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2　総代は、定款の定めるところにより、総会の議決によつて、会員（個人会員を除く。）のうちから公平に選任されなければならない。

3　総代の定数は、その選任の時における会員（個人会員を除く。）の数の五分の一を下つてはならない。

4　総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5　総代会については、総会に関する規定を準用する。但し、役員（補欠の役員を除く。）、総代（補欠の総代を除く。）若しくは第六十三条（合併手続）の規定による設立委員を選任し、又は第五十三条第二号（解散又は合併）若しくは第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項については、議決することができない。

（出資一口の金額の減少）

第五十六条　理事は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3　前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第五十七条　債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2　債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3　金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

第五章　事業

（金庫の事業）

第五十八条　金庫は、左の業務及びこれに附随する業務を行うものとする。

一　会員の預金又は定期積金の受入

二　会員に対する資金の貸付

三　会員のためにする手形の割引

2　労働金庫は、前項の業務の外、左の業務をあわせ行うことができる。

一　会員のためにする有価証券の保護預り

二　住宅金融公庫、国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する金融機関の業務の代理

三　国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入

四　会員（個人会員を除く。）を構成するものの預金又は定期積金の受入

五　前号に掲げるもの（法人又は団体を除く。）又は個人会員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入

六　第四号に掲げるものに対する資金の貸付

3　労働金庫連合会は、第一項の業務の外、左の業務をあわせ行うことができる。

一　会員のためにする有価証券の保護預り

二　国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入

第六章　経理

（事業年度）

第五十九条　金庫の事業年度は、四月から翌年三月までとする。但し、定款で四月から九月まで及び十月から翌年三月までと定めたときは、その定による。

（法定準備金）

第六十条　金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

（剰余金の配当）

第六十一条　金庫は、損失をてん補し、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2　剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。

3　出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

第七章　合併及び事業の譲渡又は譲受

（合併及び事業の譲渡又は譲受）

第六十二条　金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行若しくは他の金庫に譲り渡すことができる。

2　金庫は、総会の議決を経て、他の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3　前二項の合併又は事業の譲渡若しくは譲受については、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

4　金庫の合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受については、第五十六条及び第五十七条（出資一口の金額の減少）の規定を準用する。

第六十三条　合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員（個人会員を除く。）の代議員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2　前項の規定による役員は、設立される金庫において、その会員（個人会員を除く。）の代議員となる者のうちから役員を選任することを妨げない。この場合においては、その数は、理事にあつては定数の五分の一をこえてはならない。

3　第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三条（特別の議決）の規定を準用する。

（合併の効果）

第六十四条　金庫の合併は、合併後存続する金庫又は合併によつて成立する金庫がその主たる事務所の所在地において、第七十五条（合併の場合における登記）に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2　合併後存続する金庫又は合併によつて成立した金庫は、合併によつて消滅した金庫の権利義務を承継する。

（商法等の準用）

第六十五条　金庫の合併については、商法第百四条から第百六条まで及び第百八条から第百十一条まで（合名会社の合併の無効）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十五条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（事業の全部の譲渡）

第六十六条　金庫は、その事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2　前項の公告があつたときは、同項の金庫の貸付金の債務者に対して、民法第四百六十七条（指名債権譲渡の対抗要件）の規定による確定日附のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

第八章　解散及び清算

（解散の事由）

第六十七条　金庫は、左の事由によつて解散する。

一　総会の決議

二　合併

三　破産

四　定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

五　事業の全部の譲渡

六　事業免許の取消

（商法等の準用）

第六十八条　金庫の解散及び清算については、商法第百十六条（清算中の会社の存続）、第百二十四条（清算人の職務権限）、第百二十五条（弁済期に至らない

債務の弁済）、第百二十九条第二項及び第三項（会社代表の権限）、第百三十一条（財産の社員への分配）、第四百十七条から第四百二十四条まで（清算人の決定、清算人の職務）、第四百二十六条（清算人の解任及び第四百二十七条（清算事務の終了）並びに非訟事件手続法第百三十六条（管轄裁判所）、第百三十七条から第百三十八条まで（清算人の選任、解任）及び第百三十八条ノ三（清算人に対する報酬）の規定を、金庫の清算人については、第三十七条から第四十条まで（理事の責任、定款その他の書類の備付等）、第四十六条から第四十八条まで（通常総会の招集、臨時総会の招集等）並びに商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の業務）、第二百五十九条から第二百六十一条ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表）、第二百六十五条（取締役と会社間の取引）、第二百六十七条第一項から第三項まで（株主の代表訴訟）、第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二条（株主の差止請求権）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第六十八条ニ於テ準用スル同法第三十九条第二項」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総会員（個人会員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得ダル会員（個人会員ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

第九章　登記

（設立の登記）

第六十九条　金庫は、第二十六条（出資の払込）の規定による出資の払込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2　設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一　事業

二　名称

三　地区

四　事務所

五　出資の一口の金額、総口数及び総額

六　存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

七　役員の氏名及び住所

八　金庫を代表すべき理事の氏名

九　数人の理事が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

十　公告の方法

3　金庫は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

（従たる事務所の新設の登記）

第七十条　金庫の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地において三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2　主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を登記すれば足りる。

（事務所の移転の登記）

第七十一条　金庫が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2　同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

（変更の登記）

第七十二条　前二条に規定するものの外、第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2　第六十九条第二項第五号の事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

（参事の登記）

第七十三条　金庫が参事を選任したときは、二週間以内にこれを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、また同様とする。

（解散の登記）

第七十四条　金庫が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

（合併の場合における登記）

第七十五条　金庫が合併するときは、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する金庫については変更の登記を、合併によつて消滅する金庫については解散の登記を、合併によつて成立する金庫については第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項の登記を、それぞれしなければならない。

（清算人の登記）

第七十六条　清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2　前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第七十二条第一項（変更の登記）の規定を準用する。

（清算結了の登記）

第七十七条　金庫の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第七十八条　金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

2　各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第七十九条　金庫の設立の登記は、役員の全員の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録並びに出資の総口数及び第二十六条（出資の払込）の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3　合併による金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十二条第四項において準用する第五十六条第二項（出資一口の金額の減少の場合の公告及び催告）の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（参事の登記の申請）

第八十条　第六十九条第三項（設立の登記）の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2　前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記の申請）

第八十三条　第七十四条（解散の登記）の規定による解散の登記は、代表清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

第八十四条　第七十五条（合併の場合における登記）の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する金庫の代表理事の申請によつてする。

2　前項の申請については、第七十九条第三項及び前条第二項（合併による設立の登記及び申請書の添附）の規定を準用する。

（清算人の登記の申請）

第八十五条　第七十六条第一項（清算人の登記）の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2　第七十六条第二項（清算人の変更登記）の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第八十六条　第七十七条（清算結了の登記）の規定による清算結了の登記は、代表清算人の申請によつてする。

2　前項の登記の申請書には、第六十八条（商法等の準用）において準用する商法第四百二十七条第一項（清算事務の終了の場合における決算報告書の承認）の規定による決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（設立無効等の登記の手続）

第八十七条　金庫の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第百三十五条ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）の規定を準用する。

（登記事項の公告）

第八十八条　登記した事項は、法務局又はその支局若しくは出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第八十九条　金庫の登記については、非訟事件手続法第百三十九条ノ二、第百四十二条から第百五十一条ノ六まで及び第百五十四条から第百五十七条までの規定を準用する。

（商業登記の通則）の規定を準用する。

第十章　雑則

（実施規定）

第九十条　大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に関しこの法律を実施するため必要な手続を定めることができる。

（認可事項実行の届出及び認可の失効）

第九十一条　金庫がこの法律の規定による認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

2　金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は効力を失う。

3　第三十条第三項（やむを得ない事由がある場合の特例）の規定は、前項の場合に準用する。

（不服の申出）

第九十二条　金庫の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は金庫の運営が著しく不当であると思料する会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を大蔵大臣及び労働大臣に申し出ることができる。

2　前項の申出があつたときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫に対して、その業務又は会計に関し必要な報告書の提出を命じ、前項の申出について調査しなければならない。

3　金庫が前項の規定による報告書を提出しないときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（検査の請求）

第九十三条　会員は、総会員（個人会員を除く。）の十

分の一以上の同意を得て、金庫の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、大蔵大臣及び労働大臣にその検査を請求することができる。

2　前項の請求があつたときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（銀行法の準用）

第九十四条　銀行法（昭和二年法律第二十一号）第十条（業務報告書）、第十二条（監査書）、第十八条から第二十二条まで（休日、払戻停止の公告及び届出、調査権、検査権、経営保全命令）、第二十五条（廃業又は解散決議の認可）、第二十七条第二項（裁判所による清算人の選任及び解任）及び第二十八条から第三十一条まで（裁判所の清算人任免権、清算監督命令、裁判所の監督権限、検査監督官の権限）の規定は、金庫について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「大蔵大臣及労働大臣」と読み替えるものとする。

（事業免許の取消等）

第九十五条　金庫が法令、定款又は法令に基く大蔵大臣若しくは労働大臣の命令に違反したときは、大蔵大臣及び労働大臣は、業務の停止を命じ、理事若しくは監事の改任を命じ又は事業の免許を取り消すことができる。

2　大蔵大臣及び労働大臣は、業務の停止を命ぜられた金庫に対し、その整理の状況により必要と認めるときは事業の免許を取り消すことができる。

（聴聞）

第九十六条　大蔵大臣及び労働大臣は、前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分を受けるものの出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2　大蔵大臣及び労働大臣は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日及び場所を当該処分を受けるものに通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3　前項の聴聞においては、当該処分を受けるもの及び利害関係人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

4　大蔵大臣及び労働大臣は、当該処分を受けるものが正当な理由がなくて第一項の聴聞に応じなかつたときは、同項の聴聞を行わないで前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をすることができる。

（権限の行使）

第九十七条　大蔵大臣及び労働大臣は、この法律において準用する銀行法第二十条（業務報告書又は監査書の提出）及び第二十一条（業務状況及び財産状況の検査）の場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

（権限の一部の委任）

第九十八条　大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

2　前項の規定により委任することができる権限の範囲は、政令で定める。

第十一章　罰則

第九十九条　金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、金庫の事業の範囲外において、金庫の金銭により貸付若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3　第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には適用しない。

第百条　左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金庫の役員、参事その他の職員を一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条の規定に違反したとき。

二　第九十四条において準用する銀行法（以下本条及び第百一条中「銀行法」という。）第十条の規定による業務報告書又は銀行法第十二条の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

三　第九十二条第三項若しくは第九十三条第二項又は銀行法第二十一条の規定による検査に際し、帳

簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

2　金庫の役員、参事その他の職員がその金庫の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その金庫に対しても同項の罰金刑を科する。

第百一条　左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金庫の役員、参事又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二　この法律の規定に定める登記を怠つたとき。

三　第十七条第二項、第四十一条第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。

四　第二十一条の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五　第二十四条第七項若しくは第五十四条において準用する商法第二百四十四条、第四十二条若しくは第六十八条において準用する商法第二百六十条ノ三又は第六十八条において準用する商法第四百十九条の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六　第三十一条第二項又は第三十三条の規定に違反したとき。

七　第三十四条第五項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

八　第三十六条の規定に違反したとき。

九　第三十八条又は第三十九条（以上の各規定を第六十八条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十　第四十条（第六十八条において準用する場合を含む。）又は第四十二条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一　第四十二条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第六十八条において準用する商法第二百七十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二　第四十六条の規定に違反したとき。

十三　第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項の規定に違反して出資一口金額を減少し、又は第六十二条第四項において準用する第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項の規定に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十四　第五十六条第二項（第六十二条第四項において準用する場合を含む。）、第六十六条第一項、第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項又は銀行法第十九条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五　第六十条又は第六十一条の規定に違反したとき。

十六　第六十二条第三項の規定に違反して合併又は事業の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十七　第六十八条において準用する商法第百三十一条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

十八　第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十九　銀行法第十二条に規定する監査書を備えて置かず、又は銀行法第二十条の規定により大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならない書類帳簿の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二十　第九十五条第一項又は銀行法第二十二条若しくは同法第二十九条の規定により大蔵大臣及び労働大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

第百二条　第八条第二項の規定に違反した者（法人であるときはその代表者）は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。

（信用協同組合の金庫への組織変更）

2　この法律施行の際、現に存する信用協同組合は、

この法律施行の日から起算して一年以内に総会（総代会を設けている組合にあつては総代会）の議決を経て、労働金庫となることができる。

3　前項の規定により労働金庫となる場合において、その信用協同組合の定款、組織その他の事項がこの法律又はこれに基く命令の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならない。

（役員又は総代に関する経過措置）

4　第二項の規定により労働金庫となる場合において、現に当該信用協同組合の役員又は総代であるものは、引き続き労働金庫のこれに相当する役員又は総代となるものとし、その任期は、その信用協同組合の役員又は総代の残任期間とする。但し、その残任期間がその金庫の役員又は総代の任期をこえるときは、当該任期とする。

（登記）

5　第二項の規定による労働金庫への組織変更は、同項の期間内に、労働金庫の主たる事務所の所在地において、第六十九条第二項（設立の登記の記載事項）の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

6　前項の登記は、第二項の規定による総会（総代会を設けている組合にあつては総代会）の議決があつた日から二週間以内にしなければならない。

7　第五項の登記については、第六十九条第三項、第七十九条第一項及び第八十条（設立登記の手続）の規定を準用する。

8　第五項の登記の申請書には、金庫の定款及び組織変更に関する総会（総代会を設けている組合にあつては総代会）の議事録を添附する外、その信用協同組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その信用協同組合の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

9　信用協同組合につきその主たる事務所の所在地で、第五項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その信用協同組合の登記用紙を閉鎖しなければならない。

10　信用協同組合につきその主たる事務所の所在地以外の地で、第五項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

11　第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

12　登記官吏は、第九項（前項において準用する場合を含む。）の手続をしたときは、その信用協同組合の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

13　第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

（預金及び貸付に関する経過措置）

14　信用協同組合が第二項の規定により労働金庫となつたときは、その労働金庫は、第五十八条（金庫の事業）の規定にかかわらず、その信用協同組合の組合員で組合を脱退したもの及びその親族その他の親族に対し、組織変更の際に存した預金若しくは定期積金の契約又は貸付の契約を継続することができる。

（現存する信用協同組合の名称に関する経過措置）

15　この法律施行の際、現に存する信用協同組合であつてその名称中に「労働金庫」の文字を用いているものについては、この法律施行の日から一年間は、第八条第二項及び第三項（名称の使用禁止及び保護）の規定は、適用しない。

（政令への委任）

16　前各項に定めるものの外、この法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

（法人税法の改正）

17　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「信用金庫連合会、」の下に「労働金庫、労働金庫連合会、」を加える。

（登録税法の改正）

18　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「信用金庫連合会、」の下に「労働金庫、労働金庫連合会、」を、「信用金庫法、」の下に「労働金庫法、」を加える。

（印紙税法の改正）

19　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ六ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ六ノ三　労働金庫又ハ労働金庫連合会ノ発スル出資証券、預金通帳、積金通帳又ハ積金証書

同条第九号ノ三の次に次の一号を加える。

九ノ三ノ二　労働金庫又ハ労働金庫連合会ノ発スル預金証書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモノ

（地方税法の改正）

20　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「信用金庫」を「労働金庫若しくは労働金庫連合会及び信用金庫」に改める。

第三百四十八条第五項中「連合会」の下に「並びに労働金庫及び労働金庫連合会」を加える。

第七百四十三条第六号中「信用金庫」を「労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫」に改める。

第七百四十六条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　労働金庫及び労働金庫連合会

（事業者団体法の改正）

21　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「ッ　開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）」を「ッ　開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）ネ　労働金庫法（昭和二十二年法律第二百二十七号）」に改める。

（臨時金利調整法の改正）

22　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「信用金庫連合会、」の下に「労働金庫、労働金庫連合会、」を加える。

（国民貯蓄組合法の改正）

23　国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号ノ二の次に次の一号を加える。

三ノ三　労働金庫ヘノ預ケ金又ハ定期積金

第四条第一項中「信用金庫預金、」を「信用金庫預金、労働金庫預金、」の下に「労働金庫預金、」を加える。

（割増金附貯蓄の取扱に関する法律の改正）

24　割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「信用金庫、」の下に「労働金庫、」を加える。

（納税貯蓄組合法の改正）

25　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「信用金庫、」の下に「労働金庫、」を加える。

（経済関係罰則の整備に関する法律の改正）

26　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中第十九号ノ二の次に次の一号を加える。

十九ノ三　労働金庫法ニ依ル労働金庫及労働金庫連合会

（大蔵省設置法の改正）

27　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「信用金庫及信用金庫連合会」を「信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会」に、「信用金庫、」を「信用金庫、労働金庫、」に改める。

（労働省設置法の改正）

28　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）に基いて、労働金庫又は労働金庫連合会に対し、免許、認可、調査若しくは検査を行い、又は監督のため必要な措置を命ずること。

第七条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　労働金庫法に基いて、労働金庫及び労働金庫

連合会の事業を免許し、これを監督すること。

（内閣総理・法務・大蔵・労働大臣署名）

法律第二百二十八号（昭二八・八・一七）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律

（参法）

第一条　昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）内にある住居又は家財について水害により損害を受けた者に対する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第五十四条（国民金融金庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第三十五条及び住宅金融金庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第三十九条に規定する場合並びに日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、国家公務員共済組合法第五十四条中「同表に定める月数」とあるのは「同表に定める各月数にそれぞれ二月の範囲内で運営規則で定める月数を加えた月数」と読み替えるものとする。

第二条　地方公共団体は、当該地方公共団体から給料が支給される職員で被害地域内にある住居又は家財について水害により損害を受けたものに対し、政令の定めるところにより、国家公務員共済組合法別表第六に掲げる損害の程度に応じて、給料に、一月の範囲内で政令で定める月数を乗じて得た金額に相当する額の特別給付金を支給するものとする。但し、左の各号に掲げるものを除く。

一　常時勤務に服しない者

二　臨時に使用される者（雇ようの日から二月をこえる者を除く。）

三　国家公務員共済組合法に基いて設置された組合の組合員である者

2　国は、前項に規定する特別給付金に要する費用の二分の一を負担する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第二百二十九号（昭二八・八・一七）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

（参法）

（起債の特例）

第一条　昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた地方公共団体は、左に掲げる場合においては、昭和二十八年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの水害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二　水害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、苗しろ対策、病虫害駆除対策、農機具対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2　前項の水害を受けた地方公共団体は、政令で指定する。

（地方債の引受）

第二条　前条第一項の規定による地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。

2　前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

（起債許可についての協議）

第三条　自治庁長官は、第一条第一項の規定による地方債について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣及び郵政大臣と協議しなければならない。

（地方債元利補給金）

第四条　国は、毎年、第一条第一項の規定による地方債の当該年度分の利子及び元金償還金の額に相当する額の地方債元利補給金を当該地方公共団体に交付する。

（政令委任）

第五条　この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・郵政大臣署名）

法律第二百三十号（昭二八・八・一七）

◎昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法

（参法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）において水害によつて生じた病院及び診療所の災害の復旧に関し特別の措置を講じ、もつて被害地域における医療の確保に資することを目的とする。

（資金の貸付の特例）

第二条　政令で定める金融機関は、被害地域に存する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条に規定する病院及び診療所（国の開設するものを除く。以下同じ。）に対して、他の法令の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該病院又は診療所の開設者が水害によつて生じた当該病院又は診療所の災害の復旧のために必要とする資金の貸付を行うことができる。

2　前項の規定による貸付は、通常の条件よりも有利な条件によるものでなければならない。

3　国は、第一項に規定する金融機関に対して、政令の定めるところにより、同項に規定する資金の貸付に必要な資金を貸し付けることができる。

4　前項の規定による国の行う貸付については、国は、通常の条件より有利な条件を附するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十一号（昭二八・八・一七）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法（参法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）において、被害を受

けた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置せられた保護施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条の規定により設置せられた児童福祉施設及び公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）第一条の規定により設置せられた公益質屋（以下それぞれ、「り災保護施設」、「り災児童福祉施設」又は「り災公益質屋」といい、これらを「り災社会福祉事業施設」と総称する。）の災害復旧に関し、特別措置を講じ、もつてり災社会福祉事業施設の復旧に資することを目的とする。

（特別措置の期間）

第二条 この法律に定める特別措置は、昭和二十八年六月一日又は同年七月一日から昭和三十年三月三十一日までの間にり災社会福祉事業施設の復旧のために地方公共団体が支出する費用について適用する。

2 前項の場合において、同項の期間の起算日を昭和二十八年六月一日とする場合と同年七月一日とする場合との区分は、政令で定める。

（り災保護施設の特例）

第三条 水害によつて生じたり災保護施設の災害の復旧に要する費用については、生活保護法第七十三条第三号中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、第七十四条第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、第七十五条第一項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ、同法第七十三条、第七十四条第一項、第七十五条第一項又は同条第二項の規定を適用する。

（り災児童福祉施設の特例）

第四条 水害によつて生じたり災児童福祉施設の災害の復旧に要する費用については、児童福祉法第五十二条第十号及び前条第二号の費用中、母子寮、保育所、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及びし体不自由児施設の設備については、二分の一乃至三分の二」とあるのは「三分の二」と、同法第五十四条中「四分の一（母子寮、保育所、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及びし体不自由児施設の設備については、三分の一乃至四分の一）」とあるのは「六分の一」と、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ、同法第五十二条、第五十四条又は第五十六条の二の規定を適用する。

2 都道府県及び市町村以外の者の設置した被害地域内のり災児童福祉施設であつて児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないものが同項第二号に該当するときは、水害によつて生じた当該施設の災害の復旧に要する費用については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条の二第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えるものとする。

（り災公益質屋の特例）

第五条 水害によつて生じたり災公益質屋の災害の復旧に要する費用については、公益質屋法第三条中「二分ノ一以内」とあるのは「三分ノ二」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 り災公益質屋の質物の水害による流失又はき損のため、公益質屋法第十五条において準用する質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十条第二項の規定により、当該質物で担保される債権を失つた市町村に対しては、国は、その損失を補てんするため損失額の十分の八に相当する額の交付金を交付する。

（政令への委任）

第六条 この法律に規定するものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十二号（昭二八・八・一七）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（参法）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）に居住する母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する者に対し法の規定により行う貸付に関し、特例を定めることを目的とする。

（据置期間に関する特例）

第二条 被害地域に係る都道府県から昭和二十八年度に法第三条第一項に規定する生業資金の貸付を受けた者が、前条に規定する大水害の当時当該被害地域に居住していた者である場合においては、その者に貸し付けられた当該生業資金については、法第五条第三項の規定にかかわらず、その据置期間は、貸付の日から二年間とする。

2 被害地域に係る都道府県から昭和二十八年度に法第三条第一項に規定する事業継続資金の貸付を受けた者が、前条に規定する大水害の当時当該被害地域に居住していた者である場合においては、その者に貸し付けられた当該事業継続資金については、法第五条第一項の規定にかかわらず、その貸付金の償還期限は据置期間経過後二年以内とし、当該据置期間中は無利子とする。

（国の貸付に関する特例）

第三条 法に規定する貸付金の財源として、国が被害地域に係る都道府県に対し貸し付ける金額は、昭和二十八年度及び昭和二十九年度に限り、法第十三条第一項の規定にかかわらず、当該都道府県が特別会計に繰り入れる金額の三倍に相当する金額とする。

2 前項の規定により貸付を受けた都道府県が、法による貸付金の貸付業務を廃止した場合における国への償還額その他当該償還に関し必要な事項は、法第十三条第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十三号（昭二八・八・一七）

◎農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

3 昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域内において生じた大水害による農地等の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、第三条第二項の規定にかかわらず、十分の九とする。

4 前項の大水害によつて必要を生じた災害復旧の事業については、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合の所有する政令で定める施設、開拓地における農舎、畜舎及び農業者の共同の利用に供する施設（農業用施設を除く。）であつて政令で定めるもの及び水産動植物の養殖施設は、これを農業用施設とみなす。

5 第三項の大水害によつて必要を生じた災害復旧の事業で、災害にかかつた農地等を原形に復旧すること（原形に復旧することが著しく困難又は不適当な

場合においてはこれに代るべき必要な施設をすること及び原形に復旧することが不可能な場合において当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。）を目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のものについては、都道府県が当該事業の事業費の十分の九を補助するものとし、国は、その補助に要する経費の全部を補助する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十四号（昭二八・八・一七）

◎昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（案法）

（目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた水害（以下「水害」という。）によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する法人に対し、農林漁業経営、農林漁業施設の災害復旧等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じてその経営の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「被害農業者」とは水害によりその栽培する農作物の減収がその平年における収穫量の百分の三十以上である旨、水害によりその耕地若しくはその生産に直結する家屋その他政令で定める施設が流失し、埋没した等のため著しい被害を被つた旨又はその所有する家畜若しくは家きんが流失し、へい死した等のため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けた農業者をいい、「被害林業者」とは水害によりその生産する薪炭その他政令で定める林産物が流失した等のため著しい被害を被つた旨又はその所有する炭がまその他政令で定める施設が流失し、埋没した等のため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けた林業者をいい、「被害漁業者」とは水害によりその生産に直結する魚類、貝類及び政令で定める水産物が流失し、埋没し、腐敗した等のため著しい被害を被つた旨又はその所有する漁船、漁網その他政令で定める施設が流失し、損壊した等のため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けた漁業者をいう。

2　この法律において「被害組合」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合であつて水害によりその所有し又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けた者をいう。

3　この法律において「経営資金」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合（以下「組合」と総称する。）又は金融機関が被害農業者、被害林業者又は被害漁業者（以下「被害農林業漁業者」と総称する。）に対し、種苗、肥料、薬剤、薪炭原木、稚魚、稚貝等の購入資金その他農林漁業経営に必要な資金（農林漁業用施設の復旧資金を除く。）で昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるものであつて左の各号に該当するものをいう。

一　市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は十五万円のいずれか低い額の範囲内のものであること。

二　償還期限が政令の定めるところにより五年以内のものであること。

4　この法律において「施設復旧資金」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一　組合又は金融機関（農林漁業金融公庫を除く。以下同じ。）が被害農林漁業者に対し、農林漁業用

施設であつて政令で定めるものの災害復旧に必要な資金（水害を原因とする地すべりによつて危険状態が発生し都道府県知事がその旨を告示した地域内の農林漁業者の生産に直結する家屋の移転又はこれに代るべきものの建築に必要な資金を含む。）として、一千万円の範囲内において、償還期限五年以内、利率年六分五厘以内（指定地域における被害農林漁業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内）及び貸付を受けた者が当該災害復旧につき必要な資金を農林漁業金融公庫から借り入れた場合は返済することを条件として、昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるもの

二　農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会（以下「連合会」と総称する。）又は金融機関が被害組合に対し、その所有する農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第七号に掲げる施設であつて水害によつて被害を被つたものの災害復旧に必要な資金として、一千万円の範囲内において、償還期限二年以内、利率年六分五厘以内及び貸付を受けた者が当該災害復旧につき必要な資金を農林漁業金融公庫から借り入れた場合は返済することを条件として、昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるもの

三　農林中央金庫その他の金融機関が被害農林漁業者又は被害組合に対し、その所有又は管理する農地、牧野、林道又は漁港であつて水害によつて被害を受けたものの災害復旧に必要な資金で政令で定めるものを、農林漁業金融公庫から借り入れるまでの間のつなぎ資金として、一千万円の範囲内において、償還期限二年以内、利率年六分五厘以内の条件で昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるもの

（国庫補助）

第三条　政府は、都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農林漁業者に対し貸し付けた経営資金又は施設復旧資金（農業協同組合、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が被害農林漁業者に対し貸し付けた経営資金又は施設復旧資金につき利子補給を行う場合に要する経費の全部又は一部を補助する。

一　都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農林漁業者に対し貸し付けた経営資金又は施設復旧資金（農業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が被害農林漁業者に対し貸し付けた経営資金又は施設復旧資金につき利子補給を行う場合に要する当該利子補給に要する経費

二　都道府県が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、被害農林漁業者に経営資金又は施設復旧資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は当該金融機関に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

三　都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農林漁業者に対し貸し付けた経営資金又は施設復旧資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四　市町村が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、被害農林漁業者に経営資金又は施設復旧資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は当該金融機関に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五　都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農林漁業者に対し貸し付けた経営資金又は施設復旧資金につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

六　都道府県が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、被害農林漁業者に経営資金又は施設復旧資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金

に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は当該金融機関に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

七　市町村が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により当該金融機関が被害農林漁業者に対し経費資金又は施設復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

八　市町村が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、被害農林漁業者に経営資金又は施設復旧資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は当該金融機関に対して補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

九　都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害組合に対し貸し付けた施設復旧資金又は事業資金につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

十　市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害組合に対し貸し付けた施設復旧資金又は事業資金につき利子補給を行うのに要する経費

十一　都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が被害農林漁業者に対し施設復旧資金又は事業資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

十二　市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が、被害組合に対し施設復旧資金又は事業資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

十三　都道府県が、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が農林大臣の指定する農業共済組合連合会に対し貸し付けた建物共済資金（農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基く建物共済に係る保険金の支払のため必要な資金で償還期限五年以内及び利率年六分五厘以内の条件で貸し付けられるものをいう。以下同じ。）につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

十四　都道府県が、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が前号の農業共済組合連合会に対し建物共済資金を貸し付けたことによつて受けた損失を当該金融機関に対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

2　前項第五号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十四号の契約には、左の各号に掲げる事項を含まなければならない。

一　当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」と総称する。）は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二　融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債券の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3　第一項第五号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十四号の損失は、融資元本の償還期限到来後政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた

た金額とする。

第四条　前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の資金の総額は、百億円を限度とする。

2　前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号まで、第九号、第十号及び第十三号の経費については当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号まで、第十一号、第十二号及び第十四号の経費については当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。但し、同項第一号から第四号までの経費につき、経営資金の貸付の利率が第二条第三項の規定により年五分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額の二分の一又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三分の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、経営資金又は施設復旧資金の貸付の利率が同条第三項又は第四項第一号の規定により年三分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

第五条　第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2　第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（補助金の打切又は返還）

第六条　政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三条第一項の契約を結んだ融資機関が同条第二項第二号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十五号（昭二八・八・一七）

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で定める地域内において生じた大水害（以下「水害」という。）による被害農家が食糧に供するため必要とする米麦の売渡についての特別な措置につき規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「被害農家」とは、米穀、大麦、はだか麦又は小麦（以下「米麦」という。）を生産する農家であつて水害によりその生産に係る所有米

法律第二百三十六号（昭二八・八・一八）

◎国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律

（この法律の目的）

第一条 この法律は、生活の困窮のため帰国を希望する日本国民又は在留する国の官憲から退去強制等の処分を受けて帰国しなければならない日本国民で、自己の負担において帰国することができず、且つ、領事官がその帰国を援助し、又はその退去強制等の処分の執行に関し当該国の官憲に協力する必要があると認めるもの（以下「帰国者」という。）について、船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条に規定する場合を除く外、領事官がその帰国のため講ずべき措置等を定めることを目的とする。

（船長に対する送還命令）

第二条 領事官は、帰国者が船舶（船員法第一条に規定する船舶をいう。以下同じ。）により帰国する場合には、当該船舶に乗り組む船長に対し、帰国者の本邦までの送還を命ずることができる。

（帰国費の貸付）

第三条 領事官は、前条の規定により船長に対し帰国者の送還を命ずることができない場合には、帰国者に対し、外務大臣の承認を経て、その帰国のため必要な旅費（以下「帰国費」という。）を貸し付けることができる。

2 前項の規定により帰国費の貸付を受けようとする帰国者は、政令で定めるところにより、領事官に対し、帰国費の貸付を申請しなければならない。

3 第一項の規定において帰国費とは、領事官の駐在する国から本邦までの船賃、航空賃、鉄道賃、車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊料及び食費で、帰国者が帰国するため必要な最低限度のものをいい、当該国から帰国のため出発するまでの間において帰国者の生活又は医療処置のため必要があると認められる場合にあつては、帰国者のその間における生活費又は緊急を要する医療処置のため必要な最低限度の費用を含むものとする。

（帰郷費の貸付）

第四条 厚生大臣は、帰国者に対し、その帰国の際、政令で定めるところにより、その帰郷のため必要な旅費（以下「帰郷費」という。）を貸し付けることができる。

（帰国費及び帰郷費に対する利息）

第五条 第三条第一項の規定により貸し付ける帰国費及び前条の規定により貸し付ける帰郷費には、利息を附さないことができる。

（帰国費、送還費及び帰郷費の償還）

第六条 第三条の規定により帰国費の貸付を受けた帰国者は、帰国後すみやかに、その貸付を受けた帰国費を外務大臣に償還しなければならない。

2 第二条の規定により本邦に送還された帰国者は、帰国後すみやかに、その送還に要した費用（以下「送還費」という。）を、当該船舶の船舶所有者（船員法の適用を受ける船舶所有者をいう。以下同じ。）に償還しなければならない。

3 第四条の規定により帰郷費の貸付を受けた帰国者は、帰郷後すみやかに、その貸付を受けた帰郷費を厚生大臣に償還しなければならない。

4 帰国者が帰国費、送還費又は帰郷費の全部又は一部を償還することができないときは、その帰国者の扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）は、その帰国費、送還費又は帰郷費のうち償還されなかつた部分を償還しなければならない。

5 前項に規定する場合には、外務大臣、船舶所有者又は厚生大臣は、帰国者の扶養義務者中の何人に対しても、それぞれ帰国費、送還費又は帰郷費の償還の請求をすることができる。

6 前項の規定は、第四項の規定により帰国費、送還費又は帰郷費を償還した扶養義務者が、民法第八百七十八条及び第八百七十九条の規定により扶養の義務を履行すべき者に対し求償することを妨げるものではない。

7 外務大臣は、船舶所有者が第二項、第四項及び第五項の規定により帰国者又はその扶養義務者から送還費の全部又は一部の償還を受けることができなかつた場合には、改令で定めるところにより、その帰国者又はその扶養義務者に代つて、その船舶所有者に対し、償還されなかつた金額を償還することができる。

8 外務大臣は、前項の規定により、送還費の全部又は一部を船舶所有者に償還したときは、その償還した金額の限度において、船舶所有者に代位するものとする。

（帰国費、送還費又は帰郷費の償還請求権の整理）

第七条 外務大臣が前条第一項、第四項及び第五項の規定により帰国費の償還を受けることができなかつた場合若しくは同条第八項の規定により船舶所有者に代位した場合又は厚生大臣が同条第三項、第四項及び第五項の規定により帰郷費の償還を受けることができなかつた場合において、外務大臣又は厚生大臣は、帰国者又はその扶養義務者が無資力のため、帰国費若しくは送還費又は帰郷費を償還することが著しく困難であると認めるときは、それぞれ当該帰国費若しくは送還費又は帰郷費の償還請求権を、分割して定期に返済させる貸付金債権（以下「定期貸債権」という。）又はそれらの者の資力が回復した時に返済させる貸付金債権（以下「すえ置貸債権」という。）とすることができる。

2 租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律（昭和二十六年法律第百九十七号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条から第七条までの規定により定期貸債権又はすえ置貸債権とされた帰国費若しくは送還費又は帰郷費の償還請求権の整理について、準用する。

（実施規定）

第八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 領事官の職務に関する法律（明治三十二年法律第七十号）は、廃止する。

3 船員法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を削る。

（外務・大蔵・厚生・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第二百三十七号（昭二八・八・一八）

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（案法）

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「企業官庁職員級別俸給表（別

「企業官庁職員級別俸給表（別表第五）
教育職員級別俸給表（別表第六）
イ　大学等教育職員級別俸給表
ロ　高等学校等教育職員級別俸給表
ハ　中学校、小学校等教育職員級別俸給表」

に改め、同条に次の一項を加える。

6　教育職員級別俸給表は、左の各号の区分に従い、当該各号に掲げる教育職員に適用する。

一　大学等教育職員級別俸給表

別表第六　教育職員級別俸給表

イ　大学等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給	月額									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	五、七〇〇円	五、八五〇円	六、〇〇〇円	六、二〇〇円	六、四〇〇円	六、六五〇円	六、九〇〇円	七、一五〇円	七、四〇〇円	八、一五〇円	八、四〇〇円
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	七、四〇〇	七、六五〇	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇
三級	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇	八、九五〇	九、二五〇	九、五五〇	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、四〇〇	一〇、六五〇
四級	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一三、九〇〇	一四、四〇〇
五級	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一三、九〇〇	一四、四〇〇	一四、九〇〇	一五、四〇〇	一五、九〇〇	一六、四〇〇	一六、九〇〇
六級	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇	一七、〇〇〇	一七、六〇〇	一八、二〇〇	一八、八〇〇	一九、四〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、六〇〇
七級	一七、八〇〇	一八、五〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、二〇〇	二四、〇〇〇	二四、八〇〇	二五、六〇〇
八級	二一、〇〇〇	二一、八〇〇	二二、六〇〇	二三、四〇〇	二四、二〇〇	二五、〇〇〇	二五、八〇〇	二六、六〇〇	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇
九級	二四、二〇〇	二五、〇〇〇	二五、八〇〇	二六、六〇〇	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇	二九、八〇〇	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇
十級	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇	二九、八〇〇	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇	三三、〇〇〇	三三、八〇〇	三四、六〇〇	三五、四〇〇
十一級	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇	三三、〇〇〇	三三、八〇〇	三四、六〇〇	三五、四〇〇	三六、二〇〇	三七、〇〇〇	三七、八〇〇	三八、六〇〇
十二級	三四、〇〇〇	三四、八〇〇	三五、六〇〇	三六、四〇〇	三七、二〇〇	三八、〇〇〇	三八、八〇〇	三九、六〇〇	四〇、四〇〇	四一、二〇〇	四一、九〇〇

備考　1　本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

2　本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。

ロ　高等学校等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給	月額									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	五、七〇〇円	五、八五〇円	六、〇〇〇円	六、二〇〇円	六、四〇〇円	六、六五〇円	六、九〇〇円	七、一五〇円	七、四〇〇円	八、一五〇円	八、四〇〇円
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	七、四〇〇	七、六五〇	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇
三級	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇	八、九五〇	九、二五〇	九、五五〇	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、四〇〇	一〇、六五〇
四級	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一三、九〇〇	一四、四〇〇
五級	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一三、九〇〇	一四、四〇〇	一四、九〇〇	一五、四〇〇	一五、九〇〇	一六、四〇〇	一六、九〇〇
六級	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇	一七、〇〇〇	一七、六〇〇	一八、二〇〇	一八、八〇〇	一九、四〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、六〇〇
七級	一七、八〇〇	一八、五〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、二〇〇	二四、〇〇〇	二四、八〇〇	二五、六〇〇
八級	二一、〇〇〇	二一、八〇〇	二二、六〇〇	二三、四〇〇	二四、二〇〇	二五、〇〇〇	二五、八〇〇	二六、六〇〇	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇
九級	二四、二〇〇	二五、〇〇〇	二五、八〇〇	二六、六〇〇	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇	二九、八〇〇	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇
十級	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇	二九、八〇〇	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇	三三、〇〇〇	三三、八〇〇	三四、六〇〇	三五、四〇〇
十一級	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇	三三、〇〇〇	三三、八〇〇	三四、六〇〇	三五、四〇〇	三六、二〇〇	三七、〇〇〇	三七、八〇〇	三八、六〇〇
十二級	三四、〇〇〇	三四、八〇〇	三五、六〇〇	三六、四〇〇	三七、二〇〇	三八、〇〇〇	三八、八〇〇	三九、六〇〇	四〇、四〇〇	四一、二〇〇	四一、九〇〇

備考　本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

ハ　中学校、小学校等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給	月額									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	五、七〇〇円	五、八五〇円	六、〇〇〇円	六、二〇〇円	六、四〇〇円	六、六五〇円	六、九〇〇円	七、一五〇円	七、四〇〇円	八、一五〇円	八、四〇〇円
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	七、四〇〇	七、六五〇	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇
三級	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇	八、九五〇	九、二五〇	九、五五〇	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、四〇〇	一〇、六五〇
四級	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一三、九〇〇	一四、四〇〇
五級	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一三、九〇〇	一四、四〇〇	一四、九〇〇	一五、四〇〇	一五、九〇〇	一六、四〇〇	一六、九〇〇
六級	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇	一七、〇〇〇	一七、六〇〇	一八、二〇〇	一八、八〇〇	一九、四〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、六〇〇
七級	一七、八〇〇	一八、五〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、二〇〇	二四、〇〇〇	二四、八〇〇	二五、六〇〇
八級	二一、〇〇〇	二一、八〇〇	二二、六〇〇	二三、四〇〇	二四、二〇〇	二五、〇〇〇	二五、八〇〇	二六、六〇〇	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇
九級	二四、二〇〇	二五、〇〇〇	二五、八〇〇	二六、六〇〇	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇	二九、八〇〇	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇
十級	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇	二九、八〇〇	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇	三三、〇〇〇	三三、八〇〇	三四、六〇〇	三五、四〇〇
十一級	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇	三三、〇〇〇	三三、八〇〇	三四、六〇〇	三五、四〇〇	三六、二〇〇	三七、〇〇〇	三七、八〇〇	三八、六〇〇
十二級	三四、〇〇〇	三四、八〇〇	三五、六〇〇	三六、四〇〇	三七、二〇〇	三八、〇〇〇	三八、八〇〇	三九、六〇〇	四〇、四〇〇	四一、二〇〇	四一、九〇〇

大学その他これに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他人事院規則で指定する職員

二　第六条の二中「十五級に格付される官職及びその官職」を「十五級に格付される官職及び教育職員級別俸給表の十二級に格付される官職並びにこれらの官職」に改める。

三　第十二条第三項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次のように加える。

職務の級	俸給	月額									
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
一級	五、七〇〇円	五、八五〇円	六、〇〇〇円	六、二〇〇円	六、四〇〇円	六、六五〇円	六、九〇〇円	七、一五〇円	七、四〇〇円	八、一五〇円	八、四〇〇円
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	七、四〇〇	七、六五〇	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇
三級	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇	八、九五〇	九、二五〇	九、五五〇	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、四〇〇	一〇、六五〇
四級	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一三、九〇〇	一四、四〇〇
五級	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇	一三、九〇〇	一四、四〇〇	一四、九〇〇	一五、四〇〇	一五、九〇〇	一六、四〇〇	一六、九〇〇
六級	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇	一七、〇〇〇	一七、六〇〇	一八、二〇〇	一八、八〇〇	一九、四〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、六〇〇
七級	一七、八〇〇	一八、五〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、二〇〇	二四、〇〇〇	二四、八〇〇	二五、六〇〇
八級	二一、〇〇〇	二一、八〇〇	二二、六〇〇	二三、四〇〇	二四、二〇〇	二五、〇〇〇	二五、八〇〇	二六、六〇〇	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇
九級	二四、二〇〇	二五、〇〇〇	二五、八〇〇	二六、六〇〇	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇	二九、八〇〇	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇
十級	二七、四〇〇	二八、二〇〇	二九、〇〇〇	二九、八〇〇	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇	三三、〇〇〇	三三、八〇〇	三四、六〇〇	三五、四〇〇
十一級	三〇、六〇〇	三一、四〇〇	三二、二〇〇	三三、〇〇〇	三三、八〇〇	三四、六〇〇	三五、四〇〇	三六、二〇〇	三七、〇〇〇	三七、八〇〇	三八、六〇〇
十二級	三四、〇〇〇	三四、八〇〇	三五、六〇〇	三六、四〇〇	三七、二〇〇	三八、〇〇〇	三八、八〇〇	三九、六〇〇	四〇、四〇〇	四一、二〇〇	四一、九〇〇
五一級	三八、八〇〇	四〇、三〇〇	四一、八〇〇	四三、三〇〇	四四、八〇〇	四六、三〇〇	四七、八〇〇	四九、五〇〇	五一、二〇〇		

六級	一四、〇〇〇	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇	一七、一〇〇
七級	一七、八〇〇	一八、五〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇
八級	二二、四〇〇	二三、三〇〇	二四、二〇〇	二五、一〇〇	二六、二〇〇	二七、三〇〇
九級	二六、二〇〇	二七、三〇〇	二八、四〇〇	二九、五〇〇	三〇、六〇〇	三一、九〇〇
十級	三一、九〇〇	三三、二〇〇	三四、五〇〇	三五、九〇〇	三七、三〇〇	三八、八〇〇

備考　本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2　この法律施行の日（以下「切替日」という。）において教育職員級別俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法第六条第二項に掲げる俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表に掲げる教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表の職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に相当する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則別表の新俸給月額欄の額の直近上位の額とする。）に対応する教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3　前項の規定により求められた職員の俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

4　前項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、その職務の級における最低の号俸をもつてその者の号俸とする。

5　附則第二項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

附則別表　教育職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職員が属していた一般俸給表の職務の級	教育職員級別俸給表の職務の級		
	大学等教育職員級別俸給表の職務の級	高等学校等教育職員級別俸給表の職務の級	中学校、小学校等教育職員級別俸給表の職務の級
四級	一級	一級	一級
五級	二級	二級	二級
六級	三級	三級	三級
七級	四級	四級	四級
八級	五級	五級	五級
九級	六級	六級	六級
十級	七級	七級	七級
十一級	八級	八級	八級
十二級	九級	九級	九級
十三級	十級	十級	十級
十四級	十一級	十一級	
十五級	十二級		

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第二百三十八号（昭二八・八・一八）

◎高等学校の定時制教育及び通信教育振興法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、勤労青年教育の重要性にかんがみ、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神にのつとり、働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障し、勤労と修学に対する正しい信念を確立させ、もつて国民の教育水準と生産能力の向上に寄与するため、高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で、「定時制教育」とは、高等学校が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十四条（定時制の課程）に規定する定時制の課程で行う教育をいい、「通信教育」とは、高等学校が同法第四十五条（通信教育）の規定により行う通信による教育をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条　国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、定時制教育及び通信教育の振興を図るとともに、地方公共団体が第二項各号に掲げるような方法によつて定時制教育及び通信教育の振興を図ることを奨励し、及びこれについて指導と助言とを与えなければならない。

2　地方公共団体は、左に掲げるような方法によつて定時制教育及び通信教育の振興を図り、できるだけ多数の勤労青年が高等学校教育を受ける機会を持ちうるように努めなければならない。

一　その地方の実情に基き、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に関する総合計画を樹立すること。

二　定時制教育及び通信教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。

三　定時制教育及び通信教育の内容及び方法の改善を図ること。

四　定時制教育及び通信教育に従事する教員の現職教育について、勤労青年教育の特殊性を考慮して、その計画を樹立し、及びその実施を図ること。

（教科用図書の編修、検定及び発行に関する特別措置）

第四条　通信教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、その特殊性にかんがみ、特別の措置が講ぜられなければならない。

2　国は、政令で定めるところにより、通信教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その編修及び発行に要する経費の一部を補助することができる。

（公立学校についての国の補助）

第五条　国は、公立の高等学校の設置者が定時制教育又は通信教育の設備について、政令で定める基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助する。但し、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十五条（国の負担）又は第十六条（短期の産業教育）の規定により国が負担するものを除く。

2　国は、公立の高等学校の通信教育の運営に要する経費で政令で定めるものの全部又は一部を、当該高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

（私立学校についての国の補助）

第六条　国は、私立の高等学校の設置者が定時制教育の設備について、政令で定める基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。但し、産業教育振興法第十九条（私立学校に関する補助）において準用する同法第十五条又は第十六条の規定により国が補助するものを除く。

2　前項の規定により国が高等学校の設置者である学

法律第二百三十九号（昭二八・八・一八）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（衆法）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地域（以下「被害地域」という。）における失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号。以下「法」という。）の適用を受ける事業所（以下「事業所」という。）が水害を受けそのその事業の全部又は一部が停止されたため、当該事業所の事業主に雇用される失業保険の被保険者が休業し、且つ、就労することができない状態にある場合、当該被保険者の生活の安定に資するため、法の適用に関し特例を定めることを目的とする。

（失業保険法の特例）

第二条 被害地域にある事業所の事業主が、その事業所が水害を受けたため、やむを得ず、事業所の事業の全部又は一部を停止する場合において、その事業所に雇用されている失業保険の被保険者（法第三十八条の三第一項の被保険者及び法第三十八条の四第一項の認可を受けた被保険者を除く。）であつて、その被保険者であつた期間が水害によりその事業の全部又は一部を停止した日以前一年間に通算して六箇月以上であつた者については、その者が、当該停止の日の翌日から昭和二十八年八月三十一日まで（政令で指定する被害地域にあつては同年九月三十日まで）の間、その事業の停止によりその休業した場合には、その休業を法第三条第二項の離職とみなし、当該休業した者が、当該停止の日の翌日から昭和二十八年八月三十一日まで（政令で指定する被害地域にあつては同年九月三十日まで）の間、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができない状態にある場合（当該事業の停止により休業したにかかわらず賃金又は手当の支給のある場合を除く。）には、その状態を、法第三条第一項の失業とみなし、法を適用する。

2 前項に規定する休業をした者については、法第十一条の規定にかかわらず、その事業所に再び就労した日を、同条の事業主に雇用された日とみなす。

3 第一項の規定により失業保険金の支給を受けることができる者が、同項の規定により失業したものとみなされた期間に係る失業保険金の支給を受けるには、法第十六条の規定にかかわらず、命令の定めるところにより公共職業安定所に出頭し、且つ、同項に規定する休業者であることの証明書を提出して、

所に雇用されている失業保険の被保険者（法第三十八条の三第一項の被保険者及び法第三十八条の四第一項の認可を受けた被保険者を除く。）であつて、その被保険者であつた期間が水害によりその事業の全部又は一部を停止した日以前一年間に通算して六箇月以上であつた者については、その者が、当該停止の日の翌日から昭和二十八年八月三十一日まで（政令で指定する被害地域にあつては同年九月三十日まで）の間、その事業の停止によりその休業した場合には、その休業を法第三条第二項の離職とみなし、当該休業した者が、当該停止の日の翌日から昭和二十八年八月三十一日まで（政令で指定する被害地域にあつては同年九月三十日まで）の間、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができない状態にある場合（当該事業の停止により休業したにかかわらず賃金又は手当の支給のある場合を除く。）には、その状態を、法第三条第一項の失業とみなし、法を適用する。

2 前項に規定する休業をした者については、法第十一条の規定にかかわらず、その事業所に再び就労した日を、同条の事業主に雇用された日とみなす。

3 第一項の規定により失業保険金の支給を受けることができる者が、同項の規定により失業したものとみなされた期間に係る失業保険金の支給を受けるには、法第十六条の規定にかかわらず、命令の定めるところにより公共職業安定所に出頭し、且つ、同項に規定する休業者であることの証明書を提出して、失業の認定を受けなければならない。

4 前項の失業の認定に係る失業保険金の支給を受ける者については、法第十九条の規定にかかわらず、その者につき失業したものとみなされた日以後において、失業保険金を支給しない期間は、同項の認定を受けた失業の期間の最初の七日とする。

5 第三項の失業の認定に係る失業保険金は、法第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該失業の認定を受けた日から一週間以内に、当該失業の認定を受けた日前の当該失業の認定に係る失業の期間分を支給するものとする。

6 第一項の規定により支給する失業保険金は、法第二十条に規定する百八十日分に含まれるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二週間を経過した日から施行し、この法律施行前の第二条第一項に規定する休業に関しても適用する。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十号（昭二八・八・一九）

◎社会福祉事業振興会法（衆法）

目次

第一章 総則（第一条―第九条）
第二章 役員及び職員（第十条―第十七条）
第三章 評議員会（第十八条―第二十二条）
第四章 業務（第二十三条―第二十五条）
第五章 会計（第二十六条―第三十一条）
第六章 監督及び補則（第三十二条―第三十四条）
第七章 罰則（第三十五条―第三十七条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 社会福祉事業振興会は、社会福祉法人に対し社会福祉事業施設の経営に必要な資金を融通し、その他社会福祉事業に関し必要な助成を行い、もつて社会福祉事業の振興を図ることを目的とする。

（法人格）

第二条 社会福祉事業振興会（以下「振興会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 振興会の資本金は、政府がその全額を出資する。

2 政府は、予算に定める金額の範囲内で振興会に出資するものとする。

（定款）

第五条 振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金及び資産に関する事項
五 役員に関する事項
六 評議員会及び評議員に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 会計に関する事項

2 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第六条 振興会は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（名称の使用制限）

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

附 則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条第二項、第五条第一項中通信教育に関する部分及び第六条の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

第七条 文部大臣は、第四条第二項、第五条又は前条の規定により補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二 補助金の交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法によつて補助金の受けたことが明らかになつたとき。

（政令への委任）

第八条 第四条から前条までに規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条第二項、第五条第一項中通信教育に関する部分及び第六条の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

第七条　振興会でない者は、社会福祉事業振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（解散）

第八条　振興会の解散及びその残余財産の処置については、別に法律で定める。

（法人に関する規定の準用）

第九条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（理事の代表権の制限）の規定は、振興会に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十条　振興会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十一条　会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、会長の定めるところにより、振興会を代表し、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

3　監事は、振興会の業務を監査する。

（役員の任命）

第十二条　会長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2　理事は、会長が厚生大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十三条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

3　役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の欠格事由）

第十四条　左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　第三十五条の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十四条第四項各号（役員の欠格）の一に該当する者

（役員の兼職禁止）

第十五条　会長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、会長又は理事としての職務の執行に支障がないものと認めて厚生大臣が許可した場合は、この限りでない。

（代表権の制限）

第十六条　振興会と会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が振興会を代表する。

（役員及び職員の地位）

第十七条　振興会の役員及び職員（常時勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。以下同じ。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十八条　振興会に評議員会を置く。

2　評議員会は、十人以上二十人以内の評議員をもつて組織する。

（評議員会の権限）

第十九条　左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一　定款の変更

二　予算及び第三十二条の規定により厚生大臣の認可を受けることを必要とする借入金の借入

三　第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更

四　その他業務に関する重要事項で定款をもつて定めるもの

第二十条　評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況又は役員の業務執行の状況について、会長に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は会長から報告を徴することができる。

（評議員の任命、任期及び欠格事由）

第二十一条　評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び社会福祉事業関係者の中から、厚生大臣が任命する。

2　第十三条及び第十四条の規定は、評議員に準用する。

（評議員会の会議）

第二十二条　評議員会は、会長が招集する。

2　評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

3　会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

4　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5　評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四章　業務

（業務の範囲）

第二十三条　振興会は、第一条の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　社会福祉法人に対し、社会福祉事業施設の修理、改造、拡張、整備若しくは災害復旧に要する資金又は社会福祉事業施設の経営に必要なその他の資金を貸し付けること。

二　社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務

2　振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額及び当該事業年度において第二十九条第一項の規定による積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、前項第二号の規定による助成を行うことができる。

（業務方法書）

第二十四条　振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2　前項の業務方法書には、資金の貸付の限度、利率及び期限、担保に関する事項、元利金の回収に関する事項等貸付に関する業務の方法、助成の限度及び目的並びに第二十五条第一項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

（貸付業務の代理等）

第二十五条　振興会は、厚生大臣の認可を受けて、その貸付業務の一部を他の法人に代理させることができる。

2　振興会は、前項の規定によりその貸付業務の一部を代理させようとするときは、その法人に対して代理業務に関する準則を示さなければならない。

3　前二項の規定により貸付業務の代理をする法人の役員又は職員であつて当該代理業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五章　会計

（事業年度）

第二十六条　振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

2　振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（事業計画及び予算）

第二十七条　振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

（財務諸表）

第二十八条　振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後二箇月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけて、決算完結後二箇月以内に評議員会に報告しなければならない。

3　振興会は、第一項の規定による厚生大臣の承認を

受けたときは、遅滞なく、同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

（利益金の処分）

第二十九条 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、繰越欠損以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を積立金として積み立てなければならない。

2 前項の積立金は、同項の繰越欠損以外の損失の補てんに充てる場合を除くほか、これを取りくずしてはならない。

（余裕金の運用）

第三十条 振興会は、左の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

（借入金）

第三十一条 振興会は、厚生大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第六章 監督及び補則

（監督）

第三十二条 振興会は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、振興会若しくはその貸付業務を代理する法人に報告をさせ、又は当該職員をして振興会若しくはその貸付業務を代理する法人の事務所に立ち入り、業業の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、貸付業務を代理する者に対しては、当該代理業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（役員の解任）

第三十四条 厚生大臣は、振興会の役員が第十四条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 厚生大臣は、振興会の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く命令若しくはこれらの法令に基いてする厚生大臣の命令又は定款に違反したとき。

二 前項の規定の適用がある場合を除くのほか、刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 心身の故障により職務をとることができないとき、その他前二号に掲げるもののほか、役員として不適当であると認められるとき。

第七章 罰則

第三十五条 振興会の役員若しくは職員又はその貸付業務の代理をする法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が、第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十六条 左の場合においては、その違反行為をした振興会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可、許可又は承認を受けなければならない場合において、その認可、許可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第三十七条 第七条の規定に違反して社会福祉事業振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 厚生大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、政府に対し出資金の払込を請求をしなければならない。

5 出資金の払込があつた日（出資金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日）において、設立委員は、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。

6 振興会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、役員の全員は、政令の定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 振興会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

8 この法律中社会福祉法人には、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童福祉施設又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設を設置する民法第三十四条（公益法人）の法人及び更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）の規定により更生保護事業を営む民法第三十四条の法人を含むものとする。

9 第七条の規定は、この法律の施行（附則第一項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の際現に社会福祉事業振興会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律の施行後六箇月を限り適用しない。

10 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第五十二号の二を第五十二号の三とし、第五十一号の四とし、第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二 社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）の定めるところにより、社会福祉事業振興会につき、認可を与え、その他監督等を行うこと。

11 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「社会福祉事業振興会」を、「社会福祉事業振興会」を加え、「社会福祉事業振興会法」を加え、同条に次の一号を加える。

学校振興会との下に、「社会福祉事業振興会ガ社会福祉事業振興会ノ為ス貸付業務ノ為ニスル建物ノ取得ノ登記

12 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中第六号ノ十ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ三 社会福祉事業振興会ノ発スル証書、帳簿

13 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「社会福祉法人」の下に「、社会福祉事業振興会」を加える。

14 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「私立学校振興会」の下に「、社会福祉事業振興会」を加える。

15 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号、第二百九十六条及び第七百四十三条第三号中「私立学校振興会」の下に「、社会福祉事業振興会」を加え、第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十五 社会福祉事業振興会が直接その事業の用に供する固定資産

16 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「罰則」の下に「並びに社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）」を加える。

17 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「社会福祉法人の経営する社

会福祉事業施設が災害によつて破損した場合において、緊急にこれを復旧する」を削る。

（内閣総理、法務・大蔵、厚生大臣署名）

法律第二百四十一号（昭二八・八・一九）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法（衆法）

（国有の機械等の譲渡、貸付及び交換）

第一条 昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）を受けた政令で指定する地方公共団体の区域内に事業所（作業所を含む。以下同じ。）を有する中小企業者（政令で定める者に限る。以下「中小企業者」という。）で、水害により、その事業所及びその所有する機械又は器具（以下「機械等」という。）につき被害を受けたもの（以下「被害中小企業者」という。）に対しては、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産のうち機械又は器具（以下「国有の機械等」という。）を、当該機械等の被害を受けた限度において時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し若しくは貸し付け、又はその損害を受けた機械等と交換することができる。

2 前項の規定により交換をする場合における国有の機械等の価額は、当該機械等の被害を受けた限度において時価からその五割以内を減額した額とする。おいて時価からその五割以内を減額した額とする。

3 前二項の規定により交換をする場合において、その差額を金銭で補足の価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

4 被害中小企業者が第一項の規定により国有の機械等の譲渡を受け、又は交換をした場合において、その納付すべき売払代金又は交換差金については、十年以内の延納の特約をすることができる。この場合においては、確実な担保を徴することができる。

5 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一条第二項中「第一項但書」とあり、又は同条第三項中「第一項但書」とあるのは、「昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法第一条第四項」と読み替えるものとする。

（交換差金の延納期限の延長）

第二条 被害中小企業者の所有する機械等が、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号。以下「法」という。）第九条の規定により交換をされ、且つ、水害により損害を受けたものである場合において、法第十一条の規定によりその交換差金につき延納の特約がなされているときは、同条の規定にかかわらず、当該特約による延納の期限を更に三年以内延長する。

（国有の機械等の引渡前の損害の場合）

第三条 中小企業者で、水害により、その事業所又は機械等につき被害を受けたものがした法第九条の規定による交換の契約の後、その引渡前に、その交換に係る国有の機械等が損害を受けた場合において、他の同種の国有の機械等があるときは、当該国有の機械等に代えてこれを交換することができる。この場合において、交換差金の全部又は一部が納付されているときは、当該契約に係る機械等の価額にその納付した交換差金を加算した額をもつて、当該契約における機械等の価額とする。

2 前項の場合において、水害により、当該契約に係る機械等も損害を受けた場合においては、当該契約における国有の機械等の価額については、第一条第二項の規定を準用する。この場合において、交換差金を生ずるときは、当該交換差金については、同条第四項及び第五項の規定を準用する。

（実施手続等）

第四条 前三条に規定するものの外、この法律の実施その他の手続について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和二十九年十二月三十一日限りその効力を失う。但し、同日以前にした、この法律の規定による国有の機械等の譲渡若しくは貸付、国有の機械等と機械等との交換又は当該売払代金若しくは交換差金の延納に関する定めについては、同日後もなおその効力を有する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十二号（昭二八・八・一九）

◎昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（衆法）

（目的）

第一条 この法律は、昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害によつて損害を受けた小企業者に対するその復旧資金の融通について利率の引下の措置を講ずることにより、その復旧の促進と経営の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「被害小企業者」とは、商工業その他政令で定める事業を行う小規模の事業者（常時使用する従業員の数が三十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三人）以下の会社又は個人をいう。）、事業協同組合、同連合会又は企業組合であつて、政令で指定する地域内に事業所を有し、且つ、昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害によつて損害を受けたものをいう。

2 この法律において「復旧事業資金」とは、一般の金融機関（銀行（日本銀行を除く。）、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫及び信用協同組合をいう。以下同じ。）が、被害小企業者に対し、その損害の復旧に必要な事業資金（事業協同組合又は同連合会については共同施設に係るものに限る。）として、被害小企業者一人につき総額二十万円（事業協同組合又は同連合会については百万円）の範囲内で六月以上三年以内の償還期限及び当該金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率から、次条の規定によつて都道府県が当該金融機関に補給する金額を基礎として算出した利率だけ引き下げた利率で昭和二十九年三月三十一日までに貸し付けるものをいう。

（国庫補助）

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、都道府県が金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた復旧事業資金につき年五分の利率を適用して計算した金額に相当する金額の利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費の二分の一を補助する。

2 前項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る復旧事業資金の総額は、二十億円を限度とする。

（補助金の打切又は返還）

第四条 政府は、都道府県がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（政令への委任）

第五条 この法律に定めるもの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十三号（昭二八・八・二〇）

◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（関係行政機関等の意見の聴取）

第七条　国が、条約第一条に掲げる目的を遂行するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要がある場合において、合衆国に対して政令で定める国有の財産の使用を許そうとするときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十四号（昭二八・八・二〇）

◎農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、家畜共済の合理化に資するため、家畜共済に係る農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の規定に特例を設け、これを試験的に次条の農業共済組合及びその農業共済組合連合会に適用することを目的とする。

（農業共済組合の指定）

第二条　農林大臣は、政令の定めるところにより、この法律により家畜共済を行うべき農業共済組合をその農業共済組合の同意を得て指定する。

2　農林大臣は、必要があると認めるときは、当該農業共済組合の同意を得て前項の規定による指定を取り消すことができる。

（指定組合の行う家畜共済）

第三条　前条第一項の規定により指定を受けた農業共済組合（以下「指定組合」という。）の行う家畜共済は、死廃病傷共済及び生産共済とする。

2　指定組合は、死廃病傷共済にあつては、農業災害補償法第八十四条第一項第三号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

（共済掛金率）

第四条　死廃病傷共済の共済掛金率は、政令の定めるところにより、定款で定める。

2　前項の共済掛金率は、農林大臣が定める共済掛金標準率を下つてはならない。但し、省令で定める場合には、この限りでない。

3　前項の共済掛金標準率は、政令の定めるところにより、農業災害補償法第百十五条第二項の規定に基き定められた死亡廃用共済に係る共済掛金標準率及び疾病傷害共済に係る共済掛金標準率を基礎として定める。

（共済金）

第五条　死廃病傷共済に係る共済金は、左の金額とする。

一　死亡又は廃用により支払うものにあつては、農業災害補償法第百十六条第一項第一号の額

二　疾病又は傷害により支払うものにあつては、政

令の定めるところにより定款で定める方法によつて算定される損害の額に政令の定めるところにより定款で定める支払割合を乗じて得た額

（会計の区分経理）

第六条　指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、家畜共済事業に係る会計のうち指定組合に係るものを他と区分して経理しなければならない。

（指定組合の組合員に対する補助）

第七条　国庫は、指定組合の組合員の支払うべき牛又は馬の死廃病傷共済に係る共済掛金のうち農業災害補償法第百十四条第一項第一号の定款で定める共済掛金の最低のものの二分の一に相当する金額から同法第十三条の二の規定により負担する金額を控除して得た額に相当する金額の補助金を当該組合員に交付する。

2　前項の規定により指定組合の組合員に交付すべき補助金は、これを組合員に交付するのに代えて、当該組合員がその属する指定組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該指定組合にこれを交付し、又は当該指定組合がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

（報告の徴取）

第八条　農林大臣及び都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合及び指定組合を会員とする農業共済組合連合会から報告を徴することができる。

（審査会）

第九条　都道府県農業共済保険審査会は、農業災害補償法第百四十三条第二項各号に掲げる事項の外、都道府県知事の諮問に応じてこの法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

2　農業共済再保険審査会は、農業災害補償法第百四十四条に規定する事項の外、主務大臣の諮問に応じてこの法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

（諮替規定）

第十条　指定組合の行う家畜共済に係る農業災害補償法の適用については、同法第十三条の二（牛馬死亡廃用共済掛金の一部国庫負担）中「死亡廃用共済」とあるのは「死廃病傷共済」と、「最低の共済掛金」とあるのは「共済掛金の死亡及び廃用による損害に対応する部分」と、第百十一条（義務加入）及び第百十一条の二第二号（組合の申込承諾義務）中「死亡廃用共済」とあるのは「死廃病傷共済」と、第百十二条第二項（共済掛金期間）中「死亡廃用共済及び疾病傷害共済」とあるのは「死廃病傷共済」と、第百十三条（共済掛金期間の制限）第一項中「死亡廃用共済」とあるのは「死廃病傷共済」と、同条第二項中「死亡廃用共済関係」とあるのは「死廃病傷共済関係」と、第百十四条第一項第一号（共済金額）中「死亡廃用共済」とあるのは「死廃病傷共済」と、第百十七条及び第百二十六条（共済金等に代る給付）中「疾病傷害共済に係る共済事故」とあるのは「疾病又は傷害の共済事故」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年十月一日にその効力を失う。

2　この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

3　第二条の規定に基く指定があつた際に指定組合とその組合員との間に現に存する死亡廃用共済関係及び疾病傷害共済関係は、その指定の時の属する共済掛金期間の満了の時又は当該共済関係の共済目的たる家畜について死廃病傷共済の共済責任が始まる時のいずれか早い時までは、なお従前の例により存続する。

4　前項の死亡廃用共済関係及び疾病傷害共済関係が死廃病傷共済の共済責任の開始により消滅したときは、そのまだ経過しない期間に対する共済掛金は、払いもどさなければならない。

5　前項の場合には、農業共済組合連合会及び政府は、まだ経過しない期間に対する保険料及び再保険料を、それぞれ当該農業共済組合及び農業共済組合連合会に払いもどさなければならない。

6　第四項又は前項の規定により払いもどすべき共済掛金、保険料及び再保険料は、この法律の規定により払い込むべき共済掛金、保険料及び再保険料とそれぞれ相殺することができる。

7　農業災害補償法第百十三条第一項各号の一に該当するに至る前二年以前から死亡廃用共済関係が継続

していた家畜は、同項の規定にかかわらず、死廃病傷共済に付することができる。

8　農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十一条　農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十四号）第七条ノ規定ニ依ル補助金ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間家畜勘定ノ歳出トス

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十五号（昭二八・八・二一）

◎私立学校教職員共済組合法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員（第七条―第十一条）
第三章　運営審議会（第十二条・第十三条）
第四章　組合員（第十四条―第十七条）
第五章　業務
第一節　総則（第十八条・第十九条）
第二節　給付（第二十条―第二十五条）
第三節　福祉施設（第二十六条）
第六章　掛金並びに国及び都道府県の補助（第二十七条―第三十五条）
第七章　審査会（第三十六条―第三十八条）
第八章　会計（第三十九条―第四十一条）
第九章　監督（第四十二条―第四十五条）
第十章　雑則（第四十六条―第四十九条）
第十一章　罰則（第五十条―第五十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　私立学校教職員共済組合は、私立学校教職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。

（法人格等）

第二条　私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）は、法人とする。

2　組合は、主たる事務所を東京都に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第三条　組合は、定款をもつて左の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　役員に関する事項
五　運営審議会に関する事項
六　組合員に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　掛金に関する事項
九　審査会に関する事項
十　資産の管理その他財務に関する事項
十一　会計に関する事項
十二　その他組合の業務に関する重要事項

2　定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第四条　組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

3　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3　登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

（名称使用の制限）

第五条　組合でない者は、私立学校教職員共済組合という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（非課税）

第六条　組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

第二章　役員

（役員）

第七条　組合に役員として、理事長一人、理事三人以上六人以内及び監事二人を置く。

（役員の職務）

第八条　理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款で定めるところにより、組合を代表し、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、組合の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

第九条　役員は、組合の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　役員の任期は、二年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、再任されることができる。

（代表権の制限）

第十条　組合と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

（兼職の禁止）

第十一条　理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、文部大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

第三章　運営審議会

（運営審議会）

第十二条　組合の業務の適正なる運営を図るため、組合に運営審議会を置く。

2　運営審議会の委員は、十五人以内とし、組合員、組合員を使用する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人又は同法第六十四条第四項の法人の役員及び組合の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が委嘱する。

3　文部大臣は、前項の規定により委員を委嘱する場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

4　第九条第二項及び第三項の規定は、第二項の委員について準用する。

（運営審議会の職務）

第十三条　左の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならない。

一　定款の変更
二　業務方法書の変更
三　毎事業年度の予算
四　重要な財産の処分又は重大な義務の負担
五　訴訟又は訴願の提起及び和解
六　その他組合の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

2　前項に規定する事項のほか、運営審議会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

第四章　組合員

（組合員）

第十四条　私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は組合（以下「学校法人等」という。）に使用される者（以下「教職員等」という。）は、組合員とする。但し、左の各号に掲げる者は、この限りでない。

一　専任でない者
二　臨時に使用される者
三　前二号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

（組合員の資格の取得）

第十五条　教職員等は、前条各号に掲げる者を除き、その教職員等となつた日（前条各号に該当する者がこれに該当しない教職員等となつたときは、そのなつた日）から、組合員たる資格を取得する。

（組合員の資格の喪失）

第十六条　組合員は、左の各号に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日から組合員たる資格を喪失する。但し、第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日にさらに教職員等（第十四条各号に掲げる者を除く。）となつたときは、この限りでない。

一　死亡したとき。
二　退職したとき。

三　第十四条各号に掲げる者となつたとき。
四　その使用される学校法人等が解散したとき。
（組合員たる期間）
第十七条　組合員たる期間は、組合員たる資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

第五章　業務

第一節　総則

（業務）
第十八条　組合は、第二条に規定する目的を達成するため、左の各号に掲げる業務を行う。
一　組合員の疾病、負傷、廃疾、死亡、分べん、退職、災やい又は休業に関する給付
二　組合員の被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん又は災やいに関する給付
三　前各号に掲げるもののほか、組合員の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業
（業務方法書）
第十九条　組合は、業務方法書を定め、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一　医療機関との契約に関する事項
二　福祉施設に関する事項
三　その他組合の業務の執行に関して必要な事項
2　組合は、業務方法書を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

第二節　給付

（給付）
第二十条　組合は、第十八条第一号及び第二号に掲げる給付として、疾病給付、退職給付、廃疾給付、遺族給付、分べん給付及び休業給付を行う。
（給与の範囲）
第二十一条　この法律において「給与」とは、組合員たる教職員等が、勤務の対価として受ける給料、俸給、手当又は賃金及びこれに準ずるものをいう。但し、臨時に受けるもの及び三月をこえる期間ごとに受けるものを含まない。
2　給与の一部が金銭以外のものである場合においては、その価額は、その地方の時価により、理事長が定める。
（標準給与）
第二十二条　標準給与の等級及び月額は、組合員たる教職員等の給与月額に基き左の区分により定め、各等級に対応する標準給与の日額は、その月額の二十五分の一に相当する額とする。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	四、〇〇〇円	四、五〇〇円未満
第二級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上　五、五〇〇円未満
第三級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上　六、五〇〇円未満
第四級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上　七、五〇〇円未満
第五級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第六級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第七級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上　一一、〇〇〇円未満
第八級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上　一三、〇〇〇円未満
第九級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上　一五、〇〇〇円未満
第十級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上　一七、〇〇〇円未満
第十一級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上　一九、〇〇〇円未満
第十二級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上　二一、〇〇〇円未満
第十三級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上　二三、〇〇〇円未満
第十四級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上　二五、〇〇〇円未満
第十五級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上　二七、〇〇〇円未満
第十六級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上　二九、〇〇〇円未満
第十七級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上　三一、五〇〇円未満
第十八級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上　三四、五〇〇円未満
第十九級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上

2　週その他月以外の一定期間により支給される給与については、その給与の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を給与月額として前項の規定を適用する。
3　標準給与は、組合員の資格を取得した日の現在により定める。
4　組合員の給与に増減があつたため、従前の給与月額に基いて定められた標準給与に該当しなくなつた場合においては、その給与に増減があつた日の属する月の翌月（給与に増減があつた日が月の初日であるときは、その月）から、その給与を変更する。
（平均標準給与）
第二十三条　平均標準給与の月額は、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月から起算してその前五年間の各月における標準給与の月額の合算額の六十分の一に相当する額とし、平均標準給与の日額は、平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額とする。
2　前項の規定により算出した平均標準給与の月額が、組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額より少いときは、その除して得た額をもつて平均標準給与の月額とする。
3　組合員であつた期間が五年に満たない者の平均標準給与の月額は、組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額とする。
（給付標準の端数計算）
第二十四条　給付額、標準給与の日額及び平均標準給与の月額又は日額に一円に満たない端数を生じたときは、これを一円に切り上げる。
（国家公務員共済組合法の準用）
第二十五条　この節に規定するもののほか、第十八条第一号及び第二号に掲げる給付については、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第十八条及び第二十条から第六十二条までの規定を準用する。この場合において、左表上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二十四条の三第一項	第十七条各号	第十八条第一号及び第二号に掲げる給付については、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第十八条及び第二十条から第六十二条までの規定を準用する。この場合において、左表上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
第三十条第一項 第三十七条第一項 第四十二条第一項 第四十五条第一項 第五十五条第一項 第五十七条第一号及び第四号	公務	職務
第三十五条第一項及び第三項 第三十七条第一項 第五十三条	俸給	標準給与の月額

第五十四条		
第三十九条第一項 第四十条第二項 第四十一条第一項	第十三条第二号又は第十三条第三号	私立学校教職員共済組合法第四十二条第一号から第四号まで
第三十九条第二項 第四十一条第二項 第四十四条 第四十五条第二項 第五十二条第三号	俸給	平均標準給与の月額

第三十九条第二項 第四十一条第二項 第四十二条第三項 第五十条第二項 第五十二条第三号	俸給日額	平均標準給与の日額
第五十五条第一項及び第二項 第五十六条第一項	俸給日額	標準給与の日額
第五十七条 第五十七条第六号	所属機関の長	私立学校教職員共済組合の理事長
第五十八条	俸給	給与
第五十九条	懲戒処分を受け	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇せられ

第三節　福祉施設

（福祉施設）

第二十六条　組合は、第十八条第三号に掲げる事業として、左の各号に掲げる福利及び厚生に関する業務を行う。

一　組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営

二　組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三　組合員の臨時の支出に対する貸付

四　その他前各号に附帯する業務

第六章　掛金並びに国及び都道府県の補助

（掛金）

第二十七条　組合は、その業務に要する費用にあてるため、掛金を徴収する。

2　前項の規定による掛金は、組合員の標準給与の月額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、定款で定める。

（掛金の折半負担）

第二十八条　組合員及びその組合員を使用する学校法人等は、前条の規定による掛金を折半して、これを負担する。

（掛金の納付義務及び給与からの控除等）

第二十九条　学校法人等は、自己及びその使用する組合員の負担すべき毎月の掛金を、翌月末日までに組合に納付する義務を負う。

2　学校法人等は、組合員の給与を支給するときは、その給与から当該組合員が負担すべき当該給与に係る　の前月分の掛金（組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金）に相当する金額を控除することができる。

3　学校法人等は、組合員が組合に対して支払うべき第二十六条第三号の貸付金の返還の債務がある場合において、組合から求められたときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合に支払わなければならない。

（督促及び延滞金の徴収）

第三十条　掛金を滞納した学校法人等に対しては、組合は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　前項の規定によって督促をしようとするときは、組合は、学校法人等に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3　前項の規定によって督促をしたときは、組合は、掛金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日から掛金完納又は財産差押の日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。但し、掛金額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

4　前項の場合において、掛金額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあつた

掛金額を控除した金額による。

5　延滞金を計算するにあたり、掛金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6　督促状に指定した期限までに掛金を完納したとき、又は前三項の規定によって計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7　延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（滞納処分）

第三十一条　前条の規定による督促を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金を完納しないときは、学校法人等又はその財産のある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市にあつては区とする。以下同じ。）は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2　市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十以内にこれを結了しないときは、組合は、文部大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

（先取特権の順位）

第三十二条　掛金その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

（書類の送達）

第三十三条　掛金その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十の規定を準用する。

（時効）

第三十四条　掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2　前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法（明治二十九年法律第八十九号）の時効に関する規定を準用する。但し、組合のなす掛金その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（国及び都道府県の補助）

第三十五条　国は、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費を補助することができる。

一　退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用の百分の十

二　組合の事務に要する費用

2　都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、組合の業務に要する経費について補助することができる。

第七章　審査会

（審査の請求）

第三十六条　給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある者は、審査会に対し、文書又は口頭をもつて審査を請求することができる。

（審査会）

第三十七条　審査会は、組合に置き、前条の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

2　審査会は、委員九人をもつて組織する。

3　前項の委員は、組合員を代表する者、学校法人等を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、文部大臣が委嘱する。

4　第九条第二項及び第三項の規定は、前項の委員について準用する。

（国家公務員共済組合法の準用）

第三十八条　前二条に規定するもののほか、審査会については、国家公務員共済組合法第七十一条第二項及び第三項並びに第七十四条から第七十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第七十一条第三項中「第一項」とあり、又は第七十五条第三項中「第七十一条第一項」とあるのは「私立学校教職員共済組合法第三十六条」と、第七十一条第三項中「決定又は徴収の通知があつた日」とあるのは「決定若しくは徴収の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日」と、第七十五条第二項中「政府を代表する委員」とあるのは「学校法人等を代表する委員」と読み替えるものとする。

第八章　会計

（事業年度）

第三十九条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（予算及び決算）

第四十条 組合は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

4 組合は、第二項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備えて置かなければならない。

（政令への委任）

第四十一条 前二条に規定するもののほか、責任準備金の運用その他組合の会計及び財務について必要な事項は、政令で定める。

第九章 監督

（監督）

第四十二条 組合は、文部大臣が監督する。

（監督命令）

第四十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十四条 文部大臣は、必要があると認めるときは、組合に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員をして組合の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生大臣は、組合に対し、随時、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

（役員の解任）

第四十五条 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く命令（第四十三条に規定する文部大臣の監督上の命令を含む。）又は定款に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

第十章 雑則

（報告の請求及び検査）

第四十六条 文部大臣は、組合の保健給付についての第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第三十一条第三号の規定による支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、同号に規定する医療機関に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして同号の規定による診療を行つた医療機関の病院若しくは診療所について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 医療機関又はその管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、文部大臣は、組合に対して当該医療機関に対する費用の支払を一時差し止めるべきことを命ずることができる。

（組合の報告徴取等）

第四十七条 組合は、文部省令で定めるところにより、組合員を使用する学校法人等に、その使用する組合員の異動、給与等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他組合の業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 組合は、文部省令で定めるところにより、組合員又は学校法人等に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

（医療に関する事項）

第四十八条 組合は、この法律に定める医療に関する事項については、随時、厚生大臣に連絡をしなければならない。

（政令への委任）

第四十九条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、政令で定める。

第十一章 罰則

第五十条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、組合の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、組合に対しても同項の刑を科する。

第五十一条 左の各号の一に該当する場合には、組合の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基く政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 この法律又は定款に規定する業務以外の業務を営んだとき。

三 第四十条第四項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第五十二条 第四十七条の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

第五十三条 第五条の規定に違反して、私立学校教職員共済組合という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第二項から第六項まで及び第二十四項の規定は、公布の日から施行する。

（組合の設立）

2 文部大臣は、組合の設立前に、第九条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された者は、組合成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4 文部大臣は、設立委員を命じ、組合の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 組合は、設立の登記をすることによつて成立する。

（最初の事業年度）

9 組合の最初の事業年度は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、昭和二十九年一月一日に始まり、同年三月三十一日に終るものとする。

（学校法人とみなされるもの）

10 私立の盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。

（恩給財団等の解散）

11 財団法人私学恩給財団（以下「恩給財団」という。）及び財団法人私学教職員共済会は、組合成立の日に解散し、その権利義務は、組合が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

12 前項の財団法人の解散の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

（厚生年金保険の被保険者であつた期間）

13　組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間（その期間の計算については、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の定めるところによる。以下同じ。）は、この法律による組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算する。

（恩給財団の加入教職員であつた期間）

14　第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の恩給財団の加入教職員であつた期間（その期間の計算については、従前の例による。以下同じ。）は、この法律による組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算する。

（組合員であつた期間とみなされる期間の標準給与）

15　第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなす場合においては、その期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給与の月額とみなし、前項の規定により恩給財団の加入教職員であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなす場合においては、その期間における標準給与の月額は、一万円であつたものとみなす。

（期間の合算及び平均標準給与の月額の計算に関する特例）

16　組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であり、且つ、恩給財団の加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかわらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間と第十四項の規定により合算されるべき恩給財団の加入教職員であつた期間のうち、いずれか長い方の期間（その期間が等しい場合には、その者がこの法律による組合員であつた期間とみなされることに伴い相当と認められる限度において、政令で定めるところにより、調整を行うことができる。

（給付費の負担の特例）

17　第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなして、退職給付、廃疾給付又は遺族給付が行われた場合においては、退職給付又は遺族給付についてはそのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたとき、廃疾給付については、その期間が組合員であつた期間とみなされたことにより給付が行われたものであるときは、その給付に要する費用は、組合と厚生保険特別会計とが負担する。但し、当該組合員を厚生年金保険の被保険者とみなし、組合員であつた期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行うことができないときは、この限りでない。

18　前項の場合において、負担の割合その他費用の負担に関して必要な事項は、政令で定める。

（保険給付の調整）

19　組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者である者に対する厚生年金保険法による保険給付については、第十三項の規定によりその者の厚生年金保険の被保険者であつた期間が、この法律による組合員であつた期間とみなされることに伴い相当と認められる限度において、政令で定めるところにより、調整を行うことができる。

（恩給財団の例による長期給付）

20　第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者が、組合成立の日から十日以内に文部大臣に申請したときは、その者の退職、廃疾又は死亡に関する給付（埋葬に関する給付を除く。）に関する事項のうち、給付の種類、給付事由、給付の内容及び掛金の額については、組合成立の日から引き続き恩給財団における従前の例によるものとする。

21　前項の規定により恩給財団における従前の例による給付を行う場合においては、同項の者がこの法律

による組合員となつた後の組合員であつた期間は、恩給財団の加入教職員であつた期間とみなし、これとその者の恩給財団の教職員であつた期間とを合算する。

（適用除外）

22　組合成立の際現に健康保険又は厚生年金保険の被保険者である者を使用する学校法人が、その設置する私立学校（この法律による組合員となるべき当該私立学校に勤務するすべての教職員が健康保険又は厚生年金保険の被保険者でないものを除く。以下同じ。）ごとに当該私立学校に勤務する教職員（健康保険組合を組織している場合においては、当該組合の組合員たる教職員。以下同じ。）の過半数の同意を得て、組合成立の日から三十日以内に、文部大臣に対し、当該同意に係る私立学校の教職員が健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受け、又は厚生年金保険の被保険者となるべき旨の申請をしたときは、当該申請に係る私立学校に勤務する教職員は、健康保険法第十二条第一項の規定にかかわらず、同法による保険給付を受けることができ、又は厚生年金保険法第十六条ノ二の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となるものとする。この場合において、健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者は、保健給付、り災給付及び休業給付に関し、厚生年金保険のみの被保険者となつた者は、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関しては、それぞれこの法律による組合員でない者とみなし、健康保険法による保険給付を受け、且つ、厚生年金保険の被保険者となつた者は、第十四条の規定にかかわらず、この法律による組合員となるべきものとする。組合成立後新たに当該私立学校に勤務することとなつた教職員についても同様とする。

（教育の事業）

23　この法律による組合員については、健康保険法第十三条第一号又は厚生年金保険法第十六条第一号に規定する事業とならないものとする。

（他の法律の一部改正）

24　健康保険法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又ハ地方公共団体ノ事務所ニ使用セラルル被保険者」を「、地方公共団体ノ事務所ニ使用セラルル被保険者又ハ法人ニ使用セラルル被保険者」に改める。

25　日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」の下に「（私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

26　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「私立学校振興会」の下に「、私立学校教職員共済組合」を、「私立学校振興会法」の下に「、私立学校教職員共済組合法」を加え、同条第十八号中「私立学校振興会」の下に「、私立学校教職員共済組合」を加え、同条に次の一号を加える。

二十三　私立学校教職員共済組合が私立学校教職員共済組合法第十八条第三号ノ業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

28 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ二　私立学校教職員共済組合ノ私立学校教職員共済組合法(昭和二十七年法律第二百四十五号)附則第十七項ノ規定ニ依ル本会計ノ負担金ハ年金勘定ノ歳出トス

29 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「並びに町村職員恩給組合連合会」を「、町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合」に改める。

第八条第六項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　私立学校教職員共済組合法の規定により組合員として負担する掛金

30 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「並びに町村職員恩給組合連合会」を「、町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合」に改める。

31 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百四十三条第四号中「並びに町村職員恩給組合連合会の事業」を「、町村職員恩給組合連合会の事業並びに私立学校教職員共済組合の事業」に改める。

32 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第二十三条　第五条ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間私立学校教職員共済組合法(昭和二十七年法律第二百四十五号)附則第十七項ノ規定ニ依ル本会計ノ負担金ハ年金勘定ノ歳出トス

33 私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第三号中「施設等」を「施設、事業等」に改める。

(内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生大臣署名)

法律第二百四十六号　(昭二八・八・二五)

◎日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律

(損失の補償)

第一条　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

一　防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚毒、障がい物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

二　防風施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

三　その他政令で定める行為

2　前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。

3　第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第二条　前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

ない。

2　都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申立)

第三条　前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第四条　政府は、前条第一項の規定による異議の申立がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴)

第五条　この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

2　前項の訴においては、国を被告とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。

2　前項の損失に関して見舞金その他の名目で国から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に該当するものについては、この法律の規定による損失補償金の内払とみなす。

3　調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

六　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の施行に関すること。

と。

第十二条第一項を次のように改め、同条第三項中「二十人」を「二十三人」に、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産の評価」を「及び第一項各号に掲げる事項」に改める。

中央調達不動産審議会(以下「中央不動産審議会」という。)は、調達庁長官の諮問に応じ、左に掲げる事項についてその基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

一　調達不動産及びこれに附属する動産の評価

二　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律による損失の補償

三　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律による損失の補償

第十七条第二項中「管轄区域内にある調達不動産及びこれに附属する動産の評価」を「管轄区域内における第十二条第一項各号に掲げる事項」に改め、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産」を「及び第十二条第一項各号に掲げる事項」に改める。

(内閣総理・大蔵・農林大臣署名)

法律第二百四十七号　(昭二八・八・二七)

◎公立学校施設費国庫負担法

(目的)

第一条　この法律は、公立学校の施設の整備を促進す

2　公立学校の施設の戦災復旧に要する経費の種目は、当該戦災復旧の工事費（設備費を除く。）及び事務費とする。

3　義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の種目は、左に掲げる事業の工事費（設備費を除く。）及び事務費とする。但し、買収その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、当該校舎又は寄宿舎の買収費及び事務費とする。

一　義務教育年限の延長によつて必要となつた公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎（盲学校及びろう学校にあつては、寄宿舎を含む。以下本条において同じ。）の建築（買収その他これに準ずる方法によるこれらの取得を含む。以下同じ。）

二　義務教育年限の延長によつて増加する児童及び生徒を収容するため、公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎に転用された他の公立の小学校の校舎で、同一の設置者（都の特別区は、これを合して一の設置者とみなす。）の設置に係るものの建築

4　前三項に規定する事務費の工事費（買収その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、買収費）に対する割合は、政令で定める。

（事業に要する経費の算定基準）

第五条　公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費は、政令で定める基準により、当該公立学校の施設を原形に復旧するに要する経費の額を基準として算定するものとする。但し、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。

2　義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、中学校、盲学校及びろう学校の校舎又は寄宿舎について、その教育を行うのに必要な最低限度の児童及び生徒一人当りの坪数を基準として算定するものとする。

（事業費の決定）

第六条　公立学校の施設の災害復旧若しくは戦災復旧又は義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設（以下「災害復旧事業等」という。）に要する経費（以下「事業費」という。）の額は、前条に規定する基準に従い、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。

（災害復旧事業等の成功認定）

第七条　国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して、文部大臣の成功認定を受けなければならない。

（負担金の還付）

第八条　国の負担金の交付を受ける地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、文部大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業等に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合においては、文部大臣は、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2　前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3　文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市（特別区を含む。以下同じ。）町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）に対して第一項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

（剰余金の処分）

第九条　地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業等の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第三条第一項の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

（都道府県の教育委員会の事務）

第十条　国が市町村に対して交付する災害復旧事業等の事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業等の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が行う。

2　国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（監督）

第十一条　文部大臣は、災害復旧事業等の施行に関し、この法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業等を適正に実施させるため必要な限度において、実地検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

2　文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に対して、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

（適用除外）

第十二条　この法律の規定は、左に掲げる施設の災害復旧については適用しない。

一　建物、建物以外の工作物、土地又は設備の災害による被害の額が一学校ごとにそれぞれ政令で定める額に達しないもの

二　明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

三　著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

（政令への委任）

第十三条　この法律に定めるもの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

2　昭和二十八年三月三十一日以前に災害をこうむつた公立学校の施設の災害復旧については、なお従前の例による。

3　義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、第五条第二項の規定にかかわらず、当分の間、左に掲げる基準により算定するものとする。

一　第四条第三項第一号に規定する建築の坪数は、左の表に掲げる学校の種類別の児童及び生徒一人当りの基準坪数に、政令で定めるところにより算定した当該学校の児童及び生徒の数（寄宿舎にあつては、収容する児童及び生徒の数）を乗じた坪数から、従来の保有坪数を控除した坪数とする。但し、児童及び生徒一人当りの基準坪数については、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の学級数若しくは一学級の児童及び生徒の数又は当該学校の校舎若しくは寄宿舎の構造に応じ、政令で定めるところにより補正を行うものとする。

学校の種類	校舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数	寄宿舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数
中学校	〇・七坪	
盲学校及びろう学校	二・五五坪	三・二〇坪

二　第四条第三項第二号に規定する建築の坪数は、当該転用坪数とする。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十八号（昭二八・八・二七）

◎危険校舎改築促進臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、地方財政及び公立の義務教育諸学校の危険校舎の現状にかんがみ、当該危険校舎の改築を促進するため、当該改築に要する経費について、臨時に、特に国が補助を行うこととし、もつて義務教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

（国の補助）

第二条　国は、公立の義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校の小学部及び中学部をいう。）の校舎で、その構造上危険な状態にあるもの（以下「危険校舎」という。）の改築を行おうとする地方公共団体に対し、その経費の一部を補助することができる。

2　校舎の危険度その他前項の規定により国が補助を行うことができる危険校舎の範囲の決定について必要な事項は、政令で定める。

（補助率）

第三条　前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、危険校舎の改築に要する経費の三分の一以内とする。

（補助の申請）

第四条　地方公共団体は、当該地方公共団体が改築しようとする危険校舎の改築に要する経費について国の補助を受けようとする場合においては、文部省令で定めるところにより、文部大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。

（補助金の交付の取消、停止等）

第五条　文部大臣は、地方公共団体に対して補助金を交付する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該地方公共団体に対し、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一　正当な理由がなくて、危険校舎の改築の全部又は一部を行わないこととなつたとき。

二　補助金を補助の目的以外に使用したとき。

三　前各号の外、文部大臣の指示に違反したと認められるとき。

2　前項の規定により文部大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のため有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

（指示監督）

第六条　文部大臣は、補助金の交付の目的を最もよく達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける地方公共団体に対して、危険校舎の改築について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は部下の職員をして当該補助に係る危険校舎を実地検査させることができる。

（政令への委任）

第七条　この法律に定めるもの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第二百四十九号（昭二八・八・二七）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用の負担及び補助に関する特別措置法（参法）

（目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害によつて生じた公立の教育施設の災害のすみやかな復旧を図るため、その災害復旧事業についての国の費用負担及び補助に関して必要な事項を定め、もつて学校教育及び社会教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　学校　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

二　公立学校施設　地方公共団体が災害地域内に設置する公立学校施設又は公立の社会教育施設（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に規定する社会教育のために設置した体育施設のうち、体育館、運動場、水泳プール及び庭球その他のコートをいう。）の用に供せられる建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

三　公立の社会教育施設　地方公共団体が災害地域内に設置する公民館、図書館、博物館及び体育館（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることが著しく困難であるか又は不適当である場合においては、当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。）をいう。

四　災害　昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害をいう。

五　災害復旧事業　災害によつて必要を生じた事業で災害にかかつた公立学校施設又は公立の社会教育施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合においては、当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。）ことを目的とするものをいう。

2　災害によつて必要を生じた事業で公立学校施設である建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、この法律の適用については、公立学校施設の災害復旧事業とみなす。

3　第一項第二号及び第三号に規定する災害地域は、政令で定める。

（公立学校施設の災害復旧事業に対する国の負担）

第三条　国は、公立学校施設の災害復旧事業の事業費の四分の三を負担する。

（災害復旧事業の施行の目標）

第四条　地方公共団体は、この法律により国の負担金の交付を受けて施行することができる公立学校施設の災害復旧事業全体の六割に相当する部分を昭和二十八年度において、その残余の部分を昭和二十九年度において施行するように努めなければならない。

（事業費の範囲）

第五条　第三条の規定により国がその費用の一部を負担する公立学校施設の災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。

2　前項に規定する事務費の工事費に対する割合は、政令で定める。

（事業費の決定）

第六条　公立学校施設の災害復旧事業の事業費の額は、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。この場合において、事業費のうち設備費の額は、政令で定める基準に従い決定するものとする。

（成功認定）

第七条　国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る公立学校施設の災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して、文部大

臣の成功認定を受けなければならない。

（負担金の返還等）

第八条　国の負担金の交付を受ける地方公共団体が負担金に係る公立学校施設の災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、文部大臣は、負担金のうちその施行しない当該災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合においては、文部大臣は、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2　前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3　文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）に対して、第一項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

（剰余金の処分）

第九条　地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた公立学校施設の災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第三条に規定する国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

（都道府県の教育委員会の事務）

第十条　国が市町村に対して交付する公立学校施設の災害復旧事業の事業費の負担金の額の算定、交付及び返還並びに公立学校施設の災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が行う。

2　国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（監督）

第十一条　文部大臣は、公立学校施設の災害復旧事業につきこの法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対し、当該災害復旧事業を適正に実施させるため必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

2　文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に対して、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

（公立の社会教育施設の災害復旧事業に対する国の補助）

第十二条　国は、公立の社会教育施設の災害復旧事業について、当該災害復旧事業を施行する地方公共団体に対し、その事業費の三分の二を補助するものとする。

2　第五条から前条までの規定は、前項の規定により補助する場合につき準用する。この場合において、これらの規定中「負担金」とあるのは「補助金」と、

第五条第一項中「第三条の規定により国がその費用の一部を負担する」とあるのは「第十二条第一項の規定により国がその費用の一部を補助する」と、第九条中「第三条に規定する国の負担率」とあるのは「第十二条第一項に規定する国の補助率」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第十三条　この法律の規定は、左に掲げる公立学校施設又は公立の社会教育施設の災害復旧事業については、適用しない。

一　一の学校又は一の社会教育に関する施設当りの災害による被害の額が十万円に達しないもの

二　明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

三　著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

（他の法律との関係）

第十四条　この法律により国がその費用の一部を負担する公立学校施設の災害復旧事業については、公立学校施設費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）による国の費用負担は行わない。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律施行前に施行された公立学校施設又は公立の社会教育施設の災害復旧事業につい

ても適用する。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第二百五十号（昭二八・八・二七）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法（参法）

（目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害によつて生じた私立学校施設の災害のすみやかな復旧を図るため、その災害復旧事業についての国庫補助及び私立学校振興会の資金の貸付に関し特別の措置を定め、もつて学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　私立学校　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二条第三項に規定する学校で災害地域として政令で定める地域内に設置されているものをいう。

二　私立学校施設　私立学校の用に供せられる建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

三　災害　昭和二十八年六月及び七月の大水害をいう。

四　災害復旧事業　災害によつて必要を生じた事業で災害にかかつた私立学校施設を原形に復旧するもの（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。）ことを目的とするものをいう。

（国の補助）

第三条　国は、私立学校施設の災害復旧事業について、当該事業を施行する学校法人に対し、その事業費の二分の一を補助する。

（事業費の範囲）

第四条　前条の規定により国がその費用の一部を負担する私立学校施設の災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の本工事費、附帯工事費及び設備費の合計額（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。

2　前項に規定する事務費の工事費に対する割合は、政令で定める。

（事業費の決定）

第五条　私立学校施設の災害復旧事業の事業費の額は、学校法人の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。この場合において、事業費のうち設備費の額は、政令で定める基準に従い決定するものとする。

（成功認定）

第六条　国の補助金の交付を受けた学校法人が補助金に係る私立学校施設の災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して、文部大臣の成功認定を受けなければならない。

（補助金の返還等）

第七条　国の補助金の交付を受ける学校法人が補助金に係る私立学校施設の災害復旧事業を施行せず、又は補助金をその目的に反して使用したときは、補助金のうちその施行しない当該災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の補助金を返還させることができる。この場合においては、文部大臣は、あらかじめ、当該学校法人の理事又はその代理人に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該学校法人のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2　前項の規定により補助金の返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3　文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県知事をして第一項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

（剰余金の処分）

第八条　学校法人は、国の補助金の交付を受けた私立学校施設の災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第三条に規定する国の補助率を乗じた額を国に返還しなければならない。

（都道府県知事の事務）

第九条　国が学校法人に対して交付する私立学校施設の災害復旧事業の事業費の補助金の額の算定、交付及び返還並びに私立学校施設の災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う。

2　国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

（監督）

第十条　文部大臣は、私立学校施設の災害復旧事業につきこの法律により国の補助金の交付を受ける学校法人に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

2　文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県知事をして前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

第十一条　第三条の規定により国が学校法人に対し補助する場合においては、私立学校法第五十九条第三項及び同条第四項から第六項まで（同条第三項に関する部分に限る。）の規定の適用があるものとする。

（私立学校振興会の資金の貸付）

第十二条　第三条の規定により国がその費用の一部を補助する私立学校施設の災害復旧事業を施行する学校法人が当該事業のため必要な資金の借入の申込をした場合においては、私立学校振興会は、当該事業の事業費の二分の一に相当する金額を限度として当該学校法人が借入の申込をした金額を貸し付けなければならない。

2　前項の規定による資金の貸付については、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十五条及び第二十六条の規定は適用しない。

（適用除外）

第十三条　この法律の規定は、左に掲げる私立学校施設の災害復旧事業については、適用しない。

一　一の私立学校当りの災害による被害の額が十万円に達しないもの

二　明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

三　著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

（政令への委任）

第十四条　この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律施行前に施行された私立学校施設の災害復旧事業についても適用する。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第二百五十一号（昭二八・八・二七）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法（衆法）

都道府県は、昭和二十八年六月から七月までの間に政令で定める地域内において生じた大水害により、小学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部を含む。）における学校給食の用に供するために食糧管理法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百五十八号）附則第二項の規定に基く政令に基き政府が売り渡した小麦粉及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）附則第二項の規定に基き輸入税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクであつて流失、埋没等のために使用できなくなつたものについて、政令で定める基準に従つて、その損失を補償するものとし、国は、都道府県が当該損失補償に要する経費について、主務大臣の定めるところにより、その全額を補助する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部・農林大臣署名）

法律第二百五十二号（昭二八・八・二七）

◎農業機械化促進法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、農業機械化を促進するため、農機具の検査、必要な資金の確保その他必要な措置を講じて農機具の改良普及に資し、もつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「農機具」とは、耕うん整地、肥培管理、有害動植物の防除、家畜家きんの飼養管理、調製加工その他農作業（これに附随する作業を含む。）を効率的に行うために必要な機械器具（その附属品及び部品を含む。）をいう。

2　この法律において「農業機械化」とは、動力又は畜力を利用する優良な農機具を効果的に導入して農業の生産技術を高度化することをいう。

（農業機械化を促進する義務）

第三条　国又は都道府県は、この法律で定めるものの外、研修会、共進会その他農業機械化の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならない。

（融資）

第四条　国は、農業を営む者が農機具を導入し又は農業を営む者が組織する営利を目的としない法人がこれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする資金につき、長期且つ低利の資金を確保するよう必要な措置を講じなければならない。

（試験研究の助長）

第五条　国は、農業機械化を促進するために必要な科学的試験研究については、これを積極的に助長しなければならない。

（国の補助）

第六条　国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事業を行うに要する経費の二分の一を補助することができる。

一　農民に対して農機具の展示及びその利用についての教習を行うために必要な施設の設置及び運営

二　農機具の普及を促進するための農機具共同利用組織の整備及び運営についての指導

三　農機具の共同利用を推進する農民技能者の養成

四　農機具の修理施設の設置及び運営

（検査）

第七条　農林大臣は、農機具の改良普及に資するため、依頼を受けて農機具の検査を行う。

2　農林大臣は、毎年、当該年度において依頼を受けて検査を実施する農機具の種類及び検査の時期を定めて公示しなければならない。

3　検査は、検査を依頼する者（以下「依頼者」という。）が提出した農機具の構造、性能、耐久性及び操作の難易が農林大臣の指定する基準（以下「検査基準」という。）に適合しているかどうかについて行うものとする。

4　前項の規定により検査を依頼するため提出する農機具は、通常製造されたもののうちから抽出されたものでなければならない。

（検査成績）

第八条　農林大臣は、前条に規定する検査の結果、検査に供した農機具が検査基準に適合すると認める場合は、その検査に合格したことを証する検査合格証及び検査成績表を、検査基準に適合しないと認める場合は検査成績表を添えて、合格又は不合格を依頼

者に通知しなければならない。

2　農林大臣は、必要があると認めるときは、前項の検査合格証を交付する場合に、次条第一項の証票を附することができる期間を指定することができる。

3　農林大臣は、検査に合格した農機具の銘柄、型式、依頼者の氏名若しくは名称及び検査合格証票の番号並びに前項の規定により期間を指定したときはその期間を公示する。

（検査合格証票の添附）

第九条　検査に合格した農機具の依頼者は、当該銘柄及び型式の農機具に検査に合格したことを示す証票（以下「検査合格証票」という。）を附することができる。但し、前条第二項の期間の指定がある場合は、その期間内に限る。

（手数料）

第十条　第七条第一項の規定により検査を依頼する者は、検査に要する費用の範囲内において省令で定める額の手数料を納めなければならない。

（事後検査）

第十一条　農林大臣は、検査合格証票を附した農機具が検査基準に適合しているかどうかを随時検査することができる。

2　農林大臣は、前項の検査をする場合において、必要があると認めるときは、その職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）をして同項の農機具について第七条第一項の検査を依頼した者の事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、当該農機具を検査させ、関係者に質問させ、又は当該農機具を農林大臣の指定する場所に提出させることができる。但し、農機具を指定する場所に提出させるときは、必要な費用を支払わなければならない。

3　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（合格の取消）

第十二条　農林大臣は、前条第一項の規定による検査の結果、同項の農機具が検査基準に適合していないと認めるときは、当該農機具についての合格の決定を取り消すことができる。

2　農林大臣は、前項の取消をしたときは、これを公示するとともに当該農機具の依頼者にその旨を通知しなければならない。

（異議の申立）

第十三条　第八条第一項の検査成績又は前条第一項の取消について異議のある者は、その通知を受けた日から三十日以内に、農林大臣に対し、書面をもつて異議の申立をすることができる。

2　農林大臣は、前項の申立があつたときは、その申立の日から六十日以内に決定をし、これを申立人に通知しなければならない。

3　農林大臣は、前項の決定をする場合には、申立人に対し、あらかじめ、期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（意見聴取）

第十四条　農林大臣は、左の各号に掲げる場合においては、農業機械化審議会の意見を聞かなければならない。

一　第七条第二項の規定により検査を実施する農機具の種類及び検査の時期を決定するとき。

二　同条第三項の検査基準を指定するとき。

三　第八条第一項の規定により合格不合格を決定し、及び同条第二項の規定により期間を指定するとき。

四　第十二条第一項の規定により合格の決定を取り消すとき。

五　前条第二項の規定により異議の申立に対する決定をするとき。

（農業機械化審議会）

第十五条　この法律の適正な運営を図るため、農林省に農業機械化審議会を置く。

2　農業機械化審議会は、前条各号に掲げる事項につき意見を述べる外、農林大臣の諮問に応じ、農業機械化に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を農林大臣に建議することができる。

3　農業機械化審議会の組織、議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（委任事項）

第十六条　この法律で定めるものの外、この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中

農業資材審議会	農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に規定する権限並びに農機具の検査を行うとともに、農産種苗、農薬及び農機具に関する重要事項を調査審議すること。

を

農業資材審議会	農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）及び農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に規定する権限並びに農産種苗及び農薬に関する重要事項を調査審議すること。

に、

第四条中第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基き都道府県に対し、補助金を交付すること。

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

を

海岸砂地地帯農業振興対策審議会	海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

海岸砂地地帯農業振興対策審議会	海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
農業機械化審議会	農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に規定する権限及び農業機械化に関する重要事項を調査審議すること。

に、

改める。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十三号（昭二八・八・二七）

◎久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律

1　農林大臣は、久六島（北緯四十度三十一分、東経百三十九度三十分附近の海面にある島しょういう。）周辺の農林大臣が指定する海域における漁業につき、漁業調整上特に必要があると認めるときは、当該海域内にある漁場を管轄する県知事の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基く権限の全部又は一部を行うことができる。

2　農林大臣は、前項の規定により県知事の権限を行う場合には、その旨を告示しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十四号（昭二八・八・二八）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（特別の職）

第五条の二　恩給局に、次長一人を置く。

2　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第六条第一項第六号中「大臣官房所管」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第二百五十五号（昭二八・八・二八）

◎港湾運送事業法の一部を改正する法律（衆法）

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であつて、左の各号の一に該当するもの（日本国有鉄道の経営する航路の船舶により運送される貨物に関するものを除く。）をいう。

一　荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第四号までに掲げる行為を一貫して行う行為

二　港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸

三　港湾における貨物の船舶（総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く。）又ははしけによる運送（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）に規定する旅客定期航路事業による貨物の運送その他運輸省令で定めるものを除く。）運輸省令で定める港湾と港湾又は場所との間（以下単に「指定区間」という。）における貨物のはしけによる運送又は港湾若しくは指定区間における引船によるはしけのえい航

四　港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（貯木場を含む。以下単に「荷さばき場」という。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき若しくは保管又は貨物のはしけからの取卸若しくははしけへの積込

第二条第三項中「関税法（明治三十二年法律第六十一号）に規定する開港であつて、政令で指定するもの」を「政令で指定する港湾（その水域は、港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）に定める区域をいい、これに接続する湖川の政令で定める区域を含む。）に改める。

第三条第一号中「各号」を「第一号」に改める。

第七条第一項第四号を次のように改める。

四　事業に必要な労働者及び施設について運輸省令で定める要件を備えない者

第九条第四項但書及び第五項中「三十日」を「六十日」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（運賃及び料金の変更勧告及び命令）

第九条の二　利害関係人は、港湾運送事業者の実施している運賃及び料金が、その設定の時期における物価、賃金その他の経済事情が著しく変動したために前条第四項各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、運輸大臣に対し、その理由を具して運賃及び料金の変更を港湾運送事業者に勧告すべきことを請求することができる。

2　運輸大臣は、前項の請求の理由が正当であると認めるとき、又は自ら港湾運送事業者の実施している運賃及び料金が前条第四項各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、その理由を示して、当該運賃及び料金を変更すべきことを勧告することができる。

3　前項の規定による勧告があつたときは、港湾運送事業者は、勧告のあつた日から三十日以内に、運輸大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか（応諾しない場合にはその理由を附して）を回答しなければならない。

4　運輸大臣は、港湾運送事業者が前項に規定する回答をしないときは、当該港湾運送事業者に対し、当該運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。応諾しない旨の回答があつた場合において、運輸審議会が前条第四項本文に定める手続を経て提

出する答申を得て、その応諾しない理由が正当でないと認めたときも、同様とする。

5　港湾運送事業者は、第三項の規定により勧告を応諾する旨を回答したときはその日から三十日以内に、又は前項の規定により命令を受けたときはその日から二十日以内に、当該運賃及び料金を変更する手続を行わなければならない。

第十条中「前条」を「第九条」に改める。

第十一条第四項但書及び第五項中「三十日」を「六十日」に改める。

第十六条中「港湾運送を引き受けた場合には、」を「その引き受けた港湾運送を行う場合には、運輸省令の定めるところにより、」に改める。

第十七条第一項中「各号」を「第一号、第三号又は第四号」に、同条第三項中「事業の施設で、運輸省令で定めるもの」を「事業の施設につき、運輸省令で定める事項」に改める。

第十八条を次のように改める。

（相続及び合併）

第十八条　港湾運送事業者が死亡し又は合併したときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により事業を引き続き営むべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人（以下「相続人等」という。）は、死亡又は合併の日から三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2　相続人等は、第四条の規定にかかわらず、当該港湾運送事業者が死亡し又は合併した日から六十日間は当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に第五条の規定により登録を申請した場合において、その申請について登録をした旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日までも、同様とする。

3　相続人等が当該港湾運送事業者の死亡又は合併の日から六十日以内に登録を申請するときは、第八条の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

第十八条の次に次の二条を加える。

（公益命令）

第十八条の二　運輸大臣は、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がない場合又は著しく不足する場合に限り、第十五条の規定にかかわらず、港湾運送事業者を指定して、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一　運輸大臣の指定した貨物の取扱又は運送をすること。

二　貨物の取扱又は運送の方法又は順位を変更すること。

2　前項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が、国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で、これをしなければならない。

（損失の補償）

第十八条の三　前条第一項の規定による命令を受けた者に対しては、その命令を受けたことによつて通常生ずべき損失（その命令を受けなかつたならば通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失を含む。）を補償する。

2　前項の補償の額は、運輸大臣がこれを決定する。

3　前二項に定めるものの外、損失の補償に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十九条を次のように改める。

（私的独占禁止法の適用除外）

第十九条　港湾運送事業者が他の港湾運送事業者とする施設の共用に関する事項を内容とする協定、契約又は共同行為（以下「協定等」という。）については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定を適用しない。但し、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に運賃及び料金を引き上げその他利用者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（協定等の届出）

第十九条の二　港湾運送事業者は、前条の協定等をしたときは、運輸省令の定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。協定等を変更したときも同様とする。

第二十一条第一号中「前条」を「第十八条第一項又は前条」に改める。

第二十二条第一項第二号中「第一号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　港湾運送事業の登録を受けて正当な理由がなくて六箇月以内に事業を開始しないとき。

第二十四条第二号中「引船」を「引船その他の船舶」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（運輸審議会への諮問）

第三十一条　運輸大臣は、第七条第一項の登録の拒否、第九条第四項（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）第九条の二第四項後段（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）若しくは第十一条第四項（第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による運賃及び料金若しくは港湾運送約款の変更に係る事項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の三第二項の規定（これらの規定を第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）による命令若しくは補償の額の決定又は第二十二条第一項（第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に関しては、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、処理しなければならない。但し、第十八条の二第一項の規定による命令をしようとする場合において、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

第三十二条第一項中「第九条又は第十一条」を「第九条第四項、第九条の二第四項後段又は第十一条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（はしけ等に関する表示）

第三十二条の二　港湾運送事業者は、港湾運送又は第三十三条の二第一項の運送に使用するはしけ又は船舶に、その氏名、名称、登録番号その他運輸省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

第三十三条第二項中「引船」を「引船その他の船舶」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（指定区間においてする木船運送の特例）

第三十三条の二　木船運送法（昭和二十七年法律第百五十一号）の規定は、一般港湾運送事業者又はしけ運送事業の登録を受けた者（以下「はしけ運送事業者」という。）が当該事業の登録を受けた港湾を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送（自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含み、一般港湾運送事業者については、一般港湾運送事業の一部として行う場合に限る。）については、これを適用しない。一般港湾運送事業者又はしけ運送事業者が死亡し又は合併した場合において、第九条第二項の規定により引き続き事業を営む者についても、同様とする。

2　第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の二から第十九条の二までの規定は、前項の運送について準用する。この場合において、第十四条中「港湾運送事業」とあるのは「第三十三条の二第一項の運送」と読み替えるものとする。

（木船運送事業者の行う港湾運送の特例）

第三十三条の三　第四条の規定は、木船運送法の規定により木船運航業又は木船回漕業の登録を受けた者（以下「木船運送事業者」という。）が営むはしけ以外の木製船舶による貨物の港湾における運送（海上運送に直接に接続する運送であつて、港湾運送事業者から請け負つたものでないものを除く。）の事業については、適用しない。木船運送事業者が死亡し又は合併した場合において、木船運送法第十四条第三項の規定により引き続き事業を営む者についても、同様とする。

2　前項の事業を営む木船運送事業者は、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸省令の定める手続により、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

3　第九条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十六条まで、第十八条の二から第二十条まで、第二十二条及び第三十三条の規定は、木船運送事業者が営む第一項の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第九条第一項及び第十九条を除く。）中「港湾運送事業者」及び第九条第一項中「港湾運送事業の登録を受けた者（以下「港湾運送事

業者」という。）」とあるのは「第三十三条の三第一項の規定の適用を受ける木船運送事業者」と、第九条及び第九条の二中「当該港湾運送事業者」とあるのは「当該木船運送事業者」と、第十九条中「港湾運送事業者が他の港湾運送事業者とする」とあるのは「港湾運送事業者又は第三十三条の三第一項の規定の適用を受ける木船運送事業者が他の港湾運送事業者又は同条同項の規定の適用を受ける木船運送事業者と当該事業についてする」とそれぞれ読み替えるものとする。

第三十四条第二号中「第十四条」を「第十四条（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三十五条第一号中「第九条第一項」を「第九条第一項（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。第三十七条第一号において同じ。）」に、「同条第三項」を「同条第三項（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）」に、「同条第四項」を「同条第四項（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号中「第十条」を「第十条（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号中「第十一条第一項」を「第十一条第一項（第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）第三十七条第一号において同じ。）」に、「同条第三項」を「同条第三項（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

2　木船運送法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「関税法（明治三十二年法律第六十一号）に規定する開港」を「港湾運送事業法第二条第三項の規定により指定する港湾」に、同条第四項中「関税法に規定する開港」を「港湾運送事業法第二条第三項の規定により指定する港湾」に、同条第五項中「期間よう船を含む。」を「期間よう船を含み、主として港湾運送事業法に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供せられる木船の貸渡を除く。」に改める。

3　海上運送法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（海上運送に附随して貨物の船積又は陸揚のためはしけ又は引船により貨物の運ばんをする事業をいう。）を「（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第三項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）に改める。

4　この法律によりあらたに港湾運送事業とされた事業をこの法律施行の際現に営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第四条の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に第五条の規定により登録を申請した場合において、その申請について登録をした旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日までも、同様とする。

（経過規定）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（他の法律の改正）

る。

5　この法律施行の際現に第三十三条の三第一項の規定の適用を受ける事業を営んでいる木船運送事業者は、運輸省令の定める手続により、この法律施行の日から六十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

（内閣総理・運輸大臣署名）

法律第二百五十六号（昭二八・八・三一）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（衆法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等を促進するために特別の措置を講ずることにより、公共の福祉を確保し、あわせて民生の安定に寄与することを目的とする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の特例）

第二条　前条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに関し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）（以下「負担法」という。）を適用するについては、左の各号に定める特例による。

一　負担法第三条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条第一項の規定にかかわらず、前条に規定する災害につき、同法第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を、それぞれ、左に掲げる額に区分して、遞次に、それぞれ、左に掲げる率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

イ　当該地方公共団体の昭和二十八年度の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については、十分の八

ロ　当該地方公共団体の昭和二十八年度の標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額については、十分の九

ハ　当該地方公共団体の昭和二十八年度の標準税収入をこえる額に相当する額については、十分の十

二　前号の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。この場合において、工事費には、主務大臣が必要と認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

2　前項に規定する災害に関し、負担法第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業費で、同条に規定する地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、同法第五条及び他の法令の規定にかかわらず、それぞれ、前項第一号の規定により国が負担すべき割合を除いた割合とする。

（水防法の特例）

第三条　第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに関し、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）に規定する水防管理団体が、水防のため要した費用のうち資材に関するものについては、同法第三十二条の規定にかかわらず、国が、その費用の全額を負担する。

（道路の修繕に対する補助）

第四条　国は、第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものにより道路の修繕を必要とする場合において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条に規定する道路の修繕に要する費用については、その補助基本額（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二十八条に規定するものをいう。）の二分の一を、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第一条に規定する道路の修繕に要する費用については、その補助基本額（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第二条に規定するものをいう。）の二分の一を、昭和二十八年度に限り、それぞれ、補助する。

（地すべり等の防止施設に対する補助）

第五条　地方公共団体又はその機関が、政令で指定する地域において、第一条に規定する大水害により著しい災害を生ずるおそれのある地すべり、山崩れ又は土砂の崩壊を防止するために必要な事業を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費の十分の九を補助する。

（土木機械の無償貸付等）

第六条　国は、第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものの復旧の促進を図るため、当該災害復旧事業を行う地方公共団体に対し、国の所有に属する土木機械を無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができる。この場合には、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条の規定を準用する。

（公営住宅法の特例）

第七条　第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものに関し、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の規定を適用するについては、左の各号に定める特例による。

一　事業主体は、当該災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者（低額所得者以外の者を含む。）に賃貸するために建設しようとするときは、公営住宅法第八条第一項の規定にかかわらず、国は、その費用の四分の三を補助する。但し、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

二　前号の補助は、昭和二十八年度においては滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数、昭和二十九年度においては滅失した住宅の戸数の二割に相当する戸数についてするものとする。

（住宅金融公庫法の特例）

第八条　第一条に規定する災害であつて政令で指定する地域に発生したものにより滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者であつて、この法律施行の日から二年以内に新たに住宅を建設しようとするものが、住宅金融公庫から貸付を受けた場合においては、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する当該貸付金の償還期間を三年間延長するものとし、貸付の日から三年間は、据置期間とする。

（政令への委任）

第九条　この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十七号（昭二八・八・三一）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（参法）

（目的）

第一条　この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害の復旧に重大な支障のある災害地域内のたい積土砂の排除事業をすみやかに遂行させる

ため、当該排除事業についての国の費用負担及び補助等の特別措置を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「たい積土砂」とは、昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）により政令で定める地域（以下「災害地域」という。）内に流入してたい積し、又は水害により発生した土砂の崩壊等により災害地域内にたい積した政令で定める程度に達する異常に多量のでい土、砂れき、岩石、樹木等をいう。

（都道府県知事の施行するたい積土砂の排除事業）

第三条 都道府県知事は、災害地域内に存する河川、道路、上下水道、水利施設、学校、公園、官公署その他の公共用又は公用の施設で政令で定めるものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除事業を施行するものとする。但し、これらの施設で都道府県又はその機関以外の者の管理に属するものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除は、これらの施設を管理する者の意に反して行うことができない。

2 都道府県知事は、災害地域内に存する土地又は建物その他の工作物で前項に規定する施設並びに第九条第一項に規定するたい積土砂を放置することが公衆衛生上又は正常な社会活動を維持する上において著しく支障があると認めるときは、当該土地又は建物その他の工作物を所有し、又は占有する者の承諾を得て、当該たい積土砂の排除事業を施行することができる。

3 前項に規定する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は占有する者は、正当な理由がなければ同項の承諾を拒むことができない。

4 都道府県知事は、第一項及び第二項の規定による、たい積土砂の排除事業の一部の施行を関係市町村（市町村の組合を含む。）の長に委託することができる。

（国の負担）

第四条 国は、前条の規定によるたい積土砂の排除事業の事業費の全額を負担する。

（事業費の決定）

第五条 第三条の規定によるたい積土砂の排除事業の事業費の額は、都道府県知事の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して建設大臣が決定するものとする。

（負担金の返還等）

第六条 都道府県知事がこの法律により国がその費用を負担するたい積土砂の排除事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、建設大臣は、負担金のうちその施行しない当該排除事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合においては、建設大臣は、あらかじめ、都道府県知事に対し、釈明のため意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた都道府県は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

（剰余金の処分）

第七条 都道府県は、国の負担金の交付を受けたたい積土砂の排除事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金を国に返還しなければならない。

（監督）

第八条 建設大臣は、この法律により国がその費用を負担するたい積土砂の排除事業を施行する都道府県知事に対して、当該排除事業を適正に実施させるため必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

（農地等にたい積しているたい積土砂の排除事業）

第九条 国は、災害地域内に存する農地並びに農業用施設、林業用施設、漁場、漁港及び港湾で政令で定めるものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除事業について、当該排除事業を施行する者に対し、その事業費の全額を補助する。

2 第五条から前条までの規定は、前項の規定により補助する場合につき準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは「当該排除事業を施行する者」と、第五条中「第三条の規定による」とあるのは「第九条第一項に規定する」と、同条及び第六条中「建設大臣」とあるのは、港湾については「運輸大臣」、その他のものについては「農林大臣」と、前条中「建設大臣」とあるのは、港湾については「運輸大臣」、その他のものについては「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（他の法律との関係）

第十条 この法律により国がその費用を負担し、又は補助するたい積土砂の排除事業については、他の法律による国の費用負担又は補助は行わない。

（政令への委任）

第十一条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に都道府県又はその機関が施行した第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同条第一項又は第二項の規定により都道府県知事が施行したたい積土砂の排除事業とみなし、この法律施行前に市町村又はその機関が施行した同条第二項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同条第四項の規定により都道府県知事の委託を受けて市町村の長が施行したたい積土砂の排除事業とみなして、この法律を適用する。

3 この法律は、この法律施行前に施行された第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業についても適用する。

（農林・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二百五十八号（昭二八・九・一）

◎町村合併促進法（参法）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、もつて町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「町村合併」とは、二以上の町村の区域の全部若しくは一部をもつて町村を置き、又は町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入することで町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併町村」とは、町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村で第六条第一項に規定する新町村建設計画の実施に当るものをいう。

3 この法律において「合併関係町村」とは、町村合併によりその区域の全部又は一部が合併町村の区域の一部となる町村をいう。

（町村の規模）

第三条 町村は、おおむね八千人以上の住民を有するのを標準とし。地勢、人口密度、経済事情その他の事情に照らし、行政能率を最も高くし、住民の福祉を増進するようにその規模をできる限り増大し、これによつてその適正化を図るように相互に協力しなければならない。

2 都道府県知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条の二第一項の規定により町村合併に関する計画を定めようとするときは、町村の規模については、前項の趣旨に従わなければならない。

（町村合併促進審議会）

第四条 都道府県は、町村合併を促進するため、地方自治法第百三十八条の四第三項の規定により、条例で町村合併促進審議会を置くことができる。

2 町村合併促進審議会の委員は、条例の定めるところにより、当該都道府県の議会が推薦する議員、当該都道府県の区域内の町村の議会の連合組織が推薦する町村の議会の議長、当該都道府県の区域内の町村の長の連合組織が推薦する町村長、当該都道府県の教育委員会が推薦する当該教育委員会の委員、当該都道府県の区域内の市の議会の連合組織が推薦する市の議会の議長、当該都道府県の区域内の市の町の連合組織が推薦する市長、当該都道府県の職員及び学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命する。

3 町村合併促進審議会は、都道府県知事の諮問に応じて、町村合併に関する計画の策定について調査審議する。

4 町村合併促進審議会は、都道府県知事の求めに応じて、町村合併の促進について啓発、宣伝、勧奨及

二　町村役場、支所又は出張所の統合整理に関する事項
三　小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項
四　自治体警察に関する事項
五　消防施設の統合整備に関する事項
六　病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項
七　授産施設、保有所その他の厚生施設の統合整備に関する事項
八　道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項
九　水道事業、自動車運送事業その他の公営企業に関する事項
十　基本財産の造成に関する事項
十一　第二号から前号までに掲げるもの外、町村合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項
十二　町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度間の年度別財政計画

4　合併関係町村は、新町村建設計画を定めたときは、直ちにこれを都道府県知事に提出しなければならない。

5　都道府県知事は、新町村建設計画を受理したときは、直ちにその意見を附してこれを内閣総理大臣に提出しなければならない。

6　第一項の協議については、当該町村の議会の議決を経なければならない。

第七条　新町村建設計画を定めるに当つては、合併町村の住民が相互に融和し、進んで合併町村の建設に協力する基本の態勢を整えるように配慮しなければならない。

2　新町村建設計画は、合併町村の住民のすべてについて、ひとしく福祉を増進させるとともに負担を分任させるように定めなければならず、また、合併関係町村の施設、事業その他住民の享受する利便について合併関係町村の相互の間の均衡を失するものがある場合においては、すみやかに是正するように定められなければならない。

（新町村建設計画の変更）

第八条　町村合併前において新町村建設計画を変更するには、合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

2　町村合併後において新町村建設計画を変更するには、合併町村の議会の議決によらなければならない。第六条第二項、第四項及び第五項の規定は、この場合において準用する。

第二章　他の法律の特例

（議員の任期、定数に関する特例）

第九条　町村合併の際合併関係町村の議会の議員で当該合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期限に限り、引き続き合併町村の議会の議員として在任することができる。この場合において町村合併の際に当該合併町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

一　新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後一箇年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二　他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2　合併町村においては、地方自治法第九十一条第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。但し、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

一　新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間

二　他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

3　前項の規定は、第一項の協議が成立した場合には適用しない。

4　第一項又は第二項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（市町村の境界変更に関する特例）

第十条　地方自治法第八条の二第二項の規定により、都道府県知事が関係町村に対し、町村合併に関する同条第一項の計画について意見を求めたときは、当該町村の長は、直ちにその旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

2　前項の告示があつたときは、当該町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、当該町村の区域内の町、字その他政令で定める基準に基く地域に属するその総数の五分の三以上の者の連署をもつて、その代表者（以下「代表者」という。）によつて町村長に対し当該地域に係る市町村の境界変更に関する意見を提出することができる。

3　前項の意見の提出があつたときは、町村長は、直ちにその要旨を公表しなければならない。

4　町村長は、第二項の意見を受理した日から六十日以内に、その意見に当該町村の意見を附して都道府県知事に提出するとともに、あわせてその旨を代表者に通知しなければならない。

5　前項の期間内に同項の通知がないときは、代表者は、第二項の意見を都道府県知事に提出することができる。

6　地方自治法第七十四条第四項の規定は、第二項の議会の議員及び長の選挙権を有する者につき準用する。

第十一条　地方自治法第八条の二第一項の規定による町村合併に関する都道府県知事の勧告が前条第二項の意見を採用している場合において、当該地域に係る市町村の境界変更に関し当該町村の議会が当該勧告と異なる議決をしたときは、町村長は、直ちにその要旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

2　前項の告示があつたときは、代表者は、政令の定めるところにより、当該町村の選挙管理委員会に対し、告示のあつた日から三十日以内に、当該地域に係る市町村の境界変更に関し、これを当該地域内の選挙人の投票に付することを請求することができる。

3　選挙管理委員会は、前項の請求があつたときは、政令の定めるところにより、請求のあつた日から三十日以内に同項の投票に付さなければならない。

4　前項の投票において、選挙人の五分の四以上の賛成があつたときは、当該投票は、当該地域に係る市町村の境界変更に関する当該町村の議会の議決に代る効力を有する。

5　選挙管理委員会は、第三項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府

県知事に提出するとともに、あわせてその旨を代表者に通知しなければならない。

6　第四項の規定による町村長の処分については、訴えをもつてのみ、その取消又は変更を求めることができる。

7　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えは、当該町村の選挙管理委員会を被告として提起しなければならない。

8　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えは、当該町村の選挙人名簿に登録されている者に限り、提起することができる。

9　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えは、同項の期間を経過した日から三十日以内に提起しなければならない。

10　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、行政事件訴訟特例法第二条から第六条までの規定を準用する。

11　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、当該町村の選挙管理委員会は、当該町村の議会の議決に代る効力を有する第四項の投票の結果が判明するまで、訴訟手続を中止することができる。

12　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、当該町村の議会の議決に代る効力を有する第四項の投票の結果が判明するまで、訴訟手続を中止することができる。

13　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、当該町村の議会の議決に代る効力を有する第四項の投票の結果が判明するまで、訴訟手続を中止することができる。

14　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、当該町村の議会の議決に代る効力を有する第四項の投票の結果が判明するまで、訴訟手続を中止することができる。

15　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、当該町村の議会の議決に代る効力を有する第四項の投票の結果が判明するまで、訴訟手続を中止することができる。

16　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、当該町村の議会の議決に代る効力を有する第四項の投票の結果が判明するまで、訴訟手続を中止することができる。

17　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、当該町村の議会の議決に代る効力を有する第四項の投票の結果が判明するまで、訴訟手続を中止することができる。

18　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、当該町村の議会の議決に代る効力を有する第四項の投票の結果が判明するまで、訴訟手続を中止することができる。

19　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、当該町村の議会の議決に代る効力を有する第四項の投票の結果が判明するまで、訴訟手続を中止することができる。

20　第四項の規定による町村長の処分の取消又は変更の訴えについては、当該町村の議会の議決に代る効力を有する第四項の投票の結果が判明するまで、訴訟手続を中止することができる。

県知事に届け出なければならない。その結果が確定したときも、また、同様とする。

6　第四項の規定により市町村の境界変更に関する議会の議決に代る効力を有する投票の結果が確定したときは、当該地域に係る市町村の境界変更に関し地方自治法第七条第一項の規定による当該町村の申請があつたものとみなす。

7　政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定及び地方自治法第二百五十五条の二の規定は、第三項の規定による投票につき準用する。

（警察法の特例）

第十二条　合併関係町村のうちに町村合併の際警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の規定により警察を維持していたものと維持していなかつたものとがある場合において、合併町村が同法の規定により警察を維持すべきものであるときは、同法第四十条第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、町村合併後三箇年以内の期間に限り、当該合併町村の警察の管轄区域を、当該合併町村の区域のうち従前警察を維持していた合併関係町村の警察の管轄区域に限ることができる。

2　前項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経なければならない。

3　合併関係町村は、第一項の協議が成立したときは、直ちにその内容を告示しなければならない。

4　警察法第四十条の三第六項及び第七項の規定は、第一項の協議が成立した場合につき準用する。

5　第一項の規定によりその管轄区域が限定されている警察に関する警察法の適用については、同法第五十五条中「当該市町村の区域」とあるのは「当該町村警察の管轄区域」と、第五十五条の二第二項中「その市町村の区域外」とあるのは「その町村警察の管轄区域外」と、第五十九条中「市町村の区域内」と、「その区域外」とあるのは「町村警察の管轄区域内」と、「その区域外」と、第六十四条第三項中「市町村の区域外」とあるのは「町村警察の管轄区域外」とあるものとする。

（地方財政法の特例）

第十三条　合併町村が行う第六条第三項第二号から第十一号までに掲げる事業で当該合併町村の永久の利益となるべきものについては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

（地方税法の特例）

第十四条　合併町村は、合併関係町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があり、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく困難と認められる特別の事情がある場合においては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、その不均衡の程度を限度とし、不均一の課税をすることができる。

（地方財政平衡交付金法の特例）

第十五条　国が地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより毎年度交付する地方財政平衡交付金の額は、合併町村については、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、同法及びこれに基く命令の定めるところにより、合併関係町村が当該年度の四月一日においてなお町村合併前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とする。

（国有財産特別措置法の特例）

第十六条　国は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条第一項各号に掲げる場合の外、合併町村が新町村建設計画の実施上当該合併町村の永久の利益となるべき施設の用に供する場合においては、同法に規定する普通財産を当該合併町村に対し、譲渡し、又は貸し付けることができる。

2　前項の規定による譲渡又は貸付に関しては、同項に規定する場合を国有財産特別措置法第三条第一項の各号に掲げる場合に該当するものとみなして同法の規定を適用する。

（国有林野整備臨時措置法の特例等）

第十七条　国は、新町村建設計画による基本財産の造成上必要があると認められる場合においては、町村合併後五箇年間に限り、合併町村の区域に係る国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。）

を、国土の保安上及び国林林野の経営上必要なものを除く外、当該合併町村に対し、国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）の例により、売り払い、又はその所有する林野と交換することができる。この場合において売払代金の支払は、売払後五箇年間はすえ置き、その後十五箇年の年賦償還とするものとする。

2　合併町村は、前項の規定により売払を受けた林野の経営については、あらかじめ国の承認を受けて定めた施業計画によらなければならない。

3　合併町村は、第一項の規定により売払を受けた林野の立木の伐採若しくは売払又は当該林野の売払をするには、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

4　合併町村は、第一項の規定により売払又は交換を受けた林野の管理については、なるべくその住民の生業に資するように配慮しなければならない。

（国民健康保険法の特例）

第十八条　合併町村は、合併関係町村のうちに町村合併の際国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の規定による国民健康保険を行つていたものと行つていなかつたものとがある場合においては、同法第八条ノ十三第一項及び第八条ノ十五第一項本文の規定にかかわらず、合併関係町村の協議による規約の定めるところにより、町村合併後五箇年以内の期間に限り、当該合併町村の区域のうち国民健康保険を行つていた合併関係町村に属していた区域内の世帯主及びその世帯に属する者を引き続き被保険者として、同法の規定による国民健康保険を行うことができる。

2　前項の協議については、当該合併関係町村の議決を経なければならない。

3　第一項の規約を定めるについては、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4　合併関係町村は、第一項の規約を定めたときは、直ちにこれを告示しなければならない。

5　国民健康保険法の適用については、第一項の規約は同法第八条ノ十三第一項の規定により組合が制定する条例とみなす。

6　合併関係町村の関係区域をその地区に包含する普通国民健康保険組合がある場合において第一項の規定により合併町村が国民健康保険を行うこととなるときは、合併町村が同項の規定により国民健康保険を行う間、当該普通国民健康保険組合は、国民健康保険法第二条ノ二第一項並びに同法第五十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、合併町村において国民健康保険を行うことができる。

（水産業協同組合法の特例）

第十九条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の規定による資格を有する漁民を特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者に限つている組合の地区の全部が町村合併により同一町村の区域に包含されることとなる場合においては、当該漁業協同組合は、同条の規定にかかわらず、引き続き組合員たる資格に関する当該制限を存置することができる。

2　水産業協同組合法第七条の規定の適用については、前項の規定により組合員の資格に関する制限を存置する漁業協同組合は、同法第十八条第二項の規定により組合員の資格を限つている漁業協同組合とみなす。

（農地法の特例）

第二十条　町村合併に伴う町村の区域の変動により小作地又は小作採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六条第五項の規定により小作地又は小作採草放牧地とみなされるものを含む。以下同じ。）がこれを所有する者の住所のある町村（同条第三項又は第四項に該当するときはこれらの規定により住所があるとみなされる町村。以下同じ。）の区域（小作採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下同じ。）の外にあることとなるときは、その者は、当該小作地又は小作採草放牧地のうち同条第一項第二号に規定する面積からそれぞれその住所のある町村の区域内において所有する小作地又は小作採草放牧地（同条第二項の規定によりその者が所有するものとみなされる小作地又は小作採草放牧地を含む。）の面積を差し引いた面積をこえないものを、同条第一項第一号の規定にかかわらず、なお所有することができる。

第三章　町村合併及び新町村建設計画の実施

（町村合併に対する協力）

第二十一条 町村は、町村合併を適正且つ円滑に行うために、都道府県知事、都道府県の議会、都道府県の区域内の町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等に対し、技術的な助言、勧告その他の必要な援助を求めることができる。

2 町村合併が行われようとするときは、関係町村の関係機関は、町村合併を適正且つ円滑に行うために、その意義及び目的を住民に周知させるように努めるとともに、当該町村の区域内の公共的団体等に対し協力を求めるようにしなければならない。

3 関係町村の区域内の公共的団体等は、前項の協力を求められたときは、誠実にこれに対処しなければならない。

（事務の処理）

第二十二条 合併関係町村は、町村合併に際しては、その町村税、使用料等で滞納に係るものを整理し、未払の債務を弁済し、その他誠実に事務を処理して置かなければならない。

（財産及び営造物の管理引継等）

第二十三条 合併関係町村は、町村合併に際しては、その基本財産その他の財産及び営造物をすべて合併町村に引き継ぎその維持発展に資することができるように誠実に管理しなければならない。

2 町村合併により合併関係町村の区域の一部が合併町村の区域に属することとなる場合においては、当該一部の区域内に存し、もつぱらその区域内の住民の使用に供されている当該合併関係町村の財産及び営造物は、当該合併町村に引き継ぐものとし、その他の関係のある財産及び営造物は、その区域内の住民による使用状況、取得についての寄与の程度等に応じ、その住民の利益を考慮して合理的にその所属を定めるようにしなければならない。

3 旧来の慣行により合併関係町村の住民中特に財産又は営造物を使用する権利を有する者がある場合においては、町村合併により当該財産又は営造物を取得する合併町村は、その旧慣を尊重しなければならない。

4 合併関係町村の相互の間にその有する基本財産の所有について著しい不均衡があり、これを統合して合併町村に属させることが適当でないと認められる特別の事情がある場合においては、地方自治法第七条第四項の規定による財産処分に関する協議により、合併町村のうち合併関係町村に属していた区域に係る部分が当該財産の全部又は一部を有するものとすることができる。この場合においては、合併町村の当該部分は、同法第二百九十四条第一項の財産区とする。

（職員の身分取扱）

第二十四条 合併関係町村は、その協議により、町村合併の際現にその職に在る合併関係町村の一般職の職員が引き続き合併町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱に関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

3 合併町村は、その職員が町村合併後一箇年以内に退職を申し出た場合においては、その者に対する退職手当の支給について、特に優遇するように取り扱わなければならない。

（公共的団体等の統合整備）

第二十五条 合併関係町村の区域内の公共的団体等は、町村合併に際しては、合併町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

2 合併町村の長は、その区域内の公共的団体等に対し、町村合併の目的を達成するため必要があると認めるときは、すみやかに統合整備を図るように勧告することができる。

（新町村建設計画の実施）

第二十六条 町村合併が行われたときは、合併町村は、新町村建設計画の実施を通じて、町村の一体性の確保とその向上発展に努めなければならない。

2 合併町村の関係機関及びその区域内の公共的団体等は、相互に協力して新町村建設計画のすみやかな実現に努めなければならない。

3 合併町村の住民は、相互に融和し、一の地方公共団体の住民たるの自覚をもつて、進んでその負担を分任して合併町村の建設に当らなければならない。

第四章 町村合併及び新町村建設計画の実施の促進

（町村合併促進のための補助金）

第二十七条 国は、町村合併の実施を促進するため、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、町村及び都道府県に対して補助金を交付することができる。

（新町村建設計画の実施に関するあつせん）

第二十八条 内閣総理大臣は、第六条第五項（第八条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事から新町村建設計画及びその意見の提出があつたときは、直ちにこれを関係各省大臣に通知しなければならない。

2 前項の場合において新町村建設計画の実施を促進するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、新町村建設計画の一部の変更その他新町村建設計画の実施に関する事項についてあつせんを行うことができる。

（新町村建設計画の実施の促進のため国の行う措置）

第二十九条 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、新町村建設計画に掲げる左の事項に係る財政上の援助について、事情の許す限り、合併町村のために優先的な取扱をするものとする。

一 小学校又は中学校の校舎の新築又は改修その他教育文化施設の整備

二 消防自動車の購入その他消防施設の整備

三 病院、診療所、隔離病舎、水道施設その他の衛生施設の整備

四 授産施設、保育所その他の厚生施設の整備

五 道路、橋又はトンネルの新設その他土木施設の整備

六 前各号に掲げるもの外、合併町村の永久の利益となるべき建設事業

2 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、左に掲げる事業の実施について、事情の許す限り、合併町村のために優先的な措置を講ずるものとする。

一 道路の建設、河川の改修、漁港の修築その他の土木事業

二 前号に掲げるもの外、国の行う事業で政令で定めるもの

3 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、左に掲げる措置について、合併町村のために特に配慮するものとする。

一 国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）の貸付、交換、売払及び譲与並びにこれに対する私権の設定

二 国有林野法に定める部分林の設定

三 新町村建設計画に掲げる事業に要する経費の財源とするための地方債を起すことの許可

四 前各号に掲げるもの外、各省大臣その他の国の行政機関の行う処分で政令で定めるもの

4 国は、前項第二号の規定に従つて設定した部分林の造林について、予算の範囲内において、合併町村に対して補助金を交付することができる。

（都道府県の行う措置）

第三十条 都道府県は、町村合併及び新町村建設計画の実施を促進するため、第二十七条及び前条に準じて必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度の当初において、前年度中の町村合併及び新町村建設計画の実施の状況をとりまとめて公表するとともに、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

（公共企業体の協力）

第三十一条 日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の公共企業体は、合併町村に係るその業務の運営に関し、町村合併の目的の実現に資するため、管轄区域の変更等必要な措置をすみやかに講ずるようにしなければならない。

（内閣総理大臣の助言、勧告その他の措置）

第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の目的を実現するために、町村及び都道府県に対して助言又は勧告をし、情報又は資料を提供し、その他適切な措置を講じなければならない。

（町村合併に関する内閣総理大臣の処分）

第三十三条 町村合併に関する地方自治法第七条第一項の申請があつた場合において、都道府県知事が当該申請の日から六箇月以内に同項の規定による処分を行わないときは、関係町村は、議会の議決を経て

当該期間の経過後六箇月以内に内閣総理大臣に対し審査の請求をすることができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、自治庁長官は、当該都道府県知事について当該事件に関する事情を聴取するとともに、参与の意見を聴いた後その意見を附して、これを内閣総理大臣に上申するものとする。

3　内閣総理大臣は、審査の結果当該都道府県知事が処分を行わないことが町村合併による町村の規模の適正化の趣旨に反すると認めるときは、地方自治法第七条第一項の規定にかかわらず、自ら当該申請に係る町村の廃置分合又は境界変更の処分を行うことができる。

4　前項の規定による処分をしたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5　第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6　地方自治法の適用については、第三項の規定による処分は、同法第七条第一項の規定による処分とみなす。

7　前六項の規定は、この法律の適用又は準用を受けない市町村の廃置分合で町村の数の減少を伴うものについても適用があるものとする。

第五章　雑則

（この法律施行前の申請に係る町村合併についての適用関係）

第三十四条　この法律施行前五箇年以内に行われた町村合併により、又はこの法律施行前になされた地方自治法第七条第一項若しくは第三項の申請に基きこの法律施行後に行われた町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が、あらかじめ都道府県知事の意見を聴きその議会の議決を経て第六条第三項第一号から第十一号までに掲げる事項及び当該町村合併の行われた日から起算して五箇年を経過した日の属する年度までの年度別財政計画を明らかにした当該町村の建設に関する計画を定めた場合には、当該町村については当該計画を新町村建設計画とみなして第二条、第六条第四項及び第五項、第八条、第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十五条第二項、第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条（第二十七条に係る部分を除く。）、第三十一条並びに第三十二条の規定を適用する。この場合においては、第六条第四項中「合併町村」とあるのは「合併関係町村」とあるのは「合併町村」と、第十三条及び第十五条中「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度」とあるのは「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度のうち新町村建設計画を定めた日の属する年度以後の年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

（合併町村等が市となつた場合の適用関係）

第三十五条　この法律の規定は、町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が市となつた場合においても、なお、当該市に関して適用する。但し、当該市につき第十五条の規定を適用して算定される地方財政平衡交付金の額が同条の規定を適用しないで算定される地方財政平衡交付金の額に満たないときは、同条の規定は適用しない。

（市の区域を含む場合についての準用）

第三十六条　市及び町村の区域の全部若しくは一部をもつて町村を置き、又は市及び町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入することで町村の数の減少を伴うものについては、これを町村合併とみなしてこの法律の規定を準用する。

（市が設置され又は市に編入する場合についての準用）

第三十七条　左の各号に掲げるもので町村の数の減少を伴うものについては、これを町村合併とみなしてこの法律の規定（第三条及び第九条の規定を除く。）を準用する。

一　二以上の町村の区域の全部又は一部をもつて市を置くこと。

二　市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部をもつて市を置くこと。

三　町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。

四　市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。

五　都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴き地方自治法第八条の二第一項の規定によりする勧告に基き、町村の区域の全部又は一部を人口五万以上十万未満の市に編入すること。

六　都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴き地方自治法第八条の二第一項の規定によりする勧告に基き、市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部を人口五万以上十万未満の市に編入すること。

2　第三十五条但書の規定は、前項の場合において準用する。

3　地方自治法第二百五十四条の規定は、第一項の人口について準用する。

（公職選挙法の読替）

第三十八条　公職選挙法の適用については、同法第四条第三項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2　この法律は、施行の日から起算して三箇年を経過した時にその効力を失う。但し、その時までに行われた町村合併については、その時以後も、なお、その効力を有する。

（内閣総理大臣署名）

法律第二百五十九号（昭二八・九・一）

◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　不当な事業能力の較差」を「第三章　事業者団体」に改める。

第二条第一項中「事業を営む者をいう。」を「事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。」に改め、同条第六項を次のように改める。

この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

一　不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

二　不当な対価をもつて取引すること。

三　不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

四　相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

五　自己の取引上の他位を不当に利用して相手方と取引すること。

六　自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

第二条第五項を削り、同条第四項中「他の事業者と共同して」の下に「対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等」を加え、同条第二項中「国内における」を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

この法律において事業者団体とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、左に掲げる形態のものを含む。但し、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、且つ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一　二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団

二　二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三　二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

この法律において役員とは、理事、取締役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条　削除

第六条中第一項及び第二項を次のように改め、第三項を削る。

事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

事業者は、国際的協定又は国際的契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約の成立の日から三十日以内に、当該協定又は契約の写（口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書）を添附して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第七条中「、第四条第一項、第五条」を削り、「第三項」を「第二項」を改める。

第三章の次のように改める。

第三章　事業者団体

第八条　事業者団体は、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二　第六条第一項に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。

三　一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。

四　構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。

五　事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

事業者団体は、公正取引委員会規則の定めるところにより、その成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

事業者団体は、前項の規定による届出に係る事項に変更を生じたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その変更の日の属する事業年度終了の日から二箇月以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

事業者団体が解散したときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その解散の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第八条の二　前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、届出を命じ、又は当該行為の差止、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員会は、事業者団体に対し、前項に掲げる措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。）に対しても、同項の措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

第九条第二項中「外国会社を含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

前二項において持株会社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。

第十条　会社は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む国内の会社であつて、その総資産（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が一億円をこえる会社は、国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。但し、公正取引委員会規則の定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有する場合

二　証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合

三　委託者を受益者とする有価証券信託の引受によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

前項第一号又は第二号の場合において、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなつた日から一年をこえて当該株式を所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを条件としなければならない。

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

第十三条　会社の役員又は従業員は、その会社と国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねることとなる場合には、公正取引委員会規則の定めるところにより、いずれか一の会社の役員の地位を選択しなければならない。

第十四条　会社以外の者は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある二以上の国内の会社の株式をそれぞれその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その所有することとなつた日から三十日以内に、これらの株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

第十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項但書中「公正取引委員会が、当該合併が第一項各号の一に該当する疑があると認める場合には、」を「公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮し、又は」に改め、同条第四項中「同項但書の規定により」の下に「短縮され、若しくは」を加え、同条第五項を削る。

第十六条中「（外国会社を含む。以下本条において同じ。）」を削る。

第十七条の二第一項中「第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項若しくは第二項」を「第十条、第十一条第一項」に改め、「公正取引委員会は、」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を加え、「若しくは社債」を削り、同条第二項中「第十四条

一億円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外国会社は、国内の会社の株式を所有する場合（株式の有価証券信託において自己を受益者とし、自己が議決権を行使する場合を含む。）には、公正取引委員会規則の定めるところにより、毎事業年度終了の日現在においてその所有し、又は信託をしている株式に関する報告書を二箇月以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

第十一条　金融業を営む会社は、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。但し、公正取引委員会規則の定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有する場合

二　証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合

三　委託者を受益者とする有価証券信託の引受によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

前項第一号又は第二号の場合において、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の十をこえて当該株式を所有することとなつた日から一年をこえて当該株式を所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを条件としなければならない。

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

第十三条　会社の役員又は従業員は、その会社と国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねることとなる場合には、公正取引委員会規則の定めるところにより、いずれか一の会社の役員の地位を選択しなければならない。

第十四条　会社以外の者は、国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある二以上の国内の会社の株式をそれぞれその発行済の株式の総数の百分の十をこえて所有することとなるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その所有することとなつた日から三十日以内に、これらの株式に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

第十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項但書中「公正取引委員会が、当該合併が第一項各号の一に該当する疑があると認める場合には、」を「公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮し、又は」に改め、同条第四項中「同項但書の規定により」の下に「短縮され、若しくは」を加え、同条第五項を削る。

第十六条中「（外国会社を含む。以下本条において同じ。）」を削る。

第十七条の二第一項中「第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項若しくは第二項」を「第十条、第十一条第一項」に改め、「公正取引委員会は、」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を加え、「若しくは社債」を削り、同条第二項中「第十四条

第一項、第二項若しくは第三項」を「第十四条」に改め、「公正取引委員会は、」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を、「報告書の提出」の下に「若しくは届出」を加え、同条第三項を削る。

第十八条中「第五条若しくは」を削る。

第二十二条第一項中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加える。

第六章中第二十四条の次に次の三条を加える。

第二十四条の二　この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一様であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買い受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。但し、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、左の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一　当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。

二　当該商品について自由な競争が行われていること。

第一項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体を含まないものとする。但し、第八号に掲げる法律の規定に基いて設立された団体にあつては、事業協同組合又は協同組合連合会が当該事業協同組合又は協同組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買い受ける場合に限る。

一　国家公務員法

二　農業協同組合法

三　国家公務員共済組合法（日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。）

四　消費生活協同組合法

五　水産業協同組合法

六　公共企業体等労働関係法

七　労働組合法

八　中小企業等協同組合法

九　地方公務員法

十　森林法

十一　地方公営企業労働関係法

第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。但し、公正取引委員会規則の定める場合は、この限りでない。

第二十四条の三　この法律の規定は、特定の商品の需給が著しく均衡を失したため左の各号に該当する事態が生じた場合において、その商品を生産する事業者又はその事業者を構成員とする事業者団体（以下「生産業者等」という。）が、次項又は第三項の認可を受けてする共同行為（事業者団体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。）については、これを適用しない。但し、不公正な取引方法を用いるとき、又は事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするときは、この限りでない。

一　当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。

二　企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

生産業者等は、前項に規定する場合において、同項に規定する事態を克服するため、生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為（設備の更新又は改良を妨げるものを除く。）をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。

生産業者等は、第一項に規定する場合であつて、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが著しく困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。

前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する共同行為のみをもつてしては第一項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合において、前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとするときも、同様とする。

公正取引委員会は、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当する場合でなければ、前二項の認可をしてはならない。

一　第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていないこと。

二　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三　不当に差別的でないこと。

四　その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。

公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の認可の申請があつた場合において、当該申請を認可し、又は却下し、又は第二項若しくは第三項に掲げる認可について、第六十六条第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、当該処分の理由を附してその旨を公表しなければならない。

第二項又は第三項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、当該共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第二項又は第三項の認可に対して不服がある利害関係人は、認可があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、公正取引委員会に不服の申立をすることができる。

公正取引委員会は、前項の不服の申立があつたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公開による聴聞を行つて決定をし、これを申立人にも通知しなければならない。

公正取引委員会は、第二項又は第三項の認可をし、又はその申請を却下しようとするときは、あらかじめ、当該事業に係る主務大臣に協議しなければならない。第二項又は第三項に掲げる認可について、第六十六条第一項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

第二十四条の四　この法律の規定は、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他企業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、生産業者等が次項の認可を受けてする共同行為については、これを適用しない。

生産業者等は、前項に規定する場合において、技術若しくは生産品種の制限、原材料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。

公正取引委員会は、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

一　需要者の利益を害するおそれがないこと。

二　一般消費者及び関連事業者（需要者たる者を除く。）の利益を不当に害するおそれがないこと。

三　不当に差別的でないこと。

四　その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。

五　共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと。

前条第一項但書及び同条第五項から第九項までの規定は、第二項の共同行為について、これを準用す

る。

第三十五条の四第二号中「不公正競争方法」を「不公正な取引方法」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　認可、同意、協議及び処分の請求並びに届出、報告及び通知の受理に関すること。

第四十六条第一項第三号中「所有者」を「所持者」に改め、同条第二項中「命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、」を「命令をもつて定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査に指定し、」に改める。

第四十八条第一項を次のように改める。

公正取引委員会は、第三条、第六条第二項若しくは第二項、第八条、第九条第二項若しくは第二項、第十条、第十一条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしているものに対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第四十八条第二項中「勧告があつたときは、事業者」を「勧告を受けた場合において、当該事業者」に、「勧告を受けたときは、」を「第一項の規定による勧告を受けたものは、」に、「勧告に」を「当該勧告に」に改める。

第四十九条中第二項を削る。

第五十条を次のように改める。

第五十条　審判開始決定は、文書によつてこれを行い、審判開始決定書には、事件の要旨を記載し、且つ、委員長及び決定の議決に参加した委員がこれに署名押印しなければならない。

審判手続は、審判開始決定書の謄本を第四十八条第一項に規定する当該違反行為をしているもの（以下「被審人」という。）に送達することにより、これを開始する。

被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

審判の期日は、審判開始決定書の謄本を発送した日から三十日後に、これを定めなければならない。

但し、被審人の同意を得たときは、この限りでない。

第五十一条中「事業者」を「被審人」に改め、「審判開始決定書」の下に「の謄本」を加える。

第五十一条の二の次に次の一条を加える。

第五十一条の二　第四十六条第二項の規定により指定された審査官は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

第五十二条第一項中「事業者」を「被審人」に、「第八条第一項」を「第八条の二」に改め、同条第二項中「事業者」を「被審人」に、「その他」を「又は公正取引委員会の承認を得た」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二　公正取引委員会は、被審人又は前条第二項の代理人が、正当な理由がなくて、審判の期日に出頭しないときにおいても、審判を行うことができる。

第五十三条の二第一項中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、同条第二項中「公正取引委員会」の下に「又は審判官」を加え、「事業者」を「被審人」に改める。

第五十三条の三中「事業者」を「被審人」に改め、「又は不当な事業能力の較差」を削る。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条　公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三条、第六条第二項若しくは第二項、第八条、第九条第二項若しくは第二項、第十条、第十一条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があると認めるときには、審決をもつて、被審人に対し、第七条、第八条の二、第十七条の二又は第二十条に規定する措置を命じなければならない。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、審判開始決定の時までに前項に規定する行為がなかつたと認める場合又は審判開始決定の時までに同項に規定する行為があつたと認めるときは、審決をもつて、その旨を明らかにしなければならない。

第五十八条、第五十九条及び第六十三条中「事業者」を「被審人」に改める。

第六十二条第一項中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に、「事業者」を「被審人」に改める。

第六十四条中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

第七十五条中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一条の二」に改める。

第八十六条中「第六十七条第一項」を「第六十七条第一項、同条第二項」に改める。

第八十九条第一項を次のように改める。

左の各号の一に該当するものは、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二　第八条第一項第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの

第九十条中「該当する者」を「該当するもの」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一　第六条第二項又は第八条第一項第二号の規定に違反して不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二　第八条第一項第三号又は第四号の規定に違反したもの

第九十条中第三号を削り、第四号中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に、「従わない者」を「従わないもの」に改め、同号を第三号とする。

第九十一条第二号中「又は同条第二項」及び「又は拡張」を削り、同条第三号中「若しくは同条第二項」を削り「同条第五項」を「同条第二項」に改め、同条第四号中「第十三条」の下に「第二項」を加え、同条第五号中「又は同条第三項」及び「又は拡張」を削る。

第九十一条の二を次のように改める。

改める。

第六十五条中「第十一条第五項」を「第十一条第一項若しくは第二項、第二十四条の三第二項若しくは第三項又は第二十四条の四第二項」に改める。

第六十六条第二項中「審決の基礎となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合において、又び「審判手続を経て、」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第六十七条第一項を次のように改める。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第三条、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項若しくは第二項、第十四条第一項、第十五条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）、第十七条又は第十九条の規定に違反する疑のある行為をしているものに対し、当該行為、談合権の行使若しくは会社の役員の業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第二十四条の三第二項又は第二十四条の四第二項の規定により認可を受けたものに対し、第六十六条第一項の若しくは第三項又は第二十四条の四第二項の規定により認可を受けたものに対し、第六十六条第一項の若しくは第二

第九十一条の二　左の各号の一に該当するものは、これを二十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

二　第八条第二項から第四項までの規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出したもの

三　第十条第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四　第十三条第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

五　第十四条第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

六　第十五条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

七　第十五条第三項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

八　第十六条において準用する第十五条第三項の規定に違反して第十六条各号の一に該当する行為をした者

九　第二十四条の二第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十四条中「又は同条第二項」を「若しくは第二項又は第五十一条の二」に改める。

第九十四条の二を次のように改める。

第九十四条の二　左の各号の一に該当するものは、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出したもの

二　第四十六条第一項第一号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三　第四十六条第一項第二号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四　第四十六条第一項第三号若しくは第二項又は第五十一条の二の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

五　第五十三条の二において準用する刑事訴訟法第百五十四条又は第百六十六条の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

第九十五条第二項中「第九十一条の二第一号、第二号若しくは第三号」を「第九十一条の二第一号、第二号若しくは第五号」に改める。

第九十五条の次に次の二条を加える。

第九十五条の二　第八十九条第一項第二号又は第九十条第一号若しくは第二号の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。）に対しても、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第九十五条の三　裁判所は、十分な理由があると認めるときは、第八十九条第一項第二号又は第九十条に規定する刑の言渡と同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定にかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

第九十六条第三項中「その告発に係る犯罪について、」の下に「前条第一項又は」を加える。

第九十七条中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に、「違反した者」を「違反したもの」に改める。

第九十八条中「第六十七条第一項」を「第六十七条第一項又は第二項」に、「違反した者」を「違反したもの」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）は、廃止する。

3　この法律の施行前に生じた事項については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）及び旧事業者団体法の規定を適用する。

4　この法律の施行の際、公正取引委員会の審決が確定していない事項については、旧法の規定による不公正な競争方法であつて、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）の規定による不公正な取引方法であるものに関する事項を除き、前項の規定にかかわらず、新法を適用する。但し、既に行つた手続の効力を妨げない。

5　この法律の施行に際し、公正取引委員会が、旧法第七十二条第一項の規定により告示した不公正な競争方法について新法第二条第七項の規定による指定をしようとするときは、新法第七十一条の規定は、適用しない。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加え、「法律（昭和二十年勅令第五百四十二号を含む。以下同じ。）」を「法令」に、「その法律」を「その法令」に改め、但書を削り、第一号から第八号までを次のように改め、第九号及び第十号を削る。

一　地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第二十五条第一項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）

二　陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同条第二項

三　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第四十一条第一項

四　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第二百十三号）

五　漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第四章

六　電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第四十四条、第四十五条、第五十四条及び第五十五条

七　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第十二条第一項

八　旧ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基く命令であつて、現に法律としての効力を有するもの

第二条但書を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条　私的独占禁止法第八条の規定は、左に掲げる団体に対しては、これを適用しない。

一　私的独占禁止法第二十四条各号に掲げる要件を備え、且つ、左に掲げる法律の規定に基いて設立された協同組合その他の団体

イ　貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）

ロ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

ハ　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

ニ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

二　左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体

イ　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

ロ　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）

ハ　国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）

ニ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

ホ　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）

ヘ　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

ト　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）

チ　損害保険料率算出団体に関する法律

リ　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

ヌ　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第

百七十七号）

ル　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

ヲ　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

ワ　漁船損害補償法

カ　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）

ヨ　塩業組合法（昭和二十八年法律第百七号）

タ　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）

レ　開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）

三　左に掲げる団体。但し、それぞれの団体に固有な業務を遂行するに必要な範囲に限る。

イ　手形法（昭和七年法律第二十号）及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）の規定により指定されている手形交換所

ロ　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一条の規定に基いて指定された団体

ハ　証券取引法の規定に基いて設立された証券取引所に所属する決済機関

ニ　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第二十五条第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体及びその連合体

四　従業員の数が二十人をこえない事業者である個人が相互扶助を目的として設立した団体であつて、構成事業者の数が十九人をこえないもの

8　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二を次のように改める。

第十二条ノ二　削除

第十二条ノ三中「及事業者団体法」を削り、同条但書中「不公正ナル競争方法」を「不公正ナル取引方法」に改める。

第百四十四条ノ二を削る。

第百四十四条中「又ハ第百四十四条ノ二ニ」を削る。

9　蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノ二　農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ繭ヲ買受ケントスル者（以下繭需要者ト称ス）ガ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ繭ノ売買ニ関スル農業協同組合法第十条第一項第十一号ノ団体協約又ハ繭ノ売買契約ヲ結ブ旨ノ申込ヲ受ケタル場合ニ於テ当該申込ニ係ル団体協約又ハ売買契約ニ付行フ繭価ニ関スル協定、契約又ハ共同行為（以下協定等ト称ス）左ノ各号ノ要件ヲ具備スルトキハ私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ不公正ナル取引方法ヲ用フルトキ又ハ不当ニ繭価ヲ引下グルコトトナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　其ノ内容不当ニ差別的ニ非ザルコト

二　其ノ協定等ニ参加シ又ハ其ノ協定等ヨリ脱退スルコトヲ不当ニ制限セザルコト

繭需要者ハ前項ノ協定ヲ為サントスルトキハ予メ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

繭需要者ハ第一項ノ協定等ヲ為シタルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ニ届出ヅベシ之ヲ変更シタルトキ亦同ジ

第四十八条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十五条ノ二第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者

第四十九条中「前条第一号」の下に「若ハ第二号」を加える。

10　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項及び第七項中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

11　外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第十二条ノ二から第十二条ノ七まで（保険会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外）」を「第十二条ノ三から第十二条ノ七まで（私的独占禁止法の適用除外）」に改める。

第三十三条の二を削る。

第三十五条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

12　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「及び事業者団体法」を削り、同条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、同条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

13　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

14　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「又は事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

15　農林物資規格法（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中第四号及び第五号を削る。

16　船主相互保険組合法の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

（私的独占禁止法との関係）

第五十五条　この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用又は同法に基き公正取引委員会が行使する権限を排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

17　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条但書中「又は事業者団体法（昭和二十六年法律第百九十一号）」を削る。

18　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十五条中「事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の定めるところに従い、」を削る。

19　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「及び第二項」を削る。

20　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百十一条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第九十三条の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、同条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）」を削り、同条但書中「不公正な競争方法」を「不公正な取引方法」に改める。

22　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第十条第二項及び第二項並びに第十一条第一項及び第二項」を「第十条第一項及び第十一条第一項」に改め、同項但書中「第四条第一項、第五条、」を削り、「第六条第一項若しくは第三項、第十条第一項、第二項若しくは第四項、第十一条第一項若しくは第二項」を「第六条第一項若しくは第二項、第十条、第十一条第一項」に改め、「又は不当な事業能力の較差があることとなると認められる場合」及び「第八条第一項、」を削り、同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項又は第十一条第一項」に改める。

23　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設大臣署名）

法律第二百六十号（昭二八・九・一）

◎有畜農家創設特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、計画的且つ効率的に有畜農家の創設を促進するために、当分の間、これに必要な助成措置を講ずることにより、農業経営の合理化を推進し、その総合生産力の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「家畜」とは、牛、馬及びめん羊をいい、「有畜農家創設事業」とは、農林大臣の定める有畜農家創設基準に従い都道府県が定めた有畜農家創設計画に基き、農業協同組合その他農業者の組織する政令で定める団体（以下「組合等」という。）が家畜を購入し、又は借り受けて、これを農家に導入する事業をいい、「有畜農家創設事業資金」とは、有畜農家創設事業を行うため、組合等が家畜を購入し、又は借り受けるのに要する資金をいう。

（資金の融通のあつ旋）

第三条 政府は、有畜農家創設事業を行う組合等が当該事業を達成するために必要な資金の融通のあつ旋に努めるものとする。

（国庫補助）

第四条 政府は、予算の範囲内において、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が有畜農家創設事業を行う組合等に対し、その有畜農家創設事業資金につき年次別に計算した利子相当額の全部又は一部を補助するときのその補助に要する経費

二 都道府県が有畜農家創設事業を行う組合等に対し当該事業のために貸し付ける家畜を購入するときのその購入代金につき年次別に計算した利子相当額の経費

第五条 前条の規定により政府が都道府県に対して交付することができる補助金の額は、都道府県別、乳牛、役肉用牛、馬及びめん羊別並びに年次別に、農林大臣が定める金額の範囲内で組合等又は都道府県が家畜の購入又は借受に要した資金の百分の七十に相当する金額につき、政令の定めるところにより年五分の割合で計算した金額を限度とする。

第六条 政府は、都道府県が、組合等に有畜農家創設事業資金を融資する農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関又は有畜農家創設事業を行うため農家に家畜の購入若しくは借受に要する資金を融資する組合等（以下「融資機関」という。）と当該融資をすることによつて融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を結び損失補償を行うときは、当該都道府県に対し、その損失補償に要した金額の二分の一に相当する金額を補助する。

2 前項の損失補償契約は、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額を損失とし、融資機関ごとに、当該融資機関がした融資ごとの融資元本（農家に融資する融資機関にあつては当該融資の総額）のうち当該融資に係る有畜農家創設事業資金の百分の七十をこえない金額についてその百分の三十に相当する金額をその損失補償の限度とするものに限る。

3 第一項の契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県に納付しなければならないこと。

4 第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る融資の総額は、毎年予算でその限度を定め、都道府県ごとの当該補助に係る融資の総額は、予算の限度内で農林大臣が定める。

（政府への納付金）

第七条 前条第一項の規定により補助金の交付を受ける都道府県は、融資機関から同条第三項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（補助金の打切又は返還）

第八条 政府は、都道府県がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき又は当該都道府県と第六条第一項の契約を結んだ融資機関が同条第三項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年度において、第六条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る融資の総額は、同条第四項の規定にかかわらず、二十二億円を限度とする。

3 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「家畜の改良又は増殖」を「家畜の改良、増殖又は有畜営農の普及」に改める。

第三条第七号中「改良又は」を「改良若しくは」に、「無償貸付を受けた者又は飼育管理の委託を受けた者」を「無償貸付を受け、若しくは飼育管理の委託を受けた者又は有畜営農の普及を図るため無償若しくは時価よりも低い対価で家畜の貸付を受けた者」に改め、同条第八号中「又は飼育管理の委託を受けた者」を「若しくは飼育管理の委託を受けた者又は有畜営農の普及を図るため無償若しくは時価よりも低い対価で家畜の貸付を受けた者」に改める。

第八条を削る。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十一号（昭二八・九・三）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律（衆法）

昭和二十八年六月及び七月における大水害を被つた政令で指定する地域内にある地方公共団体が昭和二十九年三月三十一日までに自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）により開催する自転車競走については、そのうち一回で政令で定めるものを限り、当該競走に係る同法第十条第三項に規定する納付金は、これを納付することを要しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

(大衆名曲簡易教程)